保健衛生

保健衛生概説

はじめに

保健衛生行政は、区民の健康の保持増進を図ることを目的とするもので、対人保健活動と対物保健活動の分野にわたり、各種疾病の予防事業、衛生教育、医療費助成等のサービス業務のほか、監視、指導、取締り及び許認可等の事務がある。

区の保健衛生行政は、昭和 40 年 4 月の地方自治法改正を契機として大幅に拡充され、昭和 50 年 4 月には保健所の区への移管等が行われた。平成 9 年に地域保健法が施行され、地域保健対策の推進に関する基本指針、保健所の設置、その他地域保健対策の推進に関する基本事項が定められた。また、平成 14 年に健康増進法が施行され、急速な高齢化の進展と疾病構造の変化に対応するため、より充実した施策が展開されるようになった。

現在、区の保健所においては、難病・精神対策、健康診査、保健指導、がん検診、歯科健診、各種健康教育、健康相談等の保健事業等を実施するとともに、母子保健事業等を実施している。さらに感染症対策や災害医療体制整備等の健康危機対策及び食品・環境衛生、医事・薬事衛生、動物愛護管理の事業にも取り組んでいる。

保健所

昭和 22 年 9 月、保健所法が全面改正され、翌年 10 月に保健所の業務は従来の母子保健対策や健康相談のほか感染症対策、環境衛生、食品衛生、医事衛生などが加わり、新しい保健所制度が発足した。これに伴い、東京都では都内に多くの保健所を設置し、保健所は地域の保健衛生の中心機関として衛生行政の大部分を担当してきたが、昭和 50 年 4 月から保健所の事務が都から区に移管された。これにより、向島保健所と本所保健所が区の保健所となり区は直接住民により密着した保健衛生行政を行うことができるようになった。さらに、地域保健のより一層の強化・充実を図るため、平成 6 年 7 月に保健所法が地域保健法に改称・改正され、保健所の機能が充実強化されることとなった。

そこで、平成 12 年 4 月に保健衛生部と両保健所を統合し、墨田区保健所とした。同時に保健所の企画・調整機能を担う保健計画課及び食品衛生監視・環境衛生監視を担当する生活衛生課を、区役所本庁舎内に設けた。また、直接区民の健康に関わる健康診査、母子保健、栄養指導等については、向島・本所保健センターで実施することとした。さらに、厚生部と保健衛生部の統合も行われ、福祉保健部となった。

その後、平成 20 年 4 月には、エイズ、結核を含む感染症予防の更なる充実を図るため、保健予防課を設置した。

平成 31 年 4 月には、精神保健福祉対策の充実を図るため、保健予防課に専任部署を設けた。加えて、母子保健法の改正を受けた母子保健施策と児童虐待防止対策との連携強化をはじめ、さまざまな保健サービスを充実させるため、新保健施設等複合施設を開設することとし、保健計画課内に専任部署を設けた。

令和 4 年 4 月には、新保健施設等複合施設の開設準備が本格化することを受け、新保健施設等開設準備室を設置し、3 課 1 室 2 センターの体制となった。

令和 6 年 4 月には、新保健施設等複合施設への移転を見据え、向島・本所両センターを統合した上で保健計画課の業務の一部を移管した健康推進課を新たに設置し、4 課 1 室の体制となった。

令和 6 年 11 月に、保健・子育て・教育の機能を集約した新保健施設等複合施設「すみだ保健子育て総合センター」を開館した。

また、新型コロナウイルス感染症対策にあたり、予防接種（臨時接種）を担う部署として令和 2 年 12 月に新型コロナウイルス予防接種調整担当を設置したが、新型コロナウイルス予防接種（臨時接種）の業務が終了したため、令和 6 年 3 月 31 日をもって、組織を廃止した。

令和 7 年 4 月には、新保健施設等開設準備室を廃止し、4 課体制に戻すとともに、組織を保健衛生部とした。健康課題の多様化、感染症の拡大などに伴い、保健衛生行政に対する需要はますます複雑

化してきている。このため、保健所では健康危機管理体制を構築するとともに、公衆衛生の第一線機関として、様々な事業を展開している。

墨田区保健所（保健衛生部）　横川五丁目７番４号

保　健　計　画　課	すみだ保健子育て総合センター （横川五丁目７番４号）
生　活　衛　生　課	
保　健　予　防　課	
健　康　推　進　課	

すみだ健康づくり総合計画

区は、区民の健康で生きがいのある生活の実現を目的に、健康づくり計画の策定や「すみだ健康区宣言」を行い、区民と区が一体となった区民の健康づくりに取り組んできた。

令和４年３月に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響やデジタル化の推進、データヘルスの促進、少子高齢化等の社会情勢、さらに持続可能な開発目標（SDGｓ）の取組等を踏まえて、「健康寿命をのばし、誰ひとり取り残さない『健康長寿日本一のまち』の実現」を掲げた後期計画を策定した。

一方、国は令和６年度に「すべての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」をビジョンとして掲げる、「21 世紀のおける第三次国民健康づくり運動(健康日本 21(第３次))」を開始した。第三次における新たな視点として、女性の健康や暮らしているだけで健康になれるまちづくり（ゼロ次予防）の実施、個人の健康情報の見える化・PHR（パーソナル・ヘルス・レコード） をはじめとした ICT の利活用が挙げられている。さらには、新型インフルエンザ、エボラ出血熱、蚊媒介感染症（デング熱、ジカウイルス感染症等)、エムポックス、結核、麻しん、風しん、梅毒等の感染症や食中毒など、区民の生命や健康を脅かす健康危機に備えた、迅速な対応が重要となっている。

区は、令和２年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大や様々な自然災害を踏まえ、区の力を存分に発揮し、誰もが自分らしく活躍できる、健康な人づくり・まちづくりをさらに進めるため、今後 10 年間の計画となる「すみだ健康づくり総合計画(第５次)・自殺対策計画(第２次)」を策定した。

１　墨田区がめざす健康づくりの姿（第５次計画）

人生 100 年時代、誰もが健やかで心豊かに生活できる「健康長寿日本一のまち」

２　基本理念

- 個人の特性とライフコースアプローチを踏まえた区民の主体的な健康づくり
- 健康づくりを支える地域づくり
- 自然に健康になれる環境づくり

３　基本方針

- 科学的知見に基づく、疾病予防・管理を推進する
- ヘルスリテラシーを高める情報発信、ICT の活用を推進する
- 多様な知を集結し、健康課題を解消する、新しい社会環境を整備する

４　基本目標・施策の方向

基本目標	施策の方向性
Ⅰ　個人の特性を踏まえた健康づくり	①生活習慣病の発症と重症化予防
	②がん対策の推進
	③健康的な食環境づくり
	④身体活動・運動の推進
	⑤歯・口腔の健康づくり
	⑥健康づくりのための休養・睡眠
	⑦たばこ・アルコール対策の推進
Ⅱ　ライフコースに応じた健康づくり ①こども ②女性 ③　高齢者	①-①切れ目のない妊娠・出産・育児支援
	①-②こどもの健やかな発育・発達支援
	①-③学童期・思春期からの健康づくり支援
	①-④安心して子育てできる保健・医療体制の整備
	②女性の健康づくり
	③高齢者の健康づくり
Ⅲ　地域共生・多様な主体による健康づくり	①誰もが安心して暮らせる地域づくり
	②最期まで自分らしく暮らせる地域づくり
	③こころの健康を支える地域づくり
	④自殺対策を推進
	⑤地域・職域連携の推進
	⑥特殊疾病（難病）対策の推進
	⑦すみだらしい食育の推進
	⑧健康を支援するソーシャルキャピタルの醸成
	⑨健康なまちづくりに向けた環境整備
Ⅳ　安全・安心な保健・医療体制	①感染症対策の推進
	②食品衛生の推進
	③衛生的な生活環境の確保／公害対策
	④動物の適正管理の推進
	⑤健康危機管理体制の充実
	⑥地域の保健・医療体制の整備

すみだ健康区宣言

新たな「すみだ健康づくり総合計画」の目指す姿である「健康長寿日本一のまち」の実現に向けて改めて決意を表明し、区民に周知するため、昭和５９年１０月７日に行ったすみだ健康区宣言を一部見直し、以下のように宣言する。

す　み　だ　健　康　区　宣　言

令和８年４月１日

わたくしたちは、だれもが、生涯にわたって心身の健康を保ち、いきいきと働き、学び、楽しく集い、憩える、明るい家庭と活気のあるまちの実現を願っています。健康こそは、個人や家族にとっての幸せの源であり、社会を発展させる原動力です。わたくしたちは、区民すべての健康づくりを推し進め、一人ひとりの健康と実り豊かで満足できる人生の実現をめざし、次のことを誓います。

1　わたくしたちは、健康な生活習慣を身につけ、自分の健康は自分で守り、自分でつくります。

2　わたくしたちは、病気の予防や早期発見、早期治療に努め、休息や睡眠をしっかり取り、健やかな生涯を築きます。

3　わたくしたちは、体力づくりに励み、生きがいづくり、文化活動に親しみ、豊かな活力を養います。

4　わたくしたちは、ふるさと墨田の自然環境を守り育て、美しく、住みよいまちをつくります。

5　わたくしたちは、家族や地域、人とのつながりを大切にし、ひとりで悩むことのない、思いやりと心のふれ合いのあるまちを、未来に引き継ぎます。

すみだ健康区宣言

１　人口動態統計

人口動態調査は、我が国の人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的に、統計法（昭和 22 年 3 月 26 日法律第 18 号）による基幹統計として実施されている。

この調査は、戸籍法（昭和 22 年 12 月 26 日法律第 225 号）及び死産の届出に関する規程（昭和 21 年 9 月 30 日厚生省令第 42 号）により、区市町村長に届出された出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の各届出書から、人口動態調査令（昭和 21 年 9 月 28 日勅令第 447 号）に基づいて各調査票を作成し、厚生労働省大臣官房統計情報部において集計されている。

■１　令和 7 年人口動態結果の概要

（１）出生数は減少

出生数は 2,225 人で、前年の 2,084 人より 141 人増加した。

出生率（人口千対比）は 7.8 で、前年の 7.7 より 0.1 ポイント増加した。なお、低体重児（出生時体重 2,500ｇ未満）の出生率（出生千対比）は 92.6 で、前年の 86.9 より 5.7 ポイント上回った。

（２）合計特殊出生率は減少

合計特殊出生率は 0.98 で、前年の 0.94 より 0.04 ポイント上回った。

※墨田区の数値は概数から算出したもの。

（３）死亡数は増加

死亡数は 2,734 人で、前年 2,802 人より 68 人減少した。

死亡率（人口千対比）は 9.6 で、前年の 9.9 より 0.3 ポイント下回った。

悪性新生物の死亡数は 653 人、死亡総数の 23.9%を占めている。順位は死亡数の多い順から第 1 位は悪性新生物、第 2 位は心疾患、第 3 位は老衰となっている。

（４）死産数は増加

死産数は 52 胎で、前年より 2 胎減少した。

死産率（出産千対比）は 22.8 で、前年の 25.3 より 2.5 ポイント下回った。

（５）婚姻件数は増加

婚姻件数は 2,947 件で、前年 2,840 件より 107 件増加した。

婚姻率（人口千対比）は 10.3 で、前年の 10.0 より 0.3 ポイント上回った。

（６）離婚件数は減少

離婚件数は 440 件で、前年 492 件より 52 件減少した。

離婚率（人口千対比）は 1.54 で、前年の 1.73 より 0.19 ポイント下回った。

■２　利用上の注意事項

（１）本書で利用した人口動態統計の資料は、次のとおりである。

ア　人口動態統計月報　　数値：概数

集計客体：日本における日本人（前年以前発生したものを除く）

公　　表：毎月　厚生労働省大臣官房統計情報部（ただし、調査月の約 5 ヵ月後）

イ　人口動態統計年報　　数値：確定数（概数に修正を加えたもの）

集計客体：日本における日本人（前年以前発生したものを除く）

日本における外国人（前年以前発生したものを除く）

外国における日本人（前年以前発生したものを除く）

公　　表：毎年　厚生労働省大臣官房統計情報部（ただし、調査年の翌年 9 月）

（２）本書で使用した人口動態の令和 6 年の数値は、概数で表記している。

墨田区の人口は､各年の 10 月 1 日現在の住民基本台帳により算出している(外国人を除く)。なお、国及び東京都の人口は推計である。

（３）本書で使用した人口動態の令和 5 年以前の数値は、確定数で表記している。ただし、内訳が

不明等の理由で、確定数で表記できないものについては、概数のまま表記している。

（4）対象及び期間

① 出生・死亡

戸籍法（昭和 22 年 12 月 26 日法律第 225 号）により、当該年中に届けられたものの中から、当該年以前に発生したものを除き、当該翌年 1 月 14 日までに届けられた当該年発生のものを加える。

② 婚姻・離婚

戸籍法（昭和 22 年 12 月 26 日法律第 225 号）により、当該年中に届けられたもの。

③ 死産

死産の届出に関する規程（昭和 21 年 9 月 30 日厚生省令第 42 号）により、当該年中に届けられたものの中から、当該年以前に発生したものを除き、当該翌年 1 月 14 日までに届けられた当該年発生のものを加える。

（5）用語の説明

ア 自然増加：出生数から死亡数を減じたもの

イ 乳児死亡：生後 1 年未満の死亡

ウ 新生児死亡：生後 4 週未満の死亡

エ 早期新生児死亡：生後 1 週未満の死亡

オ 死産：妊娠満 12 週以後の死児の出産

（妊娠満 12 週までは、妊娠中絶として扱う：11 母子保健の項参照）

カ 自然死産と人工死産：人工死産とは胎児の母体内生存が確実なときに人工的処置（胎児又は付属物に対する措置及び陣痛促進剤の使用）を加えたことにより、死産に至った場合をいい、それ以外はすべて自然死産とする。

なお、人工的処置を加えた場合でも、つぎのものは自然死産とする。

(ｱ) 胎児を出生させることを目的とした場合

(ｲ) 母体内の胎児が生死不明か、又は死亡している場合

キ 周産期死亡：妊娠満 22 週以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの

ク 合計特殊出生率：15 歳から 49 歳までの女性の 5 歳階級別出生率を合計したもので、１人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの平均子ども数に相当するもの

（６）比率の計算式

$$出生率 = \frac{年間出生数}{10月1日現在の推計人口} \times 1,000$$

$$低出生体重児出生率 = \frac{低出生体重児(2,500グラム未満の出生児)の年間出生数}{年間出生数} \times 1,000$$

$$死亡率 = \frac{年間死亡数}{10月1日現在の推計人口} \times 1,000$$

$$乳児死亡率 = \frac{年間乳児死亡数}{年間出生数} \times 1,000$$

$$新生児死亡率 = \frac{年間新生児死亡数}{年間出生数} \times 1,000$$

$$周産期死亡率 = \frac{年間の妊娠満22週以後の死産数＋年間の早期新生児死亡数}{年間出生数＋年間の妊娠22週以後の死産数} \times 1,000$$

$$死産率・自然死産率・人工死産率 = \frac{年間（死産・自然死産・人工死産）数}{年間出生数＋年間死産数} \times 1,000$$

$$自然増加率 = \frac{年間出生数－年間死亡数}{10月1日現在の推計人口} \times 1,000$$

$$婚姻率 = \frac{年間婚姻届出件数}{10月1日現在の推計人口} \times 1,000$$

$$離婚率 = \frac{年間離婚届出件数}{10月1日現在の推計人口} \times 1,000$$

$$合計特殊出生率 = \left[\frac{5歳階級別の母の年齢別出生数}{5歳階級別の10月1日現在の年齢別女性推計人口} \right] \times 5$$

15歳から49歳における区分の合計値が合計特殊出生率

※墨田区と東京都は5歳階級別での算出となるため、上記の計算式となる。

■３　人口動態総覧

人口動態年次件数

年次	出生	再掲 低出生体重児	死亡	再掲 乳児死亡	再掲 新生児死亡	死産	再掲 自然死産	再掲 人工死産	再掲 不詳	周産期死亡	再掲 二十二週以降	再掲 早期新生児	婚姻	離婚	自然増加
R5	2,123	168	2,730	6	3	33	16	17	0	5	4	1	2,589	493	−607
R6	2,084	181	2,802	1	0	54	21	33	0	8	8	0	2,840	492	−718
R7	2,225	206	2,734	0	0	52	22	30	0	6	6	0	2,947	440	−509

人口動態年次比率

年次	出生率人口千対比	再掲 低体重児出生率 出生千対比	死亡率 人口千対比	再掲 乳児死亡率 出生千対比	再掲 新生児死亡率 出生千対比	再掲 周産期死亡率 出生千対比	死産（出産千対比） 死産率	死産（出産千対比） 自然死産率	死産（出産千対比） 人工死産率	婚姻率 人口千対比	離婚率 人口千対比	自然増加率
R5	7.9	79.1	9.8	2.8	1.4	2.4	15.3	7.4	7.9	9.2	1.76	−2.3
R6	7.7	86.9	9.9	0.5	0	3.8	25.3	9.8	15.4	10	1.73	−2.7
R7	7.8	92.6	9.6	0	0	2.7	22.8	9.7	13.2	10.3	1.54	−1.8

人口千対比分母数：285,361「東京都の人口（推計）令和7年10月1日現在」（東京都総務局統計部）

年次別出生の推移　　（位：【数】は人・【率】は人口千対比）

区分＼暦年		R5年	R6年	R7年
全国	【数】	727,288	686,061	671,236
	【率】	6.0	5.7	5.6
東京都	【数】	86,348	84,205	85,064
	【率】	6.4	6.3	6.3
区部	【数】	62,459	61,447	62,284
	【率】	6.4	6.2	6.3
墨田区	【数】	2,123	2,084	2,225
	【率】	7.9	7.7	7.8

人口千対比分母数（R7.10.1現在全国推計人口）：　119,379,692

人口千対比分母数（R7.10.1現在東京都推計人口）：　13,475,000

人口千対比分母数（R7.10.1現在東京都区部推計人口）：　9,947,644

人口千対比分母数（R7.10.1現在墨田区人口）：　285,361

年次別死亡の推移　　（単位：【数】は人、【率】は人口千対比）

区分＼暦年		R5年	R6年	R7年
全国	【数】	1,575,936	1,605,298	1,589,489
	【率】	13.0	13.3	13.3
東京都	【数】	137,177	140,273	138,377
	【率】	10.2	10.4	10.3
区部	【数】	90,443	92,289	90,756
	【率】	9.2	9.3	9.1
墨田区	【数】	2,730	2,802	2,734
	【率】	10.1	10.3	9.6

※人口千対比分母数は、前ページに表示。

■４　出生統計

出生順位別・母の年齢階層別出生数　　(R7年)

年齢階層	出生順位		第1子	第2子	第3子	第4子	第5子	第6子以上	不詳
	構成比	総数	65.8%	26.9%	5.8%	1.2%	0.1%	0.2%	0.0%
		2,225	1,465	598	128	26	3	4	1
15～19歳	0.2%	5	5	0	0	0	0	0	0
20～24歳	1.6%	36	30	3	3	0	0	0	0
25～29歳	19.7%	438	348	77	10	3	0	0	0
30～34歳	46.8%	1,042	724	263	45	9	0	0	1
35～39歳	23.7%	527	271	196	43	12	2	3	0
40～44歳	7.5%	167	81	57	26	2	0	1	0
45～49歳	0.4%	8	5	1	1	0	1	0	0
50歳以上	0.1%	2	1	1	0	0	0	0	0
不詳	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0

母の年齢階層別出生数

年齢階層	R5年	R6年	R7年		
	墨田区	墨田区	墨田区	東京都	全国
総数	2,123	2,084	2,225	85,064	671,236
15歳未満	0	1	0	1	4,167
15～19歳	5	3	5	206	
20～24歳	48	46	36	2,327	39,652
25～29歳	432	453	438	16,473	173,139
30～34歳	877	842	1042	34,722	255,665
35～39歳	572	572	527	23,647	155,320
40～44歳	173	156	167	7,283	41,631
45～49歳	12	9	8	363	1,644
50歳以上	4	0	2	38	
不詳	0	2	0	4	18

・妊娠週数別出生数

		総　数	2,500ｇ未満（低体重児）				2,500ｇ以上						体 重
			999ｇ	1,000～	1,500～	2,000～	2,500～	3,000～	3,500～	4,000～	4,500～	5,000ｇ	不 詳
			以下	1,499ｇ	1,999ｇ	2,499ｇ	2,999ｇ	3,499ｇ	3,999ｇ	4,499ｇ	4,999ｇ	以上	
全体	計	2,225	206				2,019						0
			6	9	28	163	835	971	199	13	1	0	0
	42週以上	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	37～41週	2,110	0	0	5	124	806	962	199	13	1	0	0
	32～36週	98	0	2	20	39	29	8	0	0	0	0	0
	28～31週	10	0	7	3	0	0	0	0	0	0	0	0
	28週未満	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不　　詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
男子	計	1,111	3	6	15	73	380	517	108	8	1	0	0
	42週以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	37～41週	1042	0	0	0	52	361	512	108	8	1	0	0
	32～36週	58	0	0	13	21	19	5	0	0	0	0	0
	28～31週	8	0	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	28週未満	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不　　詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
女子	計	1,114	3	3	13	90	455	454	91	5	0	0	0
	42週以上	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	37～41週	1,068	0	0	5	72	445	450	91	5	0	0	0
	32～36週	40	0	2	7	18	10	3	0	0	0	0	0
	28～31週	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	28週未満	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不　　詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

■５　合計特殊出生率

年次推移（年齢段階別内訳）

墨田区	合計特殊出生率			対前年増減	
(母の年齢)	R5年	R6年	R7年	R5～R6年	R6～R7年
15～19歳	0.0060	0.0036	0.0060	▲ 0.0024	0.0024
20～24歳	0.0340	0.0326	0.0263	▲ 0.0014	▲ 0.0063
25～29歳	0.1673	0.1699	0.1617	0.0026	▲ 0.0082
30～34歳	0.3894	0.3560	0.4278	▲ 0.0334	0.0718
35～39歳	0.2901	0.2901	0.2689	0.0000	▲ 0.0212
40～44歳	0.0909	0.0825	0.0885	▲ 0.0084	0.0060
45～49歳	0.0059	0.0046	0.0041	▲ 0.0013	▲ 0.0005
墨田区	0.9800	0.9400	0.9833	▲ 0.0400	0.0433
東京都	0.9900	0.9600	0.9600	▲ 0.0300	0.0000
全　国	1.2000	1.1500	1.1400	▲ 0.0500	▲ 0.0100

※ 率算出に用いた分母：令和7年10月1日現在墨田区年齢別人口内訳（女性）

15～19歳：4,170　20～24歳：6,838　25～29歳：13,547　30～34歳：12,180

35～39歳：9,801　40～44歳：9,430　45～49歳：9,682

※ 墨田区の数値：いずれの年度も概数から算出したもの
（人口動態統計から年齢別の内訳が算出できないため）

※ 全国、東京都の数値：「令和７年人口動態統計月報年計（概数）の概況」
（厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室）

■6　死　亡　統　計

主要死因別死亡数・死亡率　　単位：【死亡数】は人、【死亡率】は人口10万対比

死因（死因簡単分類コード）			死亡数			死亡率		
			R5年	R6年	R7年	R5年	R6年	R7年
			2,734	2,802	2,734	1,017.5	1,034.8	958.1
01000	感染症及び寄生虫症		41	25	40	15.3	9.2	14.0
01200	(再掲)	結核	(6)	(4)	(5)	(2.2)	(1.5)	(1.8)
02000	新生物		694	740	679	258.3	273.3	237.9
02100	（再掲）	悪性新生物	(672)	(712)	(653)	(250.1)	(263.0)	(228.8)
02102		食道の悪性新生物	(19)	(23)	(20)	(7.1)	(8.5)	(7.0)
02103		胃の悪性新生物	(72)	(58)	(67)	(26.8)	(21.4)	(23.5)
02104		結腸の悪性新生物	(57)	(72)	(55)	(21.2)	(26.6)	(19.3)
02105		直腸S字結腸移行部及び直腸の悪性新生物	(28)	(29)	(34)	(10.4)	(10.7)	(11.9)
02106		肝及び肝内胆管の悪性新生物	(27)	(48)	(30)	(10.0)	(17.7)	(10.5)
02107		胆のう及びその他の胆道の悪性新生物	(27)	(29)	(32)	(10.0)	(10.7)	(11.2)
02108		膵の悪性新生物	(50)	(76)	(61)	(18.6)	(28.1)	(21.4)
02110		気管、気管支及び肺の悪性新生物	(160)	(141)	(127)	(59.5)	(52.1)	(44.5)
02112		乳房の悪性新生物	(26)	(30)	(30)	(9.7)	(11.1)	(10.5)
02113		子宮の悪性新生物	(12)	(21)	(19)	(4.5)	(7.8)	(6.7)
02119		白血病	(18)	(19)	(17)	(6.7)	(7.0)	(6.0)
04100	糖尿病		31	22	25	11.5	8.1	8.8
09000	循環器系の疾患		676	644	653	251.6	237.8	228.8
09100	（再掲）	高血圧性疾患	(23)	(15)	(22)	(8.6)	(5.5)	(7.7)
09200		心疾患	(430)	(401)	(420)	(160.0)	(148.1)	(147.2)
09202		（再掲） 急性心筋梗塞	(38)	(36)	(43)	(14.1)	(13.3)	(15.1)
09203		虚血性心疾患	(197)	(149)	(174)	(73.3)	(55.0)	(61.0)
09206		不整脈及び伝導障害	(36)	(41)	(29)	(13.4)	(15.1)	(10.2)
09207		心不全	(123)	(137)	(143)	(45.8)	(50.6)	(50.1)
09300		脳血管疾患	(174)	(181)	(148)	(64.8)	(66.8)	(51.9)
09301		（再掲） くも膜下出血	(19)	(23)	(14)	(7.1)	(8.5)	(4.9)
09302		脳内出血	(67)	(55)	(50)	(24.9)	(20.3)	(17.5)
09303		脳梗塞	(86)	(96)	(81)	(32.0)	(35.5)	(28.4)
09400		大動脈瘤及び解離	(34)	30	(42)	(12.7)	11.1	(14.7)
10000	呼吸器系の疾患		308	319	347	114.6	117.8	121.6
10200	（再掲）	肺炎	(104)	(108)	(124)	(38.7)	(39.9)	(43.5)
10400		慢性閉塞性肺疾患	(37)	(42)	(35)	(13.8)	(15.5)	(12.3)
10500		喘息	(1)	(1)	(2)	(0.4)	(0.4)	(0.7)
11000	消化器系の疾患		119	138	128	44.3	51.0	44.9
11300	(再掲)	肝疾患	(45)	(46)	(51)	(16.7)	(17.0)	(17.9)
14000	尿路性器系の疾患		93	95	(85)	34.6	35.1	(29.8)
14200	(再掲)	腎不全	(55)	(64)	(61)	(20.5)	(23.6)	(21.4)
18100	老衰		332	338	363	123.6	124.8	127.2
20000	傷病及び死亡の外因		167	117	130	62.2	43.2	45.6
20100	（再掲）	不慮の事故	(70)	(76)	(64)	(26.1)	(28.1)	(22.4)
20101		(再掲) 交通事故	(2)	(3)	(6)	(0.7)	(1.1)	(2.1)
20200		自殺	(37)	(33)	(37)	(13.8)	(12.2)	(13.0)
－	上記以外の全死因		273	364	454	101.6	134.4	159.1

注1　() は再掲
注2　確定数のうち死因が不明なものは上記以外の全死因に含む。
注3　本表に用いた数値
・R7年　保健計画課
・R6年　保健計画課
・R5年　「人口動態統計」（東京都保健医療局）
注4　率の算定に用いた人口
・R7年　285,361「東京都の人口（推計）令和7年10月1日現在」（東京都総務局統計部）
・R6年　270,770「令和6年10月1日現在住民基本台帳に基づく日本人」
・R5年　268,701「人口動態統計（確定数）の概況」（厚生労働省）

年齢別死亡数一覧 － 1(令和7年－1)

死因＼年齢性別			総数		30歳未満		30～34歳		35～39歳		40～44歳		45～49歳		50～54歳	
			2,734		15		9		9		13		25		58	
			男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総数			1,458	1,276	7	8	6	3	4	5	10	3	14	11	38	20
感染症及び寄生虫症			20	20	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
再掲	結核		4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
再掲	結核以外の疾患		16	19	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新生物			405	274	0	0	0	0	1	4	2	0	2	3	7	13
	悪性新生物		392	261	0	0	0	0	1	3	2	0	2	2	6	12
再掲	再掲	口唇、口腔、咽頭	18	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		食道	16	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		胃	42	25	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
		結腸	30	25	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	2
		直腸ほか	17	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1
		肝、肝内胆管	24	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		胆のう、胆道	19	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		膵臓	28	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
		喉頭	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		気管、気管支、肺	88	39	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0
		皮膚	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
		乳房	0	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
		子宮	0	19	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	2
		卵巣	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
		前立腺	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		膀胱	13	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	掲	悪性リンパ腫	12	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		白血病	8	9	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1
		その他の部位	35	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の新生物		13	13	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	1
糖尿病			18	7	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
高血圧性疾患			10	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
心疾患			223	197	0	0	1	0	1	0	1	1	1	0	5	0
再掲	急性心筋梗塞		23	20	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0
	虚血性心疾患		118	56	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	4	0
	不整脈、伝導障害		15	14	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	心不全		59	84	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
掲	その他の心疾患		8	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
脳血管疾患			92	56	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	1	1
再掲	くも膜下出血		5	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
	脳内出血		34	16	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	1
	脳梗塞		52	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
掲	その他の脳血管疾患		1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大動脈瘤及び解離			25	17	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	0
その他の循環器系疾患			4	21	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1
インフルエンザ			7	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
肺炎			70	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
慢性閉塞性肺疾患			23	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
喘息			1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の呼吸器系疾患			99	77	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0
肝疾患（肝がんを除く）			42	9	0	0	0	0	0	0	1	0	6	0	3	1
その他の消化器系疾患			44	33	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	4	0
腎不全			33	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の尿路性器系疾患			5	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
老衰			105	258	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不慮の事故			38	26	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	3	0
自殺			19	18	4	5	2	2	1	1	2	1	0	4	1	1
その他の全死因			175	134	2	1	2	0	1	0	1	0	1	1	8	3

年齢別死亡数一覧 － 2(令和7年－2)

死因＼年齢性別			55～59歳		60～64歳		65～69歳		70～74歳		75～79歳		80～84歳		85歳以上	
			71		90		117		218		328		451		1,330	
			男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総数			50	21	63	27	82	35	161	57	218	110	270	181	535	795
感染症及び寄生虫症			2	0	2	0	0	0	1	2	4	5	2	3	9	9
再掲	結核		1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	1	0
再掲	結核以外の疾患		1	0	2	0	0	0	1	2	2	5	2	2	8	9
新生物			15	12	17	15	27	19	68	31	69	37	80	38	117	102
再掲	悪性新生物		13	11	17	14	27	18	66	30	69	36	76	38	113	97
再掲	再掲	口唇、口腔、咽頭	1	0	0	0	2	0	5	0	3	2	4	1	3	0
		食道	1	1	0	0	3	1	7	0	3	0	0	1	2	0
		胃	0	1	0	0	1	4	6	1	8	4	8	2	18	12
		結腸	1	0	1	1	1	0	6	2	6	4	6	2	6	14
		直腸ほか	1	0	2	1	1	2	3	1	1	0	2	0	5	2
		肝、肝内胆管	1	0	2	0	1	0	9	1	2	1	6	0	3	4
		胆のう、胆道	0	0	2	1	1	1	0	4	2	2	3	1	11	4
		膵臓	1	1	4	0	2	6	2	4	4	2	9	9	4	11
		喉頭	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
		気管、気管支、肺	3	2	1	1	4	0	11	6	21	7	18	6	28	17
		皮膚	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	2	3	0
		乳房	0	3	0	5	0	1	0	2	0	4	0	4	0	9
		子宮	0	2	0	2	0	2	0	4	0	0	0	2	0	2
		卵巣	0	1	0	1	0	0	0	1	0	2	0	1	0	0
		前立腺	1	0	2	0	1	0	6	0	5	0	9	0	13	0
		膀胱	0	0	0	0	2	0	1	1	2	1	4	1	4	2
		悪性リンパ腫	0	0	1	0	1	0	4	0	2	2	0	1	4	4
		白血病	0	0	0	1	1	0	1	1	1	1	1	0	3	4
		その他の部位	3	0	2	1	5	1	5	2	9	3	5	5	6	12
	その他の新生物		2	1	0	1	0	1	2	1	0	1	4	0	4	5
糖尿病			2	0	0	0	1	0	1	0	3	2	3	1	7	4
高血圧性疾患			0	0	2	1	1	0	0	0	1	2	1	0	5	9
心疾患			6	2	8	3	11	4	20	4	35	13	48	25	86	145
再掲	急性心筋梗塞		1	0	2	1	2	1	4	0	5	2	3	3	5	12
	虚血性心疾患		3	2	5	0	7	0	12	1	23	8	27	12	35	33
	不整脈、伝導障害		0	0	0	0	1	0	1	0	2	0	6	0	4	14
	心不全		0	0	0	0	0	2	2	2	3	3	12	8	41	69
再掲	その他の心疾患		2	0	1	2	1	1	1	1	2	0	0	2	1	17
脳血管疾患			3	1	9	1	6	2	15	0	14	4	13	9	28	37
再掲	くも膜下出血		0	0	0	0	1	1	0	0	0	2	0	1	3	4
	脳内出血		3	1	7	1	3	1	8	0	4	0	3	3	3	9
	脳梗塞		0	0	2	0	2	0	7	0	10	2	10	5	21	22
再掲	その他の脳血管疾患		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
大動脈瘤及び解離			2	0	2	0	3	0	3	1	3	2	5	3	3	11
その他の循環器系疾患			0	0	0	1	1	0	1	3	0	10	0	0	1	4
インフルエンザ			1	0	1	0	0	0	0	0	3	0	1	1	1	2
肺炎			3	0	2	0	3	1	2	1	9	2	12	8	38	42
慢性閉塞性肺疾患			0	0	0	0	1	0	7	1	3	1	4	1	8	8
喘息			0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
その他の呼吸器系疾患			1	0	2	1	4	0	10	2	13	5	20	12	47	56
肝疾患（肝がんを除く）			6	0	4	1	6	0	6	1	3	2	4	2	3	2
その他の消化器系疾患			2	0	2	1	2	1	3	2	14	4	4	4	12	21
腎不全			0	0	1	0	1	1	1	2	8	2	12	6	10	17
その他の尿路性器系疾患			0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2	5	15
老衰			0	0	0	0	0	1	1	1	7	2	18	29	79	225
不慮の事故			0	1	2	0	3	2	3	3	7	2	5	7	13	10
自殺			1	1	1	0	3	1	1	0	0	1	1	0	2	1
その他の全死因			6	3	8	3	9	3	18	2	21	13	37	30	61	75

年齢階層別・死亡原因順位別・死亡数　　(R7年度)

年齢階層	第1順位		第2順位		第3順位	
0歳		－	－	－	－	－
1～ 4歳	症状，徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	1	－	－	－	－
5～ 9歳	－	－	－	－	－	－
10～14歳	－	－	－	－	－	－
15～19歳	自殺	3	その他の精神及び行動の障害	1	－	－
20～24歳	自殺	3	その他の感染症及び寄生虫症	1	その他の症状，徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	1
25～29歳	自殺	3	その他の循環器系の疾患	1	不慮の事故	1
30～34歳	自殺	4	循環器系の疾患	2	その他の症状，徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	1
35～39歳	悪性新生物	5	自殺	2	心疾患	1
40～44歳	自殺	3	悪性新生物	2	心疾患	2
45～49歳	肝疾患	6	悪性新生物	4	脳血管疾患	4
50～54歳	悪性新生物	18	その他の症状，徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	8	心疾患	5
55～59歳	悪性新生物	24	心疾患	8	肝疾患	6
60～64歳	悪性新生物	31	心疾患	11	脳血管疾患	10
65～69歳	悪性新生物	45	心疾患	15	脳血管疾患	8
70～74歳	悪性新生物	96	心疾患	24	脳血管疾患	15
75～79歳	悪性新生物	105	心疾患	48	脳血管疾患	18
80～84歳	悪性新生物	114	心疾患	73	老衰	47
85歳以上	老衰	304	心疾患	231	悪性新生物	210

※死亡者数が同数の場合は、「■6死亡統計」の簡単分類順に計上している。

※「その他の全死因」は順位に含めていない。

死因別死亡割合上位5位

順位	R5年	R6年	R7年
1	悪性新生物 (24.6%)	悪性新生物 (25.4%)	悪性新生物 (23.9%)
2	心疾患 (15.8%)	心疾患 (14.3%)	心疾患 (15.4%)
3	老衰 (12.2%)	老衰 (12.1%)	老衰 (13.3%)
4	脳血管疾患 (6.4%)	脳血管疾患 (6.5%)	脳血管疾患 (5.4%)
5	肺炎 (3.8%)	肺炎 (3.9%)	肺炎 (4.5%)

■７　乳児死亡統計

死因別

死因		R5年	R6年	R7年
周産期に発生した病態		2	0	0
再掲	妊娠期間及び胎児発達に関連する障害	0	0	0
	出産外傷	0	0	0
	周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	(1)	0	0
	周産期に特異的な感染症	(1)	0	0
	胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	0	0	0
	その他の周産期に発生した病態	0	0	0
先天奇形、変形及び染色体異常		1	1	0
再掲	神経系の先天奇形	0	0	0
	心臓の先天奇形	(1)	0	0
	その他の循環器の先天奇形	0	0	0
	その他の先天奇形及び変形	0	(1)	0
	染色体異常、他に分類されないもの	0	0	0
乳幼児突然死症候群		1	0	0
その他のすべての疾患		2	0	0
不慮の事故		0	0	0
再掲	交通事故	0	0	0
	不慮の窒息	0	0	0
その他の全死因		0	0	0
合　計		6	1	0

注1　（　）は再掲。

注2　R5・R6については概数を使用。（確定数では内訳が不明のため）

■８　死産統計

年齢階層別

母の年齢階層			14歳以下	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45歳以上
R5年合計		35	0	1	2	6	8	11	7	0
R6年合計		54	0	0	4	16	19	13	2	0
R7年	自然死産	22	0	1	1	4	8	5	3	0
	人工死産	30	0	2	2	8	12	5	1	0
	不　詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合　計	52	0	3	3	12	20	10	4	0

■９　婚姻・離婚統計

届出数

	R5年	R6年	R7年
婚 姻	2,589	2,840	2,947
離 婚	493	492	440

（注）婚姻・離婚統計は、届出を基本としているため、事実上結婚生活に入ったとき、同居をやめたときと一致しない。

２　衛生教育

衛生教育は、保健衛生に関する知識の普及啓発をはじめ、個人や集団を対象として健康の保持及び健康の増進に必要な指導、支援等、公衆衛生の向上を図るための基礎的な手段の総称で、公衆衛生活動の一つとして重要な意義を有している。

■１　衛生教育・健康教育

地域住民の健康意識の向上のために、講習会や講演会等を実施して衛生、健康情報の普及啓発を行っている。

衛生教育・健康教育実施状況　　(R7年度)

区分＼担当	健康推進課		生活衛生課		保健予防課		合　計	
	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
感染症	－	－	－	－	12	597	12	597
精神保健	17	514	－	－	－	－	17	514
母子保健	157	4,332	－	－	－	－	157	4,332
栄養・健康増進	31	1,144	－	－	－	－	31	1,144
成人・高齢者	3	57	－	－	－	－	3	57
歯科保健	218	2,641	－	－	－	－	218	2,641
難病	1	21	－	－	－	－	1	21
環境衛生	－	－	2	66	－	－	2	66
食品衛生	－	－	43	1,659	－	－	43	1,659
合計	427	8,709	45	1,725	12	597	484	11,031

■２　広報活動

「墨田区のお知らせ」の毎月1日号に健康事業を紹介する「すこやかライフ」を掲載するとともに、CATV、SNSなどを通じて保健所事業の普及啓発を行うほか、「感染症についてのお知らせ」を定期的に発行し、区のホームページで情報発信している。

また、保健衛生協力員や町会・自治会等の協力を得て、ポスター等を区内各所に掲示するとともに、区民情報コーナーや保健所窓口にチラシ、リーフレットを置くなど、事業の周知と保健衛生の普及啓発に努めている。

３　医事及び医師免許等

■１　診療所等関係事務

医療法等に基づき、診療所、歯科診療所、助産所及び施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう、柔道整復）等に関する開設、廃止、一部変更等の申請に係わる許可事務及び届出の受理事務のほか、これら施設の医療監視及び指導を行っている。

なお、病院関係の開設、使用許可等の申請及び届出は、保健所を経由して東京都に送付する。医療施設等及び医療関係者数は次のとおりである。

医療施設等及び病床数　　（　）内は病床数

		R6.3.31現在		R7.3.31現在		R8.3.31現在	
病院		13	(2,381)	13	(2,381)	13	(2,381)
診療所		245	(47)	251	(37)	251	(34)
歯科診療所		193	0	193	0	192	0
助産所		13	(1)	14	(1)	16	(1)
歯科技工所		36		36		34	
衛生検査所		3		2		2	
施術所	あんま等	266		261		263	
	柔道整復	156		151		151	
出張施術業務者		247		258		264	
計（出張施術業務者を除く）		925	(2,429)	921	(2,419)	922	(2,416)

病院（東京都が許可病院（東京都が許可）の施設数及び病床数については、令和6年6月1日基準（東京都保健医療局発行「医療機関名簿（令和6年）」による。）

医師・歯科医師・薬剤師統計及び看護師等業務従事者届数

	R2.12.31現在	R4.12.31現在	R6.12.31現在
医師	831	830	―
歯科医師	255	239	―
薬剤師	771	768	―
保健師	75	73	73
助産師	145	144	144
看護師	2,408	2,445	2,295
准看護師	223	202	195
計	4,708	4,701	―

※　医療従事者は、医師法等に基づいて2年ごとの12月31日現在における氏名、住所等の事項を届出することになっている。医師、歯科医師及び薬剤師は免許保有者、保健師、助産師、看護師及び准看護師は業務従事者の届数である。
　なお、医師、歯科医師及び薬剤師については、令和6年12月実施分の集計結果はまだ公表されていない。

医療施設等監視指導

		5年度	6年度	7年度
診療所	計	22	29	17
	有床	0	0	0
	無床	22	29	17
歯科診療所	計	14	12	16
	有床	－	－	－
	無床	14	12	16
助産所	計	1	2	4
	有床	0	0	0
	無床	1	2	4
歯科技工所		3	0	2
衛生検査所		1	3	1
施術所	計	26	25	20
	あはき ※	16	13	15
	柔整 ※	10	12	5
計		67	71	60

※施術所欄中「あはき」は、あん摩マッサージ指圧業、はり業、きゅう業の略である。「柔整」は柔道整復業の略である。

■２　免許等関係事務

医師法、歯科医師法、薬剤師法、保健師助産師看護師法等に基づき、医師、歯科医師、薬剤師等の医療従事者の免許の申請、籍（名簿）訂正・書換え交付申請等を住所地（勤務地）の保健所を経由して、厚生労働大臣や都道府県知事に送付している。

医療従事者免許事務取扱件数

	5年度	6年度	7年度
医師	40	30	48
歯科医師	27	22	20
薬剤師	90	102	96
保健師	71	55	62
助産師	23	15	25
看護師	321	371	329
准看護師	19	16	8
診療放射線技師	7	17	12
臨床検査技師	20	17	27
衛生検査技師	0	0	0
理学療法士	18	22	28
作業療法士	16	11	11
視能訓練士	6	10	0
受胎調節実施指導員	1	0	3
死体解剖資格認定医	0	2	0
計	659	690	669

■３　苦情相談

医療機関等に関する苦情相談に対応している。

苦情・相談件数

内　　容	5年度	6年度	7年度
診断・処方・治療に関すること	9	20	22
説明不足・対応・接遇に関すること	42	22	25
診療報酬に関すること	5	2	10
手術・検査に関すること	0	1	0
施設の安全管理に関すること（清潔保持含む）	1	4	6
診療拒否に関すること	1	1	1
無資格者医療行為に関すること	4	1	5
広告に関すること	18	8	8
医療従事者不在に関すること	0	0	1
その他	22	14	20
計	102	73	98

4　環境衛生

区民の日常生活に密接な関係のある理容所・美容所・クリーニング所・興行場・旅館・公衆浴場の営業について、これらを利用することから生ずる健康上の危害の発生を防止するため、許認可時における指導、営業監視指導、各種理化学検査を実施している。また、施設の営業者を対象に、衛生水準の維持向上を図るため講習会の開催等、普及啓発を行っている。更に各業界の自治指導員制度を活用し、自主管理の徹底を指導している。

このほか、建築物における衛生的環境の確保に関する法律該当施設やプールへの立入検査、化製場に関する業務、狂犬病予防法に関する業務、動物の愛護及び管理に関する業務を行っている。

住環境の変化により、住まいの給水施設や換気、室内のダニやカビなど、衛生に関する問題は見えにくくなっている。日常生活の主要な活動の場である住まいの環境は、健康を維持していく上で重要であり、これらの相談窓口を設けている。また、住まいの衛生に関するパンフレットやチラシを作成し、健康情報の普及啓発を実施している。

（文中及び表中の「施設数」は、各年度末の数である）

■1　営業施設の衛生

（1）監視指導

①　環境衛生関係営業施設数及び監視指導数

環境衛生監視員が理容師法・美容師法・クリーニング業法・興行場法・旅館業法・公衆浴場法等それぞれの法律に基づいて各種営業施設に立ち入り、衛生水準の向上を図るために監視指導を実施している。なお、レジオネラ症の感染症届があった場合には、保健予防課と連携して関連する施設の調査や指導を行っている。

また、建築物における衛生的環境の確保に関する法律該当施設について、建築物の衛生管理状況の立入検査を実施している。

環境衛生関係営業施設数及び監視指導数

業種＼年度		R5年度		R6年度		R7年度	
		施設数	監視指導数	施設数	監視指導数	施設数	監視指導数
総数		1,808	281	2,121	412	2,577	2,265
理容所		186	8	184	5	184	6
美容所		614	51	639	41	659	37
クリーニング所		213	7	210	2	204	6
興行場		23	9	23	1	23	1
旅館業		463	128	753	320	1,195	2,171
内訳	旅館・ホテル営業	418	122	706	316	1,151	2,110
内訳	簡易宿泊営業	45	6	47	4	44	61
内訳	下宿営業	0	0	0	0	0	0
公衆浴場		35	33	34	32	33	38
内訳	普通	17	23	16	3	15	24
内訳	その他	18	10	18	29	18	14
プール		46	34	46	10	46	4
内訳	許可	6	5	6	3	6	4
内訳	届出	40	29	40	7	40	0
温泉利用施設		4	0	4	0	4	0
墓地等		72	0	73	1	73	2
内訳	墓地	51	0	52	1	52	2
内訳	納骨堂	21	0	21	0	21	0
特定建築物　※1		64	11	65	0	66	0
コインランドリー等営業施設　※2		88	0	90	0	90	0

※1　特定建築物は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律該当施設のことで、床面積が3,000～10,000㎡のものである。

※2　コインランドリー等営業施設は、墨田区コインオペレーションクリーニング営業施設衛生指導要綱及び墨田区コインシャワー営業施設の衛生指導要綱に基づく届出数である。

② 化製場関係施設数及び監視指導数

化製場関係施設に対し、衛生基準に合致するよう設備の改善及び衛生的な維持管理の指導を行っている。

化製場関係施設数及び監視指導数

年度＼事業種別		総数	化製場等								動物質原料運搬業
			合計	死亡獣畜取扱場	化製場			魚腸骨施設	原皮貯蔵施設	畜舎	
					皮革	獣脂肥	その他				
R5 年 度	施 設 数	83 (13)	71 (13)	1 (1)	52 (7)	7 (5)	2	0	7	2	12
	監視指導数	18	9	0	8	0	0	0	1	0	9
R6 年 度	施 設 数	82 (13)	70 (13)	1 (1)	51 (7)	7 (5)	2	0	7	2	12
	監視指導数	13	13	0	11	0	1	0	1	0	0
R7 年 度	施 設 数	82 (13)	70 (13)	1 (1)	51 (7)	7 (5)	2	0	7	2	12
	監視指導数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※（ ）内は休止中の施設数

（2）理化学検査

監視指導と併せて、各施設やおしぼりの衛生を確保するため、各種理化学検査を実施している。

① 興行場

良好な空気環境を確保するため、換気が十分に行われているか重点的に検査を実施している。

② 公衆浴場

普通公衆浴場（銭湯）や、その他の公衆浴場（サウナ）の浴槽水について、良好な水質を維持するため、水質検査を実施している。

③ プール

墨田区プールに関する条例に基づき、許可プール、届出プール（学校プール）について、良好な水質を維持するため、水質検査を実施している。

④ 貸おしぼり

おしぼりの衛生を確保するため、問題の多い夏期に重点的に細菌検査等を実施している。

理化学検査の実施状況

種別＼年度		R5年度		R6年度		R7年度	
		検査施設数	不適施設数	検査施設数	不適施設数	検査施設数	不適施設数
総数		80(272)	21 (48)	41(168)	14 (36)	45(189)	17(40)
興行場（空気検査）		8 (33)	0 (0)	3 (18)	0 (0)	1 (18)	0 (0)
公衆浴場	普通	16 (97)	6 (24)	13 (44)	4 (6)	19 (81)	9(23)
(水質検査)	その他	15 (42)	4 (9)	9 (48)	6 (16)	13 (41)	7(10)
プール	許可	6 (18)	1 (1)	5 (20)	3 (3)	4 (17)	0 (0)
(水質検査)	届出	31 (58)	9 (7)	7 (14)	0 (0)	4 (8)	0 (0)
貸おしぼり(細菌検査)		4 (24)	1 (7)	4 (24)	1 (11)	4 (24)	1 (7)

※検査施設数及び不適施設数の（ ）内の数は、それぞれ検査施設から採取した検体数及び不適施設における不適検体数である。

（3）自主管理の徹底指導

理容所・美容所・公衆浴場・興行場の各業界団体は、各施設が自主的に施設を管理点検した結果を「自主管理点検票」に記録し、年1回保健所に提出している。

提出された「自主管理点検票」の内容に基づき、各施設の衛生に対する意識向上を図るとともに、自主管理の徹底指導を実施している。

自主管理点検票提出状況

業種／年度	理容所	美容所	公衆浴場	興行場	計
R5 年 度	65	32	13	2	112
R6 年 度	63	55	11	2	131
R7 年 度	61	54	0	1	116

■2　住居衛生

（1）水の衛生

ビル・マンション等で飲料水用タンクから利用者に給水する施設を貯水槽水道といい、規模や用途に応じて水道法により水質や設備の基準が定められている。この貯水槽水道施設の立入検査を行うほか、水道法の適用を受けない小規模な施設（小規模給水施設）については、「小規模給水施設衛生管理指導要綱」を定め、指導にあたっている。

水道施設数及び監視・助言指導数

年度／種別	R5年度			R6年度			R7年度		
	施設数	監視・助言指導数		施設数	監視・助言指導数		施設数	監視・助言指導数	
専用水道	15	7		15	14		15	7	
簡易専用水道※	534	208	(208)	534	203	(203)	532	197	(197)

※　簡易専用水道の監視・助言指導数の（　）内は、厚生労働大臣に登録する検査機関が実施した検査報告数の再掲である。

①　専用水道

水道法第3条第6項に定める専用水道は、区内においては大規模住宅などが有している給水施設が該当している。これらについては、直接立入検査を実施し衛生管理の徹底を図っている。

②　簡易専用水道

「水道法」では、飲料水用の受水槽の有効容量（最高水位から最低水位までの容量）が10㎥を超える施設を簡易専用水道と規定し、衛生的な管理を義務づけている。設置者に、法の主旨を周知し衛生管理の徹底を図っている。

（2）住まいの衛生

換気不足に起因するカビ・ダニ・結露等、住まいにおけるさまざまな問題に対し、相談や助言指導等を実施している。

相談件数

	総　数	ダニ類	ノ　ミ	ハチ類	ユスリカ	シラミ	その他の虫	室　内環　境	飲料水関　係
R5年度	54	1	0	34	1	0	18	0	0
R6年度	42	0	0	25	1	1	15	0	0
R7年度	37	2	0	23	0	0	12	0	0

①　室内空気環境の相談

住宅の気密化が進んだことに伴い、換気不足による窓や壁の結露、カビの発生等の問題が発生している。これらの問題についての相談や、住まいの換気方法の改善等の助言を行っている。

② 住まいのムシの相談

室内におけるダニなど、刺咬虫による被害の相談を実施している。虫の同定、防除方法等の助言を行っている。

また、全国的に学童・園児等の間でひろがりを見せているアタマジラミについて、駆除に関するパンフレットを配布し、衛生知識の普及啓発に努めている。

③ チリダニ除去の助言指導

アレルギー疾患の原因となると言われているチリダニについて、タタミ、じゅうたん、布団、枕、ぬいぐるみ等、チリダニが繁殖しやすい箇所からホコリを採取し、そのチリダニ抗原量を検査して効果的な改善方法の助言指導を実施している。

チリダニ抗原検査数

	R5年度	R6年度	R7年度
検 査 数	11	20	28

（3）地域環境の衛生

感染症予防における平時の発生予防対策とともに、地域環境の衛生を確保するため、ねずみと衛生害虫の防除事業を行っている。

① ねずみの防除

ねずみの防除方法の相談を行い、希望者に殺そ剤を配布している。

殺そ剤配布数

薬 剤 名	配布単位	数 量		
		R5年度	R6年度	R7年度
ヒドロキシクマリン	100g（袋入り）	1,159	1,051	991
リン化亜鉛	2g（袋入り）	508	554	508

② 衛生害虫防除

ハエ、カの発生を予防するため、発生源対策のチラシを作成し窓口等で配布している。また、6～9月にはボウフラ対策として雨水ますへ昆虫成長制御剤（スミラブ等）の投入を実施している。なお、投入する薬剤は環境に配慮したものを使用している。

防除相談については、電話や来庁者に対して助言指導を行うとともに、必要に応じて現場を確認し、指導を行っている。

雨水ます等への薬剤使用

年度 / 薬剤名	使 用 量 （ 錠 ）		
	R5年度	R6年度	R7年度
昆虫成長制御剤（錠剤）	120,280	121,489	122,769

窓口への相談受付

内 容		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R5年度	ハ エ	0	2	2	0	1	0	0	1	0	0	0	1	7
	カ	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	ねずみ	21	13	19	16	33	23	44	40	29	23	30	15	306
	計	22	15	23	16	34	23	44	22	29	23	30	16	297
R6年度	ハ エ	1	0	1	0	0	0	2	1	0	0	0	0	5
	カ	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	ねずみ	11	18	25	17	19	19	44	95	21	17	19	30	335
	計	13	19	26	17	19	19	46	22	21	17	19	30	268
R7年度	ハ エ	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	カ	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	ねずみ	17	26	33	16	28	26	40	29	28	22	8	11	284
	計	18	27	36	16	28	26	40	29	28	22	8	11	289

③ 感染症媒介蚊のサーベイランス

蚊媒介感染症の発生とまん延を防止するため、区立公園で捕獲した蚊について、デングウイルス又は ジカウイルスを保有していないか検査している。

なお、このサーベイランスにおいて、これまで捕獲した蚊からこれらのウイルスは検出されていない。

蚊の検査数（検体数）

項目	R5年度	R6年度	R7年度
デングウイルス	11	10	7
ジカウイルス	11	10	7

※蚊の捕獲場所ごとに蚊1～30匹を1検体として検査している。

（4）衛生教育

営業者や区民等に対し、公衆衛生上の最新情報を提供し、営業店舗や住まいの衛生水準の維持向上を図っている。

講習会の実施状況

	R5年度	R6年度	R7年度
実施回数	2	4	2
受講者数	72	92	66

■３　住宅宿泊事業

平成30年6月に住宅宿泊事業法が施行され、届出をすることにより住宅宿泊事業（いわゆる「民泊」）を営むことが可能となった。

これらの届出の受理審査に関する業務を行うとともに、住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため、必要に応じて報告の徴収や監視指導を行っている。

住宅宿泊事業施設数及び調査指導数

年度	R5年度		R6年度		R7年度	
	届出住宅数	調査指導数	届出住宅数	調査指導数	届出住宅数	調査指導数
住宅宿泊事業	1,025	59	1,631	91	2,431	158

■４　動物の愛護と管理

狂犬病は、感染して発症した場合、現代でも治療法のない極めて危険なウイルス性の動物由来感染症のひとつである。昭和32年以降国内における犬での発生はなく、狂犬病ウイルスは確認されていない。しかし、世界のほとんどの国と地域では現在も猛威をふるっている感染症で、国内侵入には万全を期する必要がある。

そのため、狂犬病予防法に基づいて犬の登録を行い、狂犬病予防注射の実施状況を把握し、犬の登録等の飼い主の義務について、区の広報等を通じて周知を図っている。また、毎年春に東京都獣医師会と協力して狂犬病予防の集合注射を行っている。

犬の登録・狂犬病予防注射済票交付数

項目 / 年度	登　　録 （新規・転入）	廃　犬　数 （死亡・引取り・転出）	年度末の 登録件数	注射済票交付数 （再交付を含む）
R5年度	1,357	1,030	8,456	5,705
R6年度	1,356	1,106	8,706	6,068
R7年度	1,250	1,287	8,669	6,136

※　令和4年6月から、動物の愛護及び管理に関する法律によるマイクロチップ情報登録をした犬については、狂犬病予防法に基づく区への登録手続がされたとみなされることになった。

（2）動物の愛護及び管理に関する業務

ペットとして飼養される犬や猫などの小動物は、単なる愛玩動物ではなく、人の生活を精神面から支える、結びつきの強いパートナーとして重要視されてきている。しかし一方で、近隣社会でのペットに関するトラブルも発生している。中でも、動物の不適切な飼い方による事故や苦情は多く、犬のこう傷事故の他、糞尿や鳴き声による生活環境被害等、その内容は複雑・多様化している。

そのため区では、動物の習性を考えた、近隣に迷惑をかけない飼い方について指導を行うとともに、広報やSNSなどを通して適正飼育の普及啓発を行っている。また、「犬のしつけ方教室」を東京都獣医師会との共催で開催しているほか、動物への関心や愛護の機運を高めるため、毎年9月に「動物たちの写真展」を開催している。

ペットの飼い方に関する講習会等

	内　容	参加者数
R5年度	猫との暮らし方講座	73
R6年度	犬のしつけ方教室	21
R7年度	犬のしつけ方教室	52

動物たちの写真展

	応募者数	作品数
R5年度	45	45
R6年度	50	50
R7年度	89	89

こう傷数・苦情件数等

内容 / 年度	こう傷犬数	こう傷被害者数	苦情										逸走動物の照会等		
			犬					猫				その他			
			放し飼い	汚物・汚水	悪臭	鳴き声	その他	汚物・汚水	悪臭	鳴き声	その他		犬	猫	その他
R5年度	10	10	3	17	1	14	7	20	0	1	23	1	7	32	4
R6年度	8	8	3	16	0	17	3	11	1	0	12	3	3	20	8
R7年度	9	9	4	15	0	9	6	8	0	0	8	3	4	14	4

公示頭数

	犬	猫
R5年度	0	3
R6年度	0	4
R7年度	1	1

※公示頭数とは、区内において東京都動物愛護相談センターに保護又は収容された飼い主不明の動物について、狂犬病予防法及び東京都動物の愛護及び管理に関する条例に基づき公示した数をいう。

（３）飼い主のいない猫に対する不妊去勢手術費助成

飼い主のいない猫の糞尿等による生活環境被害を低減させ、地域でのトラブルの解消と良好な生活環境を保持するとともに、動物愛護思想の普及を図るため、不妊去勢手術費用を助成している。

区民が事前に申請し、区内に生息する飼い主のいない猫を区内の動物病院で手術しようとする場合に助成の対象となる。

助成額

申請者区分	手術の種類	助　成　額（上　限）
町会・自治会	不妊手術	手術費用の額（22,000円）
	去勢手術	手術費用の額（11,000円）
個人	不妊手術	手術費用の11分の6の額（12,000円）
	去勢手術	手術費用の11分の6の額（6,000円）

手術費を助成した猫の数

	合　計	メ　ス	オ　ス
R5年度	157	87	70
R6年度	75	35	40
R7年度	32	20	12

５　薬事衛生

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づき、薬局及び医薬品販売業のうち店舗販売業（以下、「薬局等」という。）並びに医療機器販売業・貸与業に係る許可、更新等各種届出の受理審査に関する業務を行うとともに、これらに対する監視指導や医薬品等の収去検査を実施している。

また、薬局が兼業する薬局製剤製造販売業及び薬局製剤製造業に関する事務を行っている。あわせて、「薬局等の行う医薬品の広告の適正化に関する条例」（東京都条例）に基づき、薬局等が行う医薬品の広告についても、監視指導を行っている。

さらに、「麻薬及び向精神薬取締法」に基づいて薬局等が兼業する麻薬小売業者、向精神薬小売業、向精神薬卸売業に係る事務を行うとともに、「覚醒剤取締法」に基づいて薬局で扱う覚醒剤原料に係る事務を行っている。

このほか、「毒物及び劇物取締法」に基づき、毒物劇物販売業の登録、更新等各種届出の受理審査に関する業務を行うとともに、これらの販売業者と毒物劇物業務上取扱者に対する立入検査を実施している。

（表中の「店舗数」は、各年度末の数である。）

■１　監視指導

（１）薬局等

区民に供給される医薬品、医薬部外品及び化粧品の品質、有効性及び安全性を確保するため、薬局等の監視指導を行っている。

薬局等の店舗数及び監視指導数

年度（計） / 業種	R5 年度		R6 年度		R7 年度	
	店舗数	監視指導数	店舗数	監視指導数	店舗数	監視指導数
	184	114	184	111	181	84
薬　　局	138	99	138	88	134	68
店舗販売業	46	15	46	23	47	16

※　監視指導の内容には、薬局等が兼業している医薬部外品販売業、化粧品販売業の監視指導を含む。

（２）医療機器販売業・貸与業

区民に供給される医療機器の品質、有効性及び安全性を確保するため、医療機器販売業・貸与業の監視指導を行っている。

医療機器販売業・貸与業の店舗数及び監視指導数

年度（計） / 業種	R5 年度		R6 年度		R7 年度	
	店舗数	監視指導数	店舗数	監視指導数	店舗数	監視指導数
	1,361	212	1,368	207	1,371	158
高度管理医療機器等販売業※	194	60	192	60	187	48
高度管理医療機器等貸与業※	154	47	152	45	148	38
管理医療機器販売業	808	45	818	39	827	29
管理医療機器貸与業	205	60	206	63	209	43

※　薬局等が兼業しているものを含む。

（3）薬局製剤製造販売業及び薬局製剤製造業

区民に供給される薬局製剤の品質、有効性及び安全性を確保するため、薬局が兼業する薬局製剤製造販売業及び薬局製剤製造業の監視指導を行っている。

薬局製剤製造販売業等の店舗数及び監視指導数

年度（計）／業種	R5 年度		R6 年度		R7 年度	
	店舗数	監視指導数	店舗数	監視指導数	店舗数	監視指導数
	18	6	18	4	18	0
薬局製剤製造販売業	9	3	9	2	9	0
薬局製剤製造業	9	3	9	2	9	0

（4）麻薬小売業者及び向精神薬取扱者

医療用麻薬及び向精神薬の適正な流通と使用を確保するために監視指導を行っている。

麻薬小売業者等の店舗数及び監視指導数

年度（計）／業種	R5 年度		R6 年度		R7 年度	
	店舗数	監視指導数	店舗数	監視指導数	店舗数	監視指導数
	389	276	389	244	378	196
麻薬小売業者 ※	113	78	113	68	110	60
向精神薬小売業者※	138	99	138	88	134	68
向精神薬卸売業者※	138	99	138	88	134	68

※　薬局が兼業するもの

（5）覚醒剤原料取扱薬局

医薬品である覚醒剤原料を調剤のために取り扱っている薬局に対して、その適正な流通及び使用を確保するために監視指導を行っている。

覚醒剤原料取扱薬局の数及び監視指導数

年度／業種	R5 年度		R6 年度		R7 年度	
	店舗数	監視指導数	店舗数	監視指導数	店舗数	監視指導数
覚醒剤原料取扱薬局	138	99	138	88	134	68

（6）毒物劇物販売業

毒物劇物による保健衛生上の危害発生を防止するため、毒物劇物販売業及び毒物劇物業務上取扱者の監視指導を行っている。

毒物劇物販売業等の店舗数及び監視指導数

年度（計）／業種	R5 年度		R6 年度		R7 年度	
	店舗数	監視指導数	店舗数	監視指導数	店舗数	監視指導数
	318	49	315	67	309	44
一般販売業	160	30	159	47	154	25
特定品目販売業	6	0	4	0	3	0
農業用品目販売業	0	0	0	0	0	0
要届出業務上取扱者	26	19	26	20	26	19
非届出業務上取扱者	126	0	126	0	126	0

■2　収去検査

医薬品等の品質を確保するため、収去検査を行い承認規格等の試験検査を行っている。

収去検査検体数及び検査結果

種別＼年度	R5 年度			R6 年度			R7 年度		
	検　体	検査数	結果	検　体	検査数	結果	検　体	検査数	結果
医　薬　品	解熱鎮痛薬	2	適	整腸薬	1	適	生薬関連製剤	1	適
				しゃ下薬	1	適	殺菌消毒薬	1	適
医薬部外品	育毛剤	1	適	薬用洗顔料	2	適	薬用化粧水	1	適
							浴用剤	1	適
化　粧　品	頭髪用化粧品	1	適	ファンデーション	1	適			
医療機器	義歯固定剤	1	適						

■3　苦情相談

薬事に関する苦情相談に対し、助言や指導を行っている。

苦情・相談等処理件数

苦情相談等内容	R5 年度	R6 年度	R7 年度
医薬品等の販売について	7	12	5
医薬品等の取扱について	1	2	2
医薬品の広告について	1	2	0
その他	10	4	10
計	19	20	17

■4　啓発事業

区民の健康や安全を確保するため、薬局開設者、医薬品販売業者、毒物劇物販売業者及び毒物劇物業務上取扱者を対象に、適切な医薬品、毒物及び劇物の保管管理等に関する啓発を文書の送付や区ホームページへの掲載により行っている。

■5　有害物質を含有する家庭用品の規制

区民が日常使用する繊維製品やエアゾール製品等の家庭用化学製品に含有されている化学物質による健康被害を防止するため、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、区内の販売店において規制対象品の買い上げ検査を行っている。

買い上げ検査数

年度＼(計)　品目	R5 年度		R6 年度		R7 年度	
	検査数	違反品数	検査数	違反品数	検査数	違反品数
	30	0	30	0	30	0
繊　維　製　品	20	0	20	0	20	0
家庭用化学製品	10	0	10	0	10	0

６　食品衛生

食品は、人の健康の維持増進にとって基本的で最も重要なものであり、安全で衛生的でなければならない。食品の安全性の確保のため、食品衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図ることや公衆衛生の向上及び増進に寄与するために、食品衛生法及び東京都ふぐの取扱い規制条例等によって必要な規制や措置を講ずることが定められている。

区では、区民や食品等事業者との相互の情報及び意見交換を行い、食品衛生監視指導計画を策定し、この計画に基づき様々な事業を実施している。

■１　営業許可・届出

食品衛生法で定められた営業施設は、食品営業許可の取得が必要である。この許可には施設の構造や設備により、５年から８年の許可期限が設けられている。引き続き営業する場合には、許可を更新しなければならない。また、令和３年６月に改正食品衛生法が施行され、許可対象外の業種についても営業届が必要となった。

なお、令和３年６月の改正食品衛生法施行により許可制度が一新されたため、従前、営業していた施設についても、更新許可ではなく新規許可が必要となっている。

	R5 年度	R6 年度	R7 年度
新規許可数	834	871	794
更新許可数	0	0	0
営業届数	234	244	230
廃業届数	1,103	1,135	957

※　食品衛生法改正により許可・届出不要となった業種の廃業含む。

■２　監視・指導

営業施設に対しては、食品衛生監視員が衛生的観点から施設の管理状況と食品の取扱い及び適正表示について監視指導を行っており、令和７年度は2,525件実施した。

また、令和７年度は、次のような特別監視指導を実施した。

（１）夏期一斉監視指導

毎年、６月１日から８月31日までの期間、都区が共同して食中毒の原因になりやすい食品や変質しやすい食品等について検査を行い、これに基づく改善指導を行っている。また、これらの業種の監視指導を行い、営業者や食品衛生責任者を対象とした衛生講習会を実施している。

	R5 年度	R6 年度	R7 年度
夏期一斉監視指導件数	635	623	526

（２）歳末一斉監視指導

歳末の12月には、一時期にクリスマスや正月用の食品が大量に流通するため、不良食品が出回るおそれがある。そのため、食品の安全を確保するため都区が共同して食品の検査や、製造所、販売店等に対する監視指導を実施している。例年と同様、令和７年度は、ふぐ取扱所の監視指導や不正表示の防止、社会福祉施設を中心とした腸管出血性大腸菌O157とノロウイルスの食中毒予防に重点を置いた監視指導を行った。

	R5 年度	R6 年度	R7 年度
歳末一斉監視指導件数	217	181	174
ふぐ取扱所監視指導件数（再掲）	64	66	68

（3）大規模施設の特別監視

① 集団給食施設の監視指導

提供食数の多い学校、保育園、社会福祉施設、病院、事業所等の給食施設や仕出し弁当屋などは、いったん食中毒が発生するとその被害は重大かつ広範囲にわたるので、これらの施設には食品の検査のほか設備等の詳細な点検を実施し、指導を行っている。

② 両国国技館・スカイツリー関係施設等の監視指導

多くの人が利用する国技館やスカイツリー関係施設等では、食品の事故が起きた場合に広範囲に影響を及ぼすことが想定される。そのため、原因食品の速やかな特定と排除のため、食品事業者等の責務である自主検査等の指導を行い、その状況を勘案しながら検査を実施している。

③ 大型商業施設の監視指導

駅ビルやショッピングセンターなどの大型商業施設内で営業している店舗については、食品の抜き取り検査と監視を実施するとともに、自主検査等の指導を行っている。

④ ホテルの監視指導

レストランや宴会場を抱えるホテルについて、提供される食品の検査、監視指導を実施し、施設の従業員を対象に衛生講習会を行っている。

（4）HACCP の取組支援

令和 3 年 6 月の改正食品衛生法施行により、HACCP に沿った衛生管理が義務化された。HACCP の導入に際しては、事業者の状況や食品ごとの特性等を踏まえつつ、実現可能な方法で着実に導入の取組を進めていくことが重要であり、国が示している手引書や食品衛生管理ファイル等を活用して支援している。

令和 7 年度は、食品衛生講習会にて HACCP 導入における支援を行ったほか、ホームページに掲載している解説動画を活用し普及啓発に努めた。

＊HACCP とは

Hazard Analysis and Critical Control Point＝「危害要因分析重要管理点」の頭文字をとったもので、食品事業者自らが原料受入れから製品の出荷までのすべての工程の中で、食中毒菌汚染や異物混入等の食品中に潜む危害要因（ハザード）を把握し、それらを除去、低減させるために特に重要な工程を管理・記録して製品の安全性を確保する衛生管理の手法である。

（5）輸入食品に対する監視

食生活の多様化、国際化などに伴い、輸入食品の流通が増大しているが、原産国の衛生状態、衛生基準の相違により、我が国の衛生基準では違反となる場合がある。また、消費者も輸入食品に対して漠然とした不安を抱いている。そこで、輸入食品を対象にした検査や監視事業を実施し、不良食品の排除に努めている。

（6）夜間営業施設の監視指導

区内には、主として夜間に営業する飲食店等も少なくない。そこで、昼間では営業施設の衛生状態等が確認できない施設を中心に、夜間の監視指導を実施している。

		R5 年度	R6 年度	R7 年度
夜間監視指導	回数	3	4	3
	件数	145	195	204

（7）各種行事等における休日監視

区民まつりや地域の祭り、イベントなどは休日に行われることが多い。その際に食品を取り扱う出店等に対して監視指導を実施している。バザーや学園祭、住民祭などにおける営業許可等が不要な模擬店についても、食品を扱う従事者が不慣れで不衛生になることがあるため、衛生面の相談に応じている。

		R5 年度	R6 年度	R7 年度
監　視　指　導	回数	4	9	4
	件数	227	408	232

（8）食品の表示指導

食品表示法に基づき表示が適正に行われているか監視・指導を実施している。特に夏期及び歳末については、一斉表示監視として重点的に監視を行っている。また、業者からの食品広告相談に対し、健康増進法に基づいて健康保持増進効果の虚偽誇大な広告をしないように指導を行っている。

	R5 年度	R6 年度	R7 年度
夏期一斉表示監視品目数	1,373	1,522	2,028
歳末一斉表示監視品目数	549	416	763
健康増進法に基づく指導相談件数	3	2	2

食品関係業種別施設数及び監視指導件数

	R5年度		R6年度		R7年度	
	施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数
総　　数	7,663	2,875	7,645	2,512	7,725	2,525
①改正後食品衛生法営業許可業種	2,440	1,518	3,181	1,522	3,821	1,708
飲食店営業	2,134	1,304	2,769	1,268	3,331	1,410
一般飲食店	1,914	993	2,464	1,080	2,952	1,127
集団給食	48	43	58	40	73	62
自動車	48	43	66	33	86	69
簡易	1	0	1	0	1	0
移動	1	0	1	0	1	0
臨時	116	219	172	113	211	150
てんぷら船	0	0	0	0	0	0
屋形船	6	6	7	2	7	2
調理機能を有する自動販売機	13	4	13	4	13	1
食肉販売業	27	17	36	28	46	49
魚介類販売業	24	25	32	36	38	49
魚介類競り売り営業	0	0	0	0	0	0
集乳業	0	0	0	0	0	0
乳処理業	0	0	0	0	0	0
特別牛乳搾取処理業	0	0	0	0	0	0
食肉処理業	9	6	16	11	16	6
一般	9	6	16	11	16	6
自動車	0	0	0	0	0	0
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0	0
菓子製造業	145	98	190	101	233	121
アイスクリーム製造業	4	4	5	5	6	4
乳製品製造業	1	0	1	1	1	1
清涼飲料水製造業	1	1	3	3	4	3
食肉製品製造業	5	3	5	2	6	5
水産製品製造業	2	2	6	6	6	1
氷雪製造業	0	0	0	0	0	0
液卵製造業	0	0	0	0	0	0
食用油脂製造業	6	4	10	5	13	5
みそ又はしょうゆ製造業	0	0	0	0	0	0
酒類製造業	2	3	4	2	3	0
豆腐製造業	1	1	1	1	2	2
納豆製造業	0	0	0	0	0	0
麺類製造業	8	7	10	6	12	9
そうざい製造業	45	34	62	37	69	32
複合型そうざい製造業	0	0	0	0	0	0
冷凍食品製造業	1	1	1	0	1	1
複合型冷凍食品製造業	0	0	0	0	0	0
漬物製造業	4	3	7	5	7	3
密封包装食品製造業	4	0	4	0	7	3
食品の小分け業	2	0	3	0	2	0
添加物製造業	2	1	3	1	5	3

	R5年度		R6年度		R7年度	
	施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数
②改正後食品衛生法営業届出業種	1,852	427	1,983	337	2,139	287
旧許可業種であった営業	529	67	532	54	545	56
魚介類販売業（包装）	80	7	75	9	72	8
食肉販売業（包装）	84	22	83	10	81	12
乳類販売業	263	38	247	35	243	36
氷雪販売業	4	0	4	0	4	0
コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	98	0	123	0	145	0
販売業	1,076	235	1,184	191	1,300	169
弁当販売業	97	97	107	24	112	41
野菜果物販売業	90	24	100	25	111	21
米穀類販売業	15	6	18	3	20	3
通信販売・訪問販売	7	0	8	0	10	0
コンビニエンスストア	166	25	172	25	173	12
百貨店、総合スーパー	58	26	60	52	62	42
自動販売機による販売（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）及び営業許可の対象となる自動販売機を除く。）	68	0	72	0	85	0
その他食料・飲料販売業	575	57	647	62	727	50
製造・加工業	93	17	111	20	129	14
添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物製造を除く。）	0	0	0	0	0	0
いわゆる健康食品の製造・加工業	1	0	5	8	6	4
コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	37	7	45	1	57	1
農産保存食料品製造・加工業	3	0	4	1	4	0
調味料製造・加工業	17	0	21	6	23	2
糖類製造・加工業	2	0	2	0	2	0
精穀・製粉業	8	2	8	2	8	2
製茶業	8	1	8	0	9	0
海藻製造・加工業	4	3	4	1	4	2
卵選別包装業	0	0	0	0	0	0
その他食料品製造・加工業	13	4	14	1	16	3
上記以外のもの	154	108	156	72	165	48
行商	22	0	23	1	30	0
集団給食施設	119	59	120	54	122	45
器具容器包装の製造・加工業（合成樹脂製に限る）	7	7	7	1	7	0
露店・仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	3	41	3	16	2	0
その他	3	1	3	0	4	3
③公衆衛生に与える影響が少ない営業	20	0	22	1	35	3
④ふぐの取扱い規制条例に規定する営業（①から③までの再掲）	(29)	21	(32)	35	(43)	43
ふぐ取扱所	(29)	21	(32)	35	(43)	43
⑤生食用食肉取扱施設（①から③までの再掲）	(1)	0	(2)	2	(2)	0
飲食店営業	(1)	0	(2)	2	(2)	0
食肉販売業	(0)	0	(0)	0	(0)	0
食肉処理業	(0)	0	(0)	0	(0)	0
複合型そうざい製造業	(0)	0	(0)	0	(0)	0
複合型冷凍食品製造業	(0)	0	(0)	0	(0)	0
その他	(0)	0	(0)	0	(0)	0

	R5年度		R6年度		R7年度	
	施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数
⑥改正前食品衛生法営業許可業種	3,351	862	2,459	579	1,730	459
飲食店営業	2,580	562	1,891	389	1,311	318
旅館・ホテル	26	12	18	4	14	4
バー・キャバレー	201	7	135	11	75	5
一般飲食店	1,752	289	1,308	177	931	128
民生食堂	2	0	1	0	1	0
すし屋	59	14	48	16	35	7
そば屋	65	7	49	3	34	5
仕出し屋	33	16	24	11	17	6
弁当屋	95	73	72	50	48	38
そう菜店	117	41	93	45	66	39
コンビニエンスストア等	0	0	0	0	0	0
移動	0	0	0	0	0	0
臨時	74	6	34	5	2	0
許可ある集団給食	103	96	89	66	80	84
自動車	36	1	18	0	7	1
自動販売機	16	0	1	0	0	0
てんぷら船	0	0	0	0	0	0
屋形船	1	0	1	1	1	1
喫茶店営業	121	24	64	2	37	8
店舗	39	17	31	1	22	6
自動販売機	81	7	32	1	14	2
食品営業自動車	1	0	1	0	1	0
菓子製造業	333	124	246	61	183	55
パン製造業	44	24	33	15	21	9
生菓子製造業	82	55	69	25	55	23
その他の菓子製造業	197	45	139	21	106	23
移動	0	0	0	0	0	0
臨時	4	0	2	0	0	0
自動車	6	0	3	0	1	0
あん類製造業	1	0	1	0	1	0
アイスクリーム類製造業	48	24	41	8	36	8
乳処理業	0	0	0	0	0	0
特別牛乳さく取処理業	0	0	0	0	0	0
乳製品製造業	1	0	1	0	1	0
集乳業	0	0	0	0	0	0
乳類販売業	0	0	0	0	0	0
食肉処理業	10	5	6	1	4	0
食肉販売業	94	33	80	42	61	23
食肉製品製造業	2	2	1	0	0	1
魚介類販売業	67	51	52	43	38	23
魚介類せり売業	0	0	0	0	0	0
魚肉ねり製品製造業	3	2	2	0	2	2
食品の冷凍又は冷蔵業	2	5	1	3	1	1
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	1	1	1	0	1	1
乳酸菌飲料製造業	0	0	0	0	0	0

	R5年度		R6年度		R7年度	
	施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数
氷雪製造業	1	1	1	2	1	1
氷雪販売業	0	0	0	0	0	0
食用油脂製造業	6	0	4	2	2	2
ﾏｰｶﾞﾘﾝ又はｼｮｰﾄﾆﾝｸﾞ製造業	0	0	0	0	0	0
みそ製造業	0	0	0	0	0	0
しょう油製造業	0	0	0	0	0	0
ソース類製造業	4	0	3	2	0	1
酒類製造業	4	0	3	0	2	0
豆腐製造業	5	2	3	3	3	3
納豆製造業	1	0	1	0	1	0
めん類製造業	15	3	14	5	10	3
そうざい製造業	45	23	37	16	30	9
かん詰又はびん詰食品製造業	0	0	0	0	0	0
添加物製造業	7	0	6	0	5	0
⑦ふぐの取扱い規制条例に規定する営業(⑥の再掲)	(34)	43	(28)	31	(15)	25
ふぐ取扱所	(34)	43	(28)	31	(15)	25
⑧生食用食肉取扱施設(⑥の再掲)	(3)	4	(1)	5	(1)	0
飲食店営業	(3)	4	(1)	5	(1)	0
食肉処理業	(0)	0	(0)	0	(0)	0
食肉販売業	(0)	0	(0)	0	(0)	0
給食施設	(0)	0	(0)	0	(0)	0

施設数は各年度末現在

（　）については再掲

■3　食品衛生検査

食品衛生検査では、収去検査を実施している。

製造・販売されている食品や違反・不良の疑いのある食品を検査材料（検体）として営業施設等で抜き取り（収去)、食品添加物の定性・定量試験などの化学検査及び食中毒菌などの細菌検査を実施している。

特殊な検査や不利益処分の対象となるものについては、東京都健康安全研究センターに依頼している。

	R5 年度		R6 年度		R7 年度	
	国産品	輸入品	国産品	輸入品	国産品	輸入品
検体数	181	5	158	6	153	5
保健所で検査した検体数	181	5	158	5	153	5
細菌検査	175	0	155	0	149	0
化学検査	6	5	3	5	4	5
健康安全研究センターで検査した検体数	0	0	0	1	0	0
細菌検査	0	0	0	0	0	0
化学検査	0	0	0	1	0	0
不良判定の結果が出た検体数	0	0	0	0	0	0
法違反判定の結果が出た検体数	0	0	0	1	0	0

※　改正食品衛生法施行により令和 3 年度 11 月から判定基準が変更された。

■4　保菌者検索事業

感染力が強く散発型集団発生食中毒の原因となりやすい腸管出血性大腸菌及びサルモネラに関し、「食品取扱従事者を対象とする無症状病原体保有者の調査」及び「散発患者の発生動向の調査」を実施している。6 月から 8 月のうちの 3 か月で、飲食店営業、食肉販売業、魚介類販売業などの食品取扱従事者を対象に検便を実施し、保菌者の検索を行っている。また、自主検便等により判明した保菌者についても調査を行っている。なお、特にこれらの食中毒菌による散発患者については、症状、行動等の調査を行っている。

この事業は、検便の検査結果等をもとに、食中毒起因菌の分布状況と患者発生状況を解析し、より効果的な食中毒発生防止のための対策を講じることを目的として、都区が共同で平成 11 年度から実施している。

	R5 年度	R6 年度	R7 年度
保菌者検索の検便実施件数	155	187	160
上記のうちの保菌者数	0	0	0
自主検便により判明した無症状保菌者数	5	24	18
散発患者調査件数	3	12	5

■5　食中毒の調査

日頃より食中毒の発生防止に力を注いでいるが、万が一食中毒が発生した場合には、直ちに食品衛生監視員がその原因食品と原因物質を究明するための疫学調査を実施し、食中毒の拡大防止に努めるとともに、再発防止の措置をとっている。

また、食中毒やその疑いがある事件が区外で発生した場合で、患者が区内にいるとき又は区内の施設が何らかの関わりがあるときは、関連調査として患者からの聞き取り調査や関係施設の実地調査などを実施し、必要な検査は東京都健康安全研究センターに依頼している。

なお、飲食物以外の感染源も疑われるときは、食品衛生監視員と感染症担当者とが連携し、原因究明を図り、拡大・再発防止策を講じている。

食中毒・有症苦情等に関して東京都健康安全研究センターへ依頼した検査

	R5 年度	R6 年度	R7 年度
総数	500	241	218
食品	74	14	14
ふん便・おう吐物	253	151	126
菌株	18	5	6
ふき取り	143	65	66
その他	12	6	6

食中毒発生状況

	R5 年度	R6 年度	R7 年度
区内施設が原因で発生した食中毒事件数	3	2	2
原因施設不明の食中毒事件数	0	0	0
その他の食中毒（疑いも含む）関連調査件数	74	70	71

区内施設が原因で発生した食中毒事件

発生年月日	原因となった施設	発症者数	原因食品 病因物質名	食中毒事件の概要	行政措置
R7.4.4	飲食店営業（一般）	6 名	令和 7 年 4 月 2 日に調理、提供した食品 カンピロバクター・ジェジュニ	飲食店を利用した 1 グループ(10 名）から、消化器症状を呈する食中毒が発生	営業停止命令 5 日間 営業自粛 2 日間 合計 7 日間
R8.3.16	飲食店営業（集団給食・社会福祉施設）	30 名	令和 8 年 3 月 14 日から同月 15 日に調理・提供した食品 ノロウイルス	高齢者福祉施設で提供された食事を喫食した 79 名から、消化器症状を呈する食中毒が発生	営業停止命令 7 日間 合計 7 日間

■６　違反食品等に対する指導及び措置

検査又は調査の結果、食品の取扱いが不良であるなどの問題点を発見したときは、責任者の事情聴取や、更に詳しい検査を実施し、その結果に基づき具体的な改善のための指示を行っている。また、改善報告書、始末書等の提出を求めるなど、取扱い向上のための指導を行っている。

なお、法令違反の食品（違反食品）を発見したときは、違反食品の販売禁止、回収、廃棄、施設の改善などを命令し､違反食品の一掃と事故の再発防止の対策を講じている。

また、平成 14 年 8 月の食品衛生法の改正に伴い、平成 15 年 6 月に墨田区食品衛生法違反者等の公表要綱を制定し、違反食品や食中毒で不利益処分等を行ったときは公表することとなった。

不利益処分又は文書による指示等

発見年度	業　種	違反内容	行政措置	概要
R5 年度	（該当なし）			
R6 年度	野菜果物販売業	指定外添加物である TBHQ（tert-ブチルヒドロキノン)を不正利用した菓子の輸入販売	販売禁止命令	区内の事業者がフィリピンから輸入した当該商品を墨田区役所が収去して違反が判明。任意廃棄書を受理。販売禁止命令を出した。
R7 年度	（該当なし）			

■７　食品の自主回収

事業者が、健康被害の未然防止のために食品等の自主回収（リコール）を行った場合、食品衛生法及び食品表示法に基づいて保健所に届出を行う必要があり、届けられた情報は国が公表している。

	R5 年度	R6 年度	R7 年度
届出件数	3	4	3

■８　食品衛生に関する苦情相談

大規模食中毒事件発生を契機として食品の安全や衛生について消費者の関心が高まり、近年保健所に寄せられる苦情や相談が多数あり、それらの原因究明のため調査を実施している。

健康異常を伴う苦情相談については、重大な食中毒事件の発端となる可能性もあるので綿密な調査や食品等の検査を行い、総合的、科学的な検討を行い対応している。

また、最近は、表示に関する相談が複雑化しており、食品表示法の解釈をわかりやすく伝え対応している。

食品等の苦情処理件数

項目／年度	苦情総数	苦情要因の内訳								
		異物混入	有症苦情	腐敗変敗	カビの発生	異味・異臭	変色変質	表示	施設・設備取扱い不良	その他
R5 年度	142	13	54	3	1	6	2	11	45	17
R6 年度	144	16	40	3	3	6	5	9	49	13
R7 年度	129	9	40	5	4	6	2	3	48	12

※　苦情要因が複数の場合もあるため、苦情総数と苦情要因の内訳の合計は異なる。

食の安全に関する相談

年度／内訳	R5年度			R6年度			R7年度		
	合計	電話	窓口	合計	電話	窓口	合計	電話	窓口
総数	3,699	2,013	1,686	3,243	2,009	1,234	2,478	1,516	962
営業許可	3,349	1,807	1,542	2,860	1,747	1,113	2,168	1,301	867
表示	71	50	21	67	45	22	34	21	13
規格・基準	10	10	0	10	6	4	7	4	3
食中毒	8	8	0	10	10	0	3	3	0
残留農薬	0	0	0	0	0	0	0	0	0
輸入食品	2	2	0	1	0	1	1	1	0
添加物	1	1	0	0	0	0	1	1	0
新規開発食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食用可・不可に関する疑義	4	4	0	0	0	0	2	2	0
マスコミ報道に関する事項	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	254	131	123	295	201	94	262	183	79

※　食品関係営業者・従事者からの相談も含む。

■9　関係者相互の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）

食品衛生法に基づき、食品衛生事業の計画について区民等の意見を取り入れて策定し、その結果の公表を行っている。

（1）食品衛生監視指導計画の策定及び実施結果の公表等

ホームページや区報等で公表し募集したパブリックコメントを参考に、令和 8 年度食品衛生監視指導計画を策定した。また、令和 7 年度食品衛生監視指導結果、令和 7 年度食品衛生夏期対策事業及び歳末一斉事業の実施結果について、区報やホームページにより公表した。

（2）食品衛生推進会議機能の充実

区内の食品事業者、消費者、学識経験者等から、食品衛生に関して理解と実績のある 14 名を食品衛生推進員に委嘱し、区・保健所の行う普及啓発事業への協力と食品衛生監視指導計画策定や施策の実施状況等について意見を聞いている。

■10　衛生教育と普及啓発

消費者・食品等事業者に食の安全に関する講習会やパネル展等を実施して普及活動を行っている。

対象別内訳＼年度		R5年度		R6年度		R7年度	
		回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
総　数		103	1,575	87	1,573	93	1,659
講習会	営業者・従事者	37	1,440	33	1,481	33	1,462
	消費者・その他	10	135	6	92	10	197
食中毒予防キャンペーン（街頭相談）		1	－	1	－	1	－
パネル展等		4	－	4	－	4	－
区報、広報紙への掲載		50	－	42	－	44	－
SNS（X,LINE等）による普及啓発		64	－	58	－	96	－
すみだケーブルテレビ放映		1	－	1	－	1	－
墨田区ホームページ		常設	－	常設	－	常設	－

■11　営業者団体の自主衛生管理活動に対する支援等

食品衛生協会の自治指導員が行う自主点検などの衛生活動を支援している。また、食品衛生街頭相談などを食品衛生協会と協力して実施している。

■12　食鳥肉の安全確保

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき、食鳥関係施設に定期的に立ち入り、食鳥肉の取扱いについての点検、監視指導を行っている。

種類＼年度	R5年度		R6年度		R7年度	
	施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数
認定小規模処理場	6	4	6	7	6	6
届出食肉販売業者	1	0	1	2	1	1

■13　調理師・製菓衛生師免許交付

免許証の交付、再交付、書換交付等の申請受付事務を行っている。

種　　類	R5年度	R6年度	R7年度
調理師免許申請	75	75	76
製菓衛生師免許申請	12	9	3

※　再交付・書換交付を含む。

7　感染症予防

世界的に社会基盤整備が進む中、上下水道の不備に起因する感染症は少なくなり、また、抗菌薬の開発により細菌感染による疾患も治療ができるようになった。1977年世界保健機関（WHO）は、長年人類を苦しめ続けてきた天然痘の撲滅宣言を行った。こうして、感染症対策について、一時期、楽観的な見通しが広がっていたが、その一方で、1980年代以降、後天性免疫不全ウイルスが発見されるなど、感染症をもたらす新たな病原体の発見により新興・再興感染症対策の重要性が広く認識されるようになった。WHOでは感染症対策の根本的な見直しを行い、国際条約である国際保健規則（IHR）に基づき世界的なネットワークで迅速な感染症対応を行う体制の構築を進めている。

こうした世界的な動きの中、わが国においても、1999（平成11）年4月に旧来の「伝染病予防法」（明治30年制定）を改正し、新たに「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「感染症法」という)が制定された。それまで、性病予防法、エイズ予防法として個別の法律で対応していた感染症対策が一つの法律のもとに一元化され、法律上の用語も「伝染病」から「感染症」に変わった。

現行の感染症法では、感染力と感染した場合の重篤性に基づいて一類～五類感染症、新感染症、指定感染症、新型インフルエンザ等感染症の各類型が定められ、各感染症の特性に応じた対応がとられている。

また、感染症予防の総合的な推進を図るため、インフルエンザ、結核、蚊媒介感染症、性感染症、麻しん、風しん、後天性免疫不全症候群においては特定感染症予防指針が示された。

平成26年1月の感染症法の一部改正により、中東呼吸器症候群（MERS）と鳥インフルエンザA（H7N9）が二類感染症に追加され、発生時の対応が整備された。

世界的に、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、令和2年2月に新型コロナウイルス感染症が感染症法上の指定感染症として定められた。その後、更なる感染拡大が認められたことから、令和3年2月に感染症法が改正され、当該感染症を新型インフルエンザ等感染症と位置づけ、引き続き、感染症法に基づく各種対応が図られた。令和5年1月に感染症法上の位置づけが見直され、同年5月8日から五類感染症に変更となり、各種措置の見直しも行われた。また、アフリカを中心とした一部の地域でみられていたサル痘（エムポックス）が令和4年5月以降、欧州、アメリカを中心とした世界的な流行となり、区内では令和5年3月に1例目の患者が確認された。

こうした状況を踏まえ、新たな感染症に対応するため、国は令和4年に感染症法の改正を行い、新たに特別区及び保健所設置市において、予防計画を策定することが義務付けられた。本区では、新型コロナウイルス感染症への対応から得た経験を踏まえ、感染症の発生及びまん延防止に備え、感染症対策の一層の充実を図ることを目的に令和6年3月に墨田区感染症予防計画を策定した。

今後も、墨田区感染症予防計画に基づき、感染症発生動向調査体制の整備と強化、医療体制及び検査体制の整備と充実を図っていくと共に、感染症の発生動向や社会情勢の変化を踏まえ、評価・検証を行いながら適宜、計画内容の見直しを行っていく。

■１　平常時の防疫対策

平常時から区報、区のホームページ、感染症についてのおしらせ、講演会や関係機関との連絡会等を活用し、区民や関係機関に対して感染症の発生状況と、まん延防止に関する正しい情報の提供を行っている。

また、感染症の発生動向調査や学校等欠席者・感染症情報システム、高齢者施設感染症情報システムを積極的に活用し、流行状況を区のホームページ等により関係機関に情報提供している。

■２　感染症発生時の防疫対策

一類から四類の感染症については、診断した医師は直ちに保健所に届け出なければならない。保健所は発生届を受理すると、積極的疫学調査にて発生状況の調査を行うとともに、必要に応じて患者に対しては特定業務への就業制限や入院勧告を行う。また、患者家族や接触者に対して健康診断を実施するとともに、患者の家族等への消毒や保健指導等を行っている。

五類感染症（全数把握対象）を診断した医師は7日以内に保健所に届け出なければならない。五類感染症のうち、侵襲性髄膜炎菌感染症や麻しん、風しんを診断した医師は直ちに届け出なければならない。五類感染症については、地域へのまん延のおそれがある場合など、必要に応じて積極的な疫学調査を行っている。

感染症発生状況（発生届を受理したもののみ掲載）

病　名		R5年度	R6年度	R7年度
新型コロナウイルス感染症	※	967	－	－
細菌性赤痢	三類	0	2	0
腸チフス		1	2	1
パラチフス		0	0	0
腸管出血性大腸菌感染症		3	17	5
マラリア	四類	0	0	0
デング熱		1	3	5
レジオネラ症		1	5	8
レプトスピラ症		0	0	0
E型肝炎		5	1	6
A型肝炎		1	0	2
エムポックス（サル痘）		1	0	0
アメーバ赤痢	五類	1	2	1
後天性免疫不全症候群（HIV感染症を含む）		5	9	14
梅毒		42	36	29
劇症型溶血性レンサ球菌感染症		4	7	9
侵襲性髄膜炎菌感染症		0	2	0
侵襲性肺炎球菌感染症		11	12	12
侵襲性インフルエンザ菌感染症		2	1	0
急性脳炎		0	2	0
カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症		2	0	1
水痘（入院例に限る）		5	2	8
風しん		0	0	0
麻しん		2	0	2
百日咳		0	2	89
ウイルス性肝炎（A型・E型を除く）		0	1	2
クリプトスポリジウム症		0	2	1
急性弛緩性麻痺		0	0	1
クロイツフェルト・ヤコブ病		1	0	0
播種性クリプトコックス症		0	0	2
破傷風		1	0	0
ジアルジア症		0	0	1
合　計		1,056	108	199

※新型インフルエンザ等感染症。ただし、令和3年2月12日までは指定感染症。
令和5年5月7日までの受理数

■３　感染症診査協議会の開催

一類及び二類感染症の患者に対する入院勧告や入院延長を行おうとする場合、保健所長の諮問に応じて感染症診査協議会を開催し、必要な事項について審議を行う。

平成19年4月に結核予防法が廃止され感染症法に統合されたことにより、「結核診査協議会」が「感染症診査協議会」に統合された。墨田区の同協議会の委員は現在9人で、委員は、①感染症指定医療機関の医師、②感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者、③法律に関し学識経験を有する者、④医療以外の学識経験を有する者で構成されている。

■４　予防接種

予防接種法に基づく定期の予防接種の実施主体である市区町村は、予防接種を受けることを希望する者に対して、接種が受けられる体制を整える義務がある。定期の予防接種には、A類疾病（ジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオ、麻しん、風しん（※1）、日本脳炎、結核、ヒブ感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症（※2）、水痘、B型肝炎、ロタウイルス感染症、RSウイルス感染症）とB類疾病（季節性インフルエンザ、肺炎球菌感染症、新型コロナウイルス感染症、帯状疱疹）がある。A類疾病の対象者（保護者）には接種の努力義務があるが、B類疾病の対象者には努力義務は課されていない。

令和2年12月の予防接種法等の改正により、特例臨時接種として、新型コロナウイルス感染症が位置づけられた。令和5年5月に感染症法上の位置づけが五類感染症に変更されたが、特例臨時接種の位置づけは延長され令和5年度末まで実施した。令和6年度からは高齢者を対象としたB類の定期接種として実施している。

また、予防接種法に基づかない接種（任意の予防接種）として、区の独自事業で定期接種期間外の麻しん風しんの予防接種（大人に対するものも含む）のほか、令和5年9月より帯状疱疹の任意予防接種（50歳以上の区民）、令和6年4月より就学前の子を対象としたおたふくかぜ任意予防接種、同年8月より男性HPVワクチン予防接種、同年10月からは小児インフルエンザ任意予防接種の費用助成を実施している。

その他、令和2年度より骨髄移植等により免疫を消失した者への任意予防接種の再接種費用助成を実施している。

（※1）平成31年2月、予防接種法施行令が一部改正され、令和4年3月31日までの間に限り、風しんに係る公的接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性が風しんの定期接種の対象者として追加された。

なお、令和4年2月16日付け厚生労働省通知により、令和7年3月31日まで期間延長となった。

また、令和7年3月11日付け厚生労働省通知により、ワクチンの偏在等に起因して接種対象期間内に定期の予防接種を受けられなかった方への予防接種を、令和9年3月31日までの2年間延長することとなった。

（※2）厚生労働省の通知に基づき、平成25年6月14日からヒトパピローマウイルス感染症の予防接種（子宮頸がん予防ワクチン）の積極的勧奨を差し控えていたが、令和3年11月26日付け厚生労働省通知により、令和4年4月より順次積極的勧奨を再開することが決定した。これに伴い、令和4年度は中学１年生から高校1年生相当年齢の女子に予診票を送付し、令和5年度以降は中学1年生相当年齢の女子に予診票を送付することとした。

また、令和4年3月18日付け厚生労働省通知により、積極的勧奨の差し控えにより接種の機会を逃したとされる平成9年度から平成17年度生まれの女性に向けたキャッチアップ接種を令和4年度から令和6年度まで行うことが決定したため、令和4年から令和6年に対象者へ予診票を送付した。

さらに、令和7年3月31日付け感発0331第19号決定により、令和7年度に限りキャッチアップ接種対象者に対して、特例的に経過措置を設けることとなった。

定期予防接種実施状況　　（令和7年度）

種別			対象人員※1	実施人員		
				接種完了者	実施率(%)	予診のみの者
ヒブ(Hib)	第1回		－	3	－	0
	第2回		－	0	－	0
	第3回		－	0	－	0
	追加		539	143	26.5%	0
小児用肺炎球菌	第1回		2,236	2,191	98.0%	0
	第2回		2,236	2,181	97.5%	0
	第3回		2,236	2,127	95.1%	2
	追加		2,018	1,787	88.6%	0
ジフテリア百日せき破傷風急性灰白髄炎ヒブ（Hib）	第1期初回	第1回	2,236	2,187	97.8%	0
		第2回	2,236	2,180	97.5%	0
		第3回	2,236	2,129	95.2%	2
	第1期追加		1,474	1,692	114.8%	0
ジフテリア百日せき破傷風急性灰白髄炎	第1期初回	第1回	－	2	－	0
		第2回	－	1	－	0
		第3回	－	0	－	0
	第1期追加		550	537	97.6%	0
ジフテリア百日せき破傷風	第1期初回	第1回	－	－	－	0
		第2回	－	－	－	0
		第3回	－	－	－	0
	第1期追加		－	23	－	0
ジフテリア・破傷風	第2期		1,823	1,206	66.2%	0
急性灰白髄炎（不活化ポリオ）	第1期初回	第1回	－	－	－	0
		第2回	－	－	－	0
		第3回	－	1	－	0
	第1期追加		－	24	－	0
BCG			2,131	2,059	96.6%	0
麻しん・風しん（第1期・第2期）			3,641	3,456	94.9%	0
風しん（追加的対策）			－	2	－	0
麻しん			－	0	－	0
風しん			－	0	－	0
日本脳炎	第1期初回	第1回	1,647	1,609	97.7%	0
		第2回	1,647	1,584	96.2%	0
	第1期追加		1,647	1,464	88.9%	1
	第2期		1,869	1,563	83.6%	1
ヒトパピローマウイルス感染症（通常）	第1回		872	514	58.9%	0
	第2回		872	507	58.1%	0
	第3回		872	178	20.4%	1
ヒトパピローマウイルス感染症（キャッチアップ）	第1回		－	－	－	0
	第2回		355	489	137.7%	0
	第3回		355	955	269.0%	0
水痘	第1回		1,884	1,813	96.2%	0
	第2回		1,884	1,561	82.9%	2
B型肝炎	第1回		2,293	2,181	95.1%	0
	第2回		2,293	2,168	94.5%	0
	第3回		2,293	1,934	84.3%	3
ロタウイルス(1価)	第1回		2,236	1,053	47.1%	0
	第2回		2,236	1,039	46.5%	0
ロタウイルス(5価)	第1回		2,236	1,114	49.8%	0
	第2回		2,236	1,109	49.6%	0
	第3回		2,236	1,078	48.2%	2
インフルエンザ	65歳以上		59,913	33,836	56.5%	0
	60～64歳		146	45	30.8%	0

新型コロナウイルス感染症	65歳以上			60,628	17,388	28.7%	0
	60～64歳			152	26	17.1%	0
高齢者用肺炎球菌	65歳			2,722	623	22.9%	0
	60～64歳			151	19	12.6%	0
帯状疱疹 ※2	生	65歳		13,071	525	4.0%	0
		60～64歳		7	0	0.0%	0
	不活化	1回目	65歳	13,071	1701	13.0%	0
			60～64歳	7	0	0.0%	0
		2回目	65歳	13,071	1512	11.6%	0
			60～64歳	7	0	0.0%	0

※1：対象人員は予診票発送者数。ヒトパピローマウイルス感染症（キャッチアップ）及び帯状疱疹の対象人員は勧奨ハガキ送付者数。

※2：帯状疱疹の65歳には経過措置対象者（65歳から100歳までの5歳刻みの年齢の者及び100歳以上の者）を含む。

任意予防接種費用助成実施状況　　（令和7年度）

種別			実施件数
子ども	麻しん・風しん		18
	麻しん（単独）		0
	風しん（単独）		0
	おたふく		2,780
	男性ＨＰＶ		358
	小児インフルエンザ	生後６か月～12歳	15,471
		13歳～高校3年生	1,859
		点鼻ワクチン	2,525
成人・高齢者	麻しん・風しん		602
	風しん（単独）		19
	帯状疱疹	生	217
		不活化	3,489

■５　予防接種健康被害救済制度

予防接種法に基づく定期の予防接種を受けた者が疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、 同法の規定に基づき医療費などの給付を行う。

また、区が費用助成を実施している任意予防接種を受けたことによって健康被害が生じた場合には、墨田区が加入する特別区自治体総合賠償責任保険による補償や、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の医薬品副作用被害救済制度の補償を受けることができる。

■６　HIV感染症・エイズ及び性感染症対策

今日、世界的にまん延し国内でも広がりを見せているエイズや、健康な心身を侵し不妊等の後遺障害や母子感染による次世代への影響があり得る性感染症は、感染症法上では五類感染症に属し、国による発生動向調査とその結果等に基づく情報提供により発生・拡大を防止している。

本区では、正しい知識の普及・啓発活動の強化に加え、令和5年度には即日検査を導入し、相談・検査体制の充実を図っている。

エイズ検査実施数

		HIV抗体検査	陽性者数
R5年度	通常検査	111	1
	即日検査	126	0
R6年度	通常検査	81	0
	即日検査	118	0
R7年度	通常検査	77	1
	即日検査	105	0

梅毒検査実施数

		梅毒検査	陽性者数	
			RPR法	TPHA法
R5年度	通常検査	111	4	6
	即日検査	126	4	5
R6年度	通常検査	80	2	8
	即日検査	118	7	12
R7年度	通常検査	74	4	6
	即日検査	105	0	10

エイズ相談件数

		電話相談	来所相談	カウンセリング
R5年度	通常検査	39	215	16
	即日検査	7	126	33
R6年度	通常検査	16	155	11
	即日検査	16	118	9
R7年度	通常検査	18	150	9
	即日検査	0	105	16

■７　新型インフルエンザ対策

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返しているインフルエンザウイルスとは抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ、10年から40年の周期で発生している。人の間で感染力をもつ新型のウイルスが出現すると、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となる可能性があり、毒性によっては甚大な健康被害と社会経済基盤への影響が懸念されている。

本区では、新型インフルエンザ発生に備えて平成20年に感染症に係る拡大防止策の対応として「墨田区新型インフルエンザ対策行動計画」及び「墨田区新型インフルエンザ等対策実施計画」を策定した。その後、平成21年に世界的に大流行した新型インフルエンザ（A/H1N1）の経験を踏まえ、平成23年に区は、優先的に取り組む業務体制を講じるため、「墨田区事業継続計画（BCP）」を策定した。

平成24年5月に、国は、国民の生命と健康を守るための「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を制定し、平成25年4月に施行した。

各自治体においても、対策本部条例の制定や総合的な行動計画の策定が進められ、本区では、平成25年4月に「墨田区新型インフルエンザ等対策本部条例」及び「墨田区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則」を施行した。

また、特別措置法上の墨田区行動計画（仮称）が策定されるまでの間、特別措置法及び「政府行動計画」等との整合性を図るため、「墨田区新型インフルエンザ等対策行動計画」及び「墨田区新型インフルエンザ等対策実施計画」を一部改正した暫定版を平成25年6月に策定した。

平成26年9月に、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」「政府行動計画」「東京都行動計画」との整合性を図りつつ、特措法で規定された新たな事項を加え、有識者会議やパブリックコメントの実施等で区民等の意見を取り入れながら、新たに「墨田区新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。

平成27年8月に新たな行動計画に基づき、新型インフルエンザ等未発生期より地域の医療機関等と連携し、区の事情に応じた医療提供体制を整備し、都内感染期において混乱なく住民に医療を提供するため「墨田区新型インフルエンザ等地域医療体制検討部会」を設置・開催した。

令和6年7月の政府行動計画及び令和7年5月の東京都行動計画の抜本改定を受けて、令和8年6月に墨田区新型インフルエンザ等対策行動計画も策定以来、初の抜本改定を行った。有識者会議等で意見を取り入れながら、新型コロナウイルス感染症対策において積み重ねてきた知見・経験を活かして、対策項目を拡充し、内容を精緻化した。

今後とも、関係法令等との整合性を図りつつ施策の見直しを行い、新型インフルエンザ発生時の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめ、社会・経済の混乱回避のため、関係機関との連携を強化するなど万全の体制を構築していく。

■８　新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症は、令和元年12月、中華人民共和国湖北省武漢市において確認された。WHOは、令和2年1月30日、新型コロナウイルス感染症について、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態PHEIC）」を宣言した。
その後、世界的な感染拡大の状況、重症度等から同年3月11日に新型コロナウイルス感染症をパンデミック（世界的な大流行）とみなせる旨表明した。

国内外の流行地域をはじめ、この感染症に関する情報は刻々と変わっている。

墨田区では、令和2年１月30日、区長を本部長とする新型コロナウイルス感染症に関する危機管理対策本部を設置、令和2年4月には新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げ、全庁をあげて事態に対処した。
また、帰国者・接触者相談センター（コールセンター）や墨田区後遺症相談センターを設置し、相談・専門外来の受診相談を行った。
さらに、墨田区独自の病院間の患者搬送の取組の実施や、他自治体に先駆けて新型コロナウイルスワクチン接種のための専管組織を立ち上げるなど、先進的な取組も実施した。

令和5年5月8日に、感染症法上の位置付けが五類感染症になったが、東京都の移行計画に基づき、令和5年9月末まで保健所による入院調整、令和6年3月末までコールセンターを継続した。

令和6年4月からは特別体制を終了し、通常の体制に移行したが患者報告数や変異株の監視を継続し、区民の健康と命を守る取組を引き続き行っていく。

８　結核予防

結核は、世界では今なお総人口の約4分の1がり患している世界最大の感染症である。日本では、結核患者数は減少傾向であり、令和6年は全国で10,051人（うち東京都1,187人）の結核患者が発生し、1,462人（概数）が死亡している。令和6年の全国の結核り患率（人口10万対）は前年と変わらず8.1であった。令和3年に結核り患率は9.2と初めて結核低まん延国の水準である10.0以下に達し、結核中まん延国から低まん延国となった。令和6年も結核低まん延国の水準以下を維持している。

日本の結核り患率は、戦後急速に低下し、一時は「結核の流行は終わった」といわれる程になったが、平成9年には全国の新規登録患者数、り患数、り患率が38年ぶりに増加に転じた。国は、平成11年7月に『結核緊急事態宣言』を発出し、平成19年4月には結核予防法を廃止して「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）に統合し、結核を勧告入院の対象となる二類感染症に位置づけた。

全国的にみると、結核り患率は都市部で高い傾向がある。この背景には、健診や受診の機会が少ない社会経済弱者、学校、職場等における結核への免疫が十分ではない年代の集団感染、受診や診断の遅れ、外国出生結核患者割合の増加傾向など、都市型の課題によるところが大きい。

このほか、難治性の多剤耐性結核や合併症を抱える結核患者への医療など緊急に対応すべき課題も出現している。

区では結核に関する知識の普及と相談のほか、感染症法に基づき、患者の早期発見と感染防止を目的として、区民や患者家族、患者との接触等結核感染の恐れのある者に対して、健康診断や必要な支援を積極的に行っている。

なお、結核医療に関しては、適正医療と治療継続のための公費負担制度を設けている。

■１　健康診断

区では、結核患者の早期発見と感染防止のため、毎年若年区民健診・特定健診と併せて結核健康診断を実施している。また、乳児については予防接種（BCG接種）によって結核に対する免疫をつけ、結核の発病・重症化を予防している。

なお、結核健康診断は、学校・医療機関・福祉施設等の事業所の従事者については事業主に、高校・大学等の学校の生徒、学生に対しては学校長に、施設に収容されている者については施設の長に、結核健康診断の実施と診断の結果を保健所長まで報告するよう法律で定められている。

■２　接触者健診

結核患者の家族や患者と接触のあった会社の同僚、学校の同級生等結核感染の恐れのある者に対しては、必要に応じて健康診断を行っている。検査内容としては血液（IGRA）検査、胸部X線検査、ツベルクリン反応検査を行っている。

■３　サーベイランス事業

全国規模で結核患者の発生状況、受療状況等の実態を的確に把握し、その分析を行うことによって、適切な患者管理が行われている。区では、結核に関する情報の迅速な収集、解析、還元に努めている。

結核健康診断

			総数	定期					定期外	
				事業所	学校長	施設の長	区長		患者家族	その他
							65歳以上	その他		
R5年度	ツベルクリン反応検査者数		1						0	1
	IGRA検査者数		170						18	152
	胸部X線検査者数		57,820	9,497	2,492	787	31,786	13,094	18	146
	かくたん検査者数		15	15	0	0	0	0	0	0
	発見者数	結核患者	3	0	0	0	0	2	0	1
		発病のおそれのある者	61	0	1	0	0	0	7	53
R6年度	ツベルクリン反応検査者数		0						0	0
	IGRA検査者数		164						10	154
	胸部X線検査者数		60,310	9,145	2,739	761	33,999	13,494	12	160
	かくたん検査者数		36	28	8	0	0	0	0	0
	発見者数	結核患者	4	0	0	0	0	3	1	0
		発病のおそれのある者	42	0	5	0	0	0	6	31
R7年度	ツベルクリン反応検査者数		0						0	0
	IGRA検査者数		104						9	95
	胸部X線検査者数		59,662	7,887	2,927	778	32,714	15,223	15	118
	かくたん検査者数		26	25	1	0	0	0	0	0
	発見者数	結核患者	0	0	0	0	0	0	0	0
		発病のおそれのある者	52	0	3	0	0	0	3	46

■４　医療費の公費負担

結核医療の進歩に基づいた適正な医療の普及と感染防止の観点から、感染症法では、医療費の公費負担や結核患者の就業制限、感染症指定医療機関への入院勧告を定めている。

なお、これらの制度の適用にあたっては、保健所の附属機関である『感染症診査協議会』の意見を聴くこととされており、月2回の定例会と必要に応じた緊急診査会を開催している。

令和7年度の医療費の公費負担額の総額は、29,797,474円であった。

感染症法第37条の2(一般患者)医療費公費負担被保険者別状況

年度＼区分		総数	被用者保険		国民	後期	生活	その他
			本人	家族	健康保険	高齢者	保護法	
R 5	申請数	60	16	4	12	18	10	0
年度	公費負担承認数	59	16	3	12	18	10	0
R 6	申請数	49	14	5	9	17	4	0
年度	公費負担承認数	46	11	5	9	17	4	0
R 7	申請数	63	23	2	13	20	5	0
年度	公費負担承認数	60	21	3	12	19	5	0

感染症法第37条（入院勧告）医療費公費負担状況

年度＼区分	前年度末現在数	承認数	解除数	年度末現在数
R 5年度	5	7	10	2
R 6年度	2	9	9	2
R 7年度	2	6	8	0

■５　結核患者の登録と患者管理

医師からの届出に基づいて、区内に居住する結核患者については結核登録票を作成して病状や治療状況等患者に関する情報を把握し、治療後の管理検診や家族等に対する健康診断を行っている。

また、登録患者で医療が中断するなど現状が不明な場合は、周囲への感染を防止するため、保健師が患者を訪問のうえ指導を行い、適正な療養生活を継続して送れるよう支援を行っている。

結核登録者数

	全登録者	新登録者	
			うち喀痰塗抹陽性
R 5年	70	29	11
R 6年	61	24	4
R 7年	53	29	9

※　全登録者数は各年の12月末現在数、新登録者数は各年1月～12月

結核登録患者数（年別）　　（各年12月末現在）

		総数			活動性結核												不活動性結核			活動性不明		
					肺結核活動性									肺外結核活動性								
					喀痰塗抹陽性			その他の菌陽性			菌陰性その他											
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
R5年	総数	70	49	21	6	4	2	9	7	2	0	0	0	2	2	0	42	31	11	11	5	6
	0 ～ 4歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5 ～ 9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	10 ～ 14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	15 ～ 19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	20 ～ 29	5	2	3	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
	30 ～ 39	4	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	2	0	2
	40 ～ 49	7	2	5	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	4	1	3	1	1	0
	50 ～ 59	11	10	1	1	1	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	7	6	1	1	1	0
	60 ～ 69	15	13	2	1	1	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0	10	9	1	2	2	0
	70 歳 以 上	28	21	7	3	2	1	3	3	0	0	0	0	1	1	0	19	14	5	2	1	1
R6年	総数	61	43	18	3	2	1	8	6	2	1	0	1	6	4	2	31	23	8	12	8	4
	0 ～ 4歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5 ～ 9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	10 ～ 14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	15 ～ 19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	20 ～ 29	7	4	3	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	0	1	1	0	4	2	2
	30 ～ 39	5	2	3	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	1	0	3	1	2	0	0	0
	40 ～ 49	3	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	2	0	0	0
	50 ～ 59	11	10	1	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	7	6	1	1	1	0
	60 ～ 69	8	6	2	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	6	5	1	1	1	0
	70 歳 以 上	27	20	7	3	2	1	3	3	0	0	0	0	4	2	2	11	9	2	6	4	2
R7年	総数	53	28	25	5	4	1	10	2	8	0	0	0	2	1	1	30	16	14	6	5	1
	0 ～ 4歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5 ～ 9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	10 ～ 14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	15 ～ 19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	20 ～ 29	6	3	3	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	1	1	2	2	0
	30 ～ 39	6	1	5	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	4	1	3	0	0	0
	40 ～ 49	4	1	3	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	3	1	2	0	0	0
	50 ～ 59	8	5	3	2	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	5	3	2	0	0	0
	60 ～ 69	7	3	4	0	0	0	2	1	1	0	0	0	1	1	0	3	0	3	1	1	0
	70 歳 以 上	22	15	7	2	2	0	3	1	2	0	0	0	1	0	1	13	10	3	3	2	1

結核新登録患者数　　（各年1月～12月）

		活動性結核															潜在性結核感染症（別掲）		
		総数			肺結核活動性									肺外結核活動性			治療中		
					喀痰塗抹陽性			その他の菌陽性			菌陰性その他								
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
R5年	総数	29	23	6	11	8	3	13	10	3	0	0	0	5	5	0	13	8	5
	0～4歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5～9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
	10～14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	15～19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	20～29	3	2	1	0	0	0	3	2	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0
	30～39	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	40～49	3	1	2	2	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	3	1	2
	50～59	4	4	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	2	1	1
	60～69	3	2	1	1	1	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0	2	1	1
	70歳以上	15	13	2	6	4	2	6	6	0	0	0	0	3	3	0	3	3	0
R6年	総数	24	14	10	4	3	1	12	7	5	1	0	1	7	4	3	11	8	3
	0～4歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5～9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	10～14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	15～19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	20～29	2	1	1	0	0	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
	30～39	2	1	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	1	0	3	2	1
	40～49	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	50～59	5	4	1	0	0	0	4	3	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0
	60～69	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	4	4	0
	70歳以上	14	8	6	4	3	1	5	3	2	0	0	0	5	2	3	3	2	1
R7年	総数	29	16	13	9	8	1	14	5	9	2	0	2	4	3	1	11	7	4
	0～4歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
	5～9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	10～14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	15～19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	20～29	3	1	2	2	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	30～39	4	2	2	0	0	0	4	2	2	0	0	0	0	0	0	1	1	0
	40～49	2	1	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	1	0	1	1	0
	50～59	4	2	2	1	1	0	2	1	1	1	0	1	0	0	0	1	0	1
	60～69	5	3	2	1	1	0	2	1	1	1	0	1	1	1	0	3	3	0
	70歳以上	11	7	4	5	5	0	4	1	3	0	0	0	2	1	1	2	2	0

結核登録患者数　　（R7年12月末現在）

		総数			潜在性結核感染症（別掲）		
		計	男	女	計	男	女
総数	総数	53	28	25	26	16	10
	0 ～ 4歳	0	0	0	2	0	2
	5 ～ 9	0	0	0	0	0	0
	10 ～ 14	0	0	0	1	0	1
	15 ～ 19	0	0	0	0	0	0
	20 ～ 29	6	3	3	2	1	1
	30 ～ 39	6	1	5	2	2	0
	40 ～ 49	4	1	3	3	2	1
	50 ～ 59	8	5	3	5	1	4
	60 ～ 69	7	3	4	5	5	0
	70 歳以上	22	15	7	6	5	1

■６　結核特別対策事業

結核の早期発見、治療強化及びまん延の防止を図るため、次の事業を行っている。

（１）結核患者服薬支援（DOTS（ドッツ））事業

DOTS（直接服薬確認療法）とは患者の服薬を支援者が直接確認することで、結核治療の中断、結核菌の耐性化を防ぐことを目的としている。

患者の状況により、様々な方法で服薬確認を行っている。令和7年度は52名に実施し、来所、家庭訪問、郵便、電話、薬局の件数は、それぞれ延べ158件、243件、86件、202件、5件であった。

	実人数	延件数	来所	家庭訪問	郵便	電話	薬局
R5年度	62	579	61	154	91	273	0
R6年度	37	558	82	132	82	258	4
R7年度	52	694	158	243	86	202	5

（２）住所不定者入所時検診事業

住所不定者の結核り患率が高い状況が続いていることから、住所不定者が施設に入所する際に、結核検診を行っている。

（３）日本語学校結核検診事業

区内の日本語学校の在校生を対象に保健所が結核検診（胸部X線検査）を実施している。令和7年度は7校で計1,308名が受診し、結果は要精密検査4名、うち結核患者は0名であった。

	受診校数	受診者数	要精密検査	結核患者
R5年度	7校	772名	6名	2名
R6年度	8校	1,220名	12名	3名
R7年度	7校	1,308名	4名	0名

９　成人・高齢保健

がん、心疾患、脳血管疾患に代表されるいわゆる生活習慣病は、国民総死亡の約6割を占めている。今後、人口構造の高齢化により、一層、生活習慣病の増加が予想されている。

生活習慣病は、食事や運動などの日常生活や健康管理によるところが大きいことから、生活習慣病対策には、治療のみならず、第1次予防（原因を絶つことや健康の保持）、第2次予防（早期発見・早期治療）によって病気を予防することが極めて重要であり、さらに、第3次予防（症状の進行防止や機能回復）によってできるだけ早く社会復帰できるようにすることが大切である。区では、医師会、歯科医師会、薬剤師会、保健衛生協力員等の関係機関の協力を得て、区民の健康状態に応じた各種事業を展開している。

成人・高齢保健対策（主な事業）

第1次予防	第2次予防	第3次予防
健康教育、栄養改善 生活環境の改善等	早期発見・早期治療	機能障害の進展 防止と社会復帰
①衛生教育 講習会、講演会の開催 広報活動 ②食生活 栄養指導、栄養改善事業 食生活講習会等 ③健康相談 生活習慣病相談 ④健康づくり推進事業 地域健康づくり事業 健康増進運動指導事業 女性の健康づくり支援事業 ⑤受動喫煙防止対策事業	①健康診査 特定健康診査等 ②がん検診 各種がん検診 ③高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業（ハイリスクアプローチ）	①訪問指導 保健師の訪問 ②在宅緩和ケア事業 ③在宅リハビリテーション支援事業

■1　肝炎ウイルス検診

B型・C型肝炎ウイルス感染の早期発見・早期治療を目的として、16歳以上の区民を対象に区内指定医療機関で肝炎ウイルス検査を実施している（申込に基づき受診票を郵送）。

東京都は肝炎ウイルス検診陽性者を早期に治療につなげ重症化を予防するため、平成26年10月20日から、東京都ウイルス肝炎重症化予防推進事業「フォローアップ事業」を開始した。区でもこの事業を活用し陽性者のフォローアップを実施している。

肝炎ウイルス検診受診者数

	受診者数（人）	陽性者数（人）	
		B型ウイルス肝炎	C型ウイルス肝炎
R5年度	666	6	3
R6年度	927	2	0
R7年度	817	6	0

■２　骨密度測定会

骨粗しょう症の予防を目的として、原則的に30歳から70歳までの女性区民を対象に、骨密度の測定及び保健・栄養指導を実施している。

骨密度検診受診者数

	R5年度			R6年度				R7年度
会　場	向島	本所	計	向島	本所	健康推進課	計	健康推進課
健診回数	3回	3回	6回	2回	3回	1回	6回	6回
受診者数	97人	98人	195人	61人	100人	28人	189人	405人

■３　健康診査

高齢者の医療の確保に関する法律に定める「特定健康診査・特定保健指導」や健康増進法に基づき実施する「生活習慣病予防健康診査」など、各種健康診査を実施している。

なお、平成20年度から各医療保険者に義務付けられた「特定健康診査・特定保健指導」の実施に伴い、各種基本健康診査の体制の見直しを行った。平成19年度まで実施していた40歳以上の区民健康診査（夜間・土日健康診査を含む）、節目健康診査、61歳以上の健康診査は廃止及び一部変更となり、特定健康診査、75歳以上の健康診査等に移行した。

（１）若年区民健康診査

16歳から39歳までの区民を対象に、申込制により令和4年度まで両保健センター、令和5年度からは区内指定医療機関において健康診査を実施している。

（２）特定健康診査・特定保健指導等

特定健康診査は、墨田区国民健康保険に加入している40歳から74歳までの区民を対象に、区内指定医療機関で実施している。対象者には受診票等を発送している。

特定保健指導は、特定健康診査の結果、メタボリックシンドロームに該当した人又は予備群となった人のうち、生活習慣の改善が必要と判断された人に、個別支援を実施している。平成25年度からは、メタボリックシンドローム非該当者でも、特定健康診査の検査結果から、生活習慣病のリスクが高いと判断された人にも、個別支援（非肥満者に対する保健指導「生活習慣病予防のための保健指導」）を実施している。

（３）75歳以上の健康診査

後期高齢者医療制度に加入している75歳以上（一定の障害を持ち、認定された方は65歳以上）の区民を対象に、区内指定医療機関で実施している。対象者には受診票等を発送している。

（４）生活習慣病予防健康診査

生活保護受給者や医療保険の変更のあった方、年度途中の転入者など、制度上他の健康診査を受けることができない40歳以上の区民を対象に、区内指定医療機関で実施している。対象者には受診票等を発送している。

（５）検査項目

①　必須検査項目（原則として受診者全員に実施するもの）

問診、身体計測、身体診察、血圧測定、尿検査[糖・蛋白・潜血（※1）]、循環器検査[HDLコレステロール・LDLコレステロール・中性脂肪]、肝機能検査[GOT・GPT・γ-GTP]・糖尿病検査[血糖・ヘモグロビンA1c]、尿酸、胸部エックス線検査

※1　尿潜血は若年区民健診のみ

② 選択検査項目（医師の判断に基づき選択的に実施するもの）

貧血検査(※2)[赤血球数・血色素量・ヘマトクリット値・白血球数・血小板数(※1)]、腎機能検査[血清クレアチニン・ｅGFR]、心電図検査(※2)、眼底写真(※3)

※1　血小板数は若年区民健診のみ

※2　特定健診、75歳以上健診、生活習慣病予防健診は選択で実施

※3　特定健診、75歳以上健診、生活習慣病予防健診のみ

各種健康診査及び特定保健指導の実施状況

			R5年度（人）	R6年度（人）	R7年度（人）
特定健康診査			15,878	15,702	15,113
	保健指導該当者	特定保健指導	1,347	1,369	1,344
		動機付け支援	905	907	897
		積極的支援	442	462	447
		非肥満者に対する保健指導	1,063	1,068	940
	保健指導利用者	特定保健指導	213	193	151
		動機付け支援	167	138	112
		積極的支援	46	55	39
		非肥満者に対する保健指導	107	84	67
75歳以上の健康診査			17,507	18,066	18,063
生活習慣病予防健康診査			1,597	1,569	1,487
若年区民健康診査			762	762	1,166

※特定健康診査の対象者は、40歳から74歳までの墨田区国民健康保険加入者

※特定保健指導の対象者は、特定健康診査の受診者のうち、メタボリックシンドロームによる生活習慣病のリスクが高く、生活習慣の改善が必要と判定された人

※非肥満者に対する保健指導の対象者は、特定健診受診者のうち、特定保健指導の対象者には該当しないが、生活習慣の改善が必要と判定された人

※75歳以上の健康診査の対象者は、後期高齢者医療制度加入の区民

※生活習慣病予防健康診査の対象者は、40歳以上の区民のうち、生活保護受給者、中国残留邦人支援給付受給者、医療保険資格異動者、転入者など

※若年区民健康診査者の対象者は、16歳から39歳までの区民のうち、他の健康診査の受診機会のない者

■4　高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施（ハイリスクアプローチ）

高齢者を取り巻く制度（後期高齢者医療、国民健康保険、介護保険など）は、実施主体が異なり、健康状況や生活機能の課題に一体的に対応できていない等の課題があったことから、令和元年5月に国は健康保険法等を一部改正し、「高齢者の保健事業と介護予防事業を一体として実施する」こととされた。

区では、後期高齢者医療広域連合から委託を受けて、令和3年度より高齢者の健診等のデータ分析を行い、専門職（保健師、管理栄養士、歯科衛生士）が、一人ひとりの健康課題に沿った取組を実施している。

施策	事業種別	対象	内容	実施状況 （延件数）
健診結果等を活用した重症化予防対策	高血圧・高血糖・腎機能低下・心房細動基準該当者への個別支援	75歳以上健診受診者のうち該当者	専門職の訪問等による生活習慣病等の保健指導	電話相談等：204 訪問等：37
健診未受診者対策	健康状態不明者の状態把握	健診、医療・介護レセプト等で健康状態が確認できない者	専門職の訪問等による受診状況把握及び受診勧奨	電話相談等：58 訪問等：9 アンケート調査：101
フレイル対策	低栄養等に関する個別支援	75歳以上健診受診者のうち該当者	専門職の訪問等による栄養等の保健指導	電話相談等：122 訪問等：33
多剤服薬（ポリファーマシー）対策	多剤服薬の基準該当者への個別支援	15剤以上の薬剤処方があった者	墨田区薬剤師会に委託	電話相談等：2 面談：0

■５　墨田区保健事業等地域連携検討会

区の糖尿病対策について協議をするため、平成30年度から令和元年度にかけて、墨田区医療連携推進協議会に「糖尿病連携部会」を設置し、各関係機関の役割、連携体制に取り組んだ。また、令和2年度には、「生活習慣病対策部会」を設置し関係機関との連携について協議を行った。

その後、すみだ健康づくり総合計画や墨田区国民健康保険データヘルス計画等に基づき、保健・医療・介護の情報を分析し、区の健康課題について地域の関係機関と連携して取り組むため、令和3年度から墨田区保健事業等地域連携検討会を設置している。令和6年度は検討会を3回開催し、生活習慣病やフレイル予防等の検討を行った。

■６　健康相談

平成28年度まで、若年節目健康診査・若年区民健康診査の健診結果に基づき、生活習慣病の予備群として生活の改善が必要な対象者に保健指導等を行っていた。

平成29年度からは、若年区民健康診査の受診者にかかわらず、全ての区民を対象に随時健康相談を受けている。

■７　がん検診

がんの早期発見・早期治療のため、胃がん（胃部エックス線検査・胃内視鏡検査）・大腸がん・肺がん・子宮頸がん・乳がん・前立腺がん検診を区内指定医療機関、検査機関等で実施している。あわせて、要精密検査者に対しては、精密検査の受診勧奨を行っている。

なお、胃がん検診（胃内視鏡検査）・子宮頸がん検診・乳がん検診の受診機会は、2年に1度としている。

平成24年度からは、胃がんなどが発生しやすい状態であるかどうかを判定する胃がんリスク検査を実施している。

がん検診実施状況

胃がん検診

区分	対象者	受診者数	要精密検査者数	要精密検査者率
R5年度	40歳以上の区民	4,358	156	3.6%
R6年度		5,249	155	3.0%
R7年度		6,520	112	1.7%

※令和元年度から実施している胃内視鏡検査は、50歳以上の区民が対象

大腸がん検診

区分	対象者	受診者数	要精密検査者数	要精密検査者率
R5年度	40歳以上の区民	18,447	1,508	8.2%
R6年度		18,565	1,658	8.9%
R7年度		18,450	1,621	8.8%

肺がん検診

区分	対象者	受診者数		要精密検査者数		要精密検査者率	
R5年度	40歳以上の区民	8,182	(698)	129	(11)	1.6%	(1.6%)
R6年度		9,076	(687)	218	(19)	2.4%	(2.8%)
R7年度		10,553	(779)	249	(25)	2.4%	(3.2%)

＊数字は胸部エックス線検査受診者数、（　　）内の数字は喀痰検査受診者数（再掲）

子宮頸がん検診

区分	対象者	受診者数	要精密検査者数	要精密検査者率
R5年度	20歳以上の女性区民	7,258	159	2.2%
R6年度		7,540	161	2.1%
R7年度		7,190	184	2.6%

乳がん検診

区分	対象者	受診者数	要精密検査者数	要精密検査者率
R5年度	40歳以上の女性区民	5,722	491	8.6%
R6年度		5,935	450	7.6%
R7年度		5,758	367	6.4%

前立腺がん検診

区分	対象者	受診者数	要精密検査者数	要精密検査者率
R5年度	50歳から74歳までの男性区民	921	85	9.2%
R6年度		990	87	8.8%
R7年度		1,152	93	8.1%

胃がんリスク検査

区分	対象者	受診者数	要精密検査者数	要精密検査者率
R5年度	30歳・35歳・40歳・50歳・60歳の区民	1,335	157	11.8%
R6年度		1,334	132	9.9%
R7年度		1,153	139	12.1%

■８　在宅リハビリテーション支援事業

在宅でリハビリが必要な方に、東京都リハビリテーション病院の専門医と連携した身近な「在宅リハビリサポートコーディネーター」が療養支援を実施している。

（１）訪問リハビリサポート事業

体力の低下等で外出や家事等の日常生活に支障が生じていると感じ、介護保険を申請したが非該当となった方に、コーディネーターが訪問をして個別指導を行っている。

訪問リハビリサポート事業利用状況　（人）

	新規利用者数	利用者延数
R5年度	20	25
R6年度	12	22
R7年度	33	39

（２）在宅療養リハビリサポート事業

病気やけがで要介護状態（要介護3～5）にあり、介護保険や医療保険でリハビリが受けられない方に、コーディネーターが訪問をして生活環境の改善、介助方法の指導等の支援を行っている。

在宅療養リハビリサポート事業利用状況　（人）

	新規利用者数	利用者延数
R5年度	1	1
R6年度	2	2
R7年度	3	3

■９　健康づくり推進事業

「すみだ健康づくり総合計画」と健康区宣言及び平成元年1月に行った「墨田区平和福祉都市づくり宣言」の趣旨に基づき、区民一人ひとりが生涯を通じての健康保持増進に取り組めるよう、健康づくりに対する意識の高揚や知識の普及を図るため、以下の事業を行っている。

（１）地域健康づくり

保健衛生協力員との協働により、健康に関する墨田区の現状や地域の特性を明らかにし、自主的な健康づくりを支援していくために、各種団体から依頼を受け、健康推進課職員が出前講座を実施している。

出前健康講座

		開催回数	参加者延人数
R5年度	向島	2回	51人
	本所	1回	16人
	計	3回	67人
R6年度	向島	1回	15人
	本所	4回	64人
	計	5回	79人
R7年度		3回	82人

（２）区民健康体操

運動習慣を身につけるきっかけとして、いつでもどこでも気軽にできる「すみだ花体操」の普及・啓発を行っている。また、体操を活用した健康づくり活動を推進するため、「すみだ花体操普及員」を育成し、身近な地域での普及啓発活動に取り組んでいる。令和７年度に実施された普及員活動は557回で、参加者は9,173人であった。

（３）薬物乱用防止事業

薬物乱用防止普及啓発事業に取り組んでいる「東京都薬物乱用防止推進墨田地区協議会」の活動支援等を行っている。同協議会は、区内小・中学校等にて薬物乱用防止教室を実施し、子どもたちに薬物乱用による心身や人生に及ぼす悪影響や断り方等を学んでもらう活動をしている。また、中学生を対象に「薬物乱用防止ポスター・標語」を募集し、応募作品の展示会や表彰の他、入賞作品の看板を中学校に設置するなど、啓発活動を行っている。

（４）女性の健康づくり支援事業

生涯を通じた健康づくりの実践において、疾患によっては性差を考慮する必要がある。区では一人ひとりの女性が自らの健康に目を向け、主体的に健康増進に取り組んでもらうため、平成21年度に「女性の健康づくりプラン」を策定し、3月の「女性の健康週間」に合わせ、女性の健康をテーマとしたセミナーや展示を実施している。

■１０　区民の健康寿命延伸事業

区民の健康寿命を延伸させるため、特に健康を維持するうえでの基本となる「健康的な食習慣の習得（野菜摂取量の向上）」と「身体活動・運動の向上（日常歩数の向上）」について重点的に取り組んでいる。

（１）「野菜大好き！大作戦」の実施

区民の野菜摂取量を1日350ｇ以上にすることを目的に、野菜摂取量増加につながる取組の推進と、区全体が主体的に取り組む仕組みの構築をめざし、「野菜大好き！大作戦」を展開している。区民の栄養（野菜）摂取状況等を把握するため、平成28年度、令和元年度及び令和5年度に20歳～59歳の区民1,000人を対象に摂取状況調査を行ったが、まだ国の推奨する目標値には足りていない。

また、区民の野菜摂取向上の一助とするため、区ホームページ上で区内の病院や施設、保育園等で考案された野菜レシピを紹介している。

なお、令和2年度には、区と「地域活性化に向けた包括連携協定」を結んでいる（株）セブン-イレブン・ジャパンが提供するレシピを活用した野菜レシピを紹介しているほか、令和3年度からは簡単調理レシピ、お弁当レシピ等を区ホームページで紹介している。

（２）「ウォーキング大好き！大作戦」の実施

区民の一日当たりの歩数を増やすため、民間企業や団体と協働で、健康を意識しながら区内を歩くことができるウォーキングマップを作成し、マップを活用した各種事業を展開している。平成29年度からは、区民等の1週間の日常歩数を測定する「すみだ1ウィーク・ウォーク」イベントを開催する等、区民が主体的に身体活動・運動の向上に取り組める仕組みづくりも行っている。

「すみだ1ウィーク・ウォーク」平均歩数

	実施期間	参加者数	1日あたりの平均歩数		
			全体	男性	女性
R5年度	10月14日～11月12日	549人	10,085歩	11,846歩	10,515歩
R6年度	10月12日～11月17日	427人	11,125歩	11,712歩	10,577歩
R7年度	10月18日～11月30日	119人	12,046歩	13,938歩	11,319歩

＊参加者数は、小・中学生含む。
＊平均歩数は、成人のみ算出。実施期間のうち、歩数の多かった1週間を計上。

■１１　受動喫煙防止対策

改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例の全面施行（令和2年4月1日）に伴い、「望まない受動喫煙を防止すること」を目的として、主に施設の屋内における受動喫煙防止対策を実施している。妊産婦や未成年者等に対しては、たばこの健康影響に関する知識の普及啓発を、喫煙者に対しては、禁煙支援のため禁煙医療費の一部補助を行っている。

（１）受動喫煙防止対策

改正健康増進法及び受動喫煙防止条例の全面施行に伴い、施設の管理権限者・管理者には受動喫煙を防止するための様々な責務が課されることとなり、区でも法律・条例に基づき、喫煙可能室（店）の届出受理（令和7年度：1件）や受動喫煙に関する通報等（令和7年度：15件）への対応（事実確認、啓発、指導・助言、勧告等）を行うこととなった。

また、自らの意思で受動喫煙を避けることができる環境の整備を促進するため、飲食店への受動喫煙対策実態調査（標識掲示状況の調査）や制度の普及啓発を行っている。

（２）禁煙支援

①　墨田区禁煙医療費補助事業

令和元年6月から、禁煙治療にかかる医療費等の一部補助を行っている。

②　禁煙マラソン

禁煙するに当たり、メールで心理的サポートを行う「禁煙マラソン」（墨田区民は無料）を紹介している。

（３）たばこの健康影響に関する知識の普及啓発

①　歯科診療所でのパンフレットの配布

歯科診療所の協力により、歯科診療所の窓口で、たばこが歯と口腔に与える影響について解説したパンフレットや禁煙支援に関するパンフレットを配布している。

②　妊産婦に対する喫煙及び受動喫煙防止の取組

親子健康手帳（母子健康手帳）交付時に 妊産婦への喫煙による健康影響や、妊産婦及び乳幼児の受動喫煙による健康影響についてリーフレットを配布しているほか、ゆりかご・すみだ事業等での面談の機会に個別支援を行っている。

③　未成年者へのたばこの害の普及啓発

児童に対して受動喫煙を含めた喫煙の健康への影響を理解してもらうため、小学校高学年にパンフレットを配布している。また、区立中学校における教育の中でも、たばこの健康影響について必ず触れるようにし、学習の機会を設けている。

■１２　健康セミナー

生活習慣病の予防、健康増進等に関する知識を普及し、「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高め、壮年期からの健康の保持・増進を図っている。

（R7年度）

月　日	内　　容	参加者
5月23日	健康セミナー ビギナー向けダンスエクササイズ～ 音楽に合わせて体を動かそう～	10人
10月27日	健康セミナー 超初心者向けストレッチ～手軽にできる運動を日常に取り入れよう～	18人
3月9日	健康セミナー 今日からできる食べ方改善術～血糖値が高めと言われたら～	29人

■１３　AED(自動体外式除細動器)の設置

AED(自動体外式除細動器)は、心筋梗塞や胸部打撲等で心臓が心室細動などを起こした場合に、電気ショックによって心臓の鼓動を正常に戻す機器である。区では、救命救急体制の充実のため、区内の公共施設153か所に設置し、平成21年度から、AEDの貸し出しも開始している。

AED設置施設一覧　（令和8年7月1日現在）

施　設　名		
スポーツプラザ梅若	東墨田会館	外手児童館
シルバープラザ梅若	八広児童館	外手小学校
墨田二丁目出張所	中川保育園	本所地域プラザ
荒川緑地フィールドハウス	墨田区休日応急診療所	錦糸中学校
調整中　荒川河川敷運動場1号トイレ	すみだ福祉保健センター	二葉小学校
調整中　荒川四ツ木橋緑地 （墨田野球場Ｃ面前のトイレ）	すみだ郷土文化資料館	なりひら高齢者在宅サービスセンター
梅若小学校	墨田中学校	業平小学校
隅田小学校	言問小学校	すみだ防犯センター
旧隅田小学校	小梅小学校	横川コミュニティ会館
墨田児童会館	さくら橋コミュニティーセンター	すみだ保健子育て総合センター1階
すみだ保育園	隅田公園少年野球場	ステップ学級（教育センター）
梅若保育園	曳舟文化センター	子育て支援総合センター
フクシ・エンタープライズ墨田フィールド （墨田区総合運動場）	ひきふね図書館	調整中　すみだリサイクルセンター
堤通公園テニスコート	曳舟小学校	柳島小学校
桜堤中学校	第四吾嬬小学校	横川さくら保育園
梅若橋コミュニティ会館	東向島児童館分館	横川橋保育園
鐘ヶ淵北保育園	押上小学校	太平保育園
水神保育園	すみだ共生社会推進センター	すみだトリフォニーホール
しらひげ保育園	わんぱく天国	ひがしんアリーナ（墨田区総合体育館） 併設屋外体育施設管理事務所錦糸支所
すみだ生涯学習センター	押上保育園	錦糸小学校
すみだボランティアセンター	立花ゆうゆう館	大横川親水公園テニスコート
第一寺島小学校	たちばなホーム	弓道場
第三寺島小学校	ステップハウスおおぞら	すみだ産業会館
第二寺島小学校	立花図書館	竪川親水公園管理事務所
東向島児童館	吾嬬立花中学校	江東橋児童館
旧向島中学校	中川小学校	きんし保育園
すみだ清掃事務所　分室	東吾嬬小学校	両国屋内プール
花園保育園	立花吾嬬の森小学校	両国中学校
寺島保育園	立花体育館	両国子育てひろば
八広はなみずき高齢者支援総合センター	立花児童館	両国小学校
はなみずき高齢者在宅サービスセンター	中川児童館	亀沢のぞみの家
八広図書館	東あずま保育園	すみだ北斎美術館
吾嬬第二中学校	たちばな保育園	竪川中学校
寺島中学校	中川南保育園	緑町公園テニスコート
第三吾嬬小学校	横川さくら保育園分園	江東橋保育園分園
八広小学校	文花出張所	亀沢保育園
屋外体育施設管理事務所八広支所	文花中学校	みどりコミュニティセンター
荒川河川敷運動場3号トイレ	ぶんか高齢者支援総合センター	すみだふれあいセンター福祉作業所
八広地域プラザ（吾嬬の里）	いきいきプラザ	すみだ障害者就労支援総合センター
八広はなみずき児童館	文花児童館	緑図書館
八広保育園	福神橋保育園	緑小学校
長浦保育園	文花保育園	みどり高齢者支援総合センター・ みどり高齢者みまもり相談室
東墨田一丁目運動広場	おむらい保育園	江東橋保育園
荒川四ツ木橋緑地 （少年野球場Ｅ面と少年サッカー場Ａ面の間のトイレ）	文花子育てひろば	すみだボランティアセンター分館
荒川河川敷運動場4号トイレ	墨田区役所	立川児童館
荒川河川敷運動場6号トイレ	すみだリバーサイドホール（2階）	菊川小学校
東墨田テニスコート	東駒形コミュニティ会館	立川保育園
東墨田公園少年野球場	本所中学校	中和小学校
すみだスポーツ健康センター	横川小学校	社会福祉会館
東駒形保育園(仮園舎)	緑幼稚園	菊川保育園
第三寺島保育園	立花幼稚園	

■１４　墨田区骨髄移植ドナー支援事業

日本では、骨髄移植や末梢血幹細胞移植を必要としている人は毎年2,000人いるといわれている。本区では、骨髄等の提供希望者の増加を図り、骨髄等の移植を推進するため、平成29年度から骨髄・末梢血幹細胞提供者（ドナー）とドナーが勤務する事業所に助成金を交付する事業を開始している。

項目 / 年度	ドナー		事業所	
	延日数	人数	延日数	件数
R5年度	21日	3人	7日	1件
R6年度	21日	3人	7日	1件
R7年度	28日	4人	21日	3件

■１５　墨田区版健康経営支援事業

「従業員の健康が会社の生産性向上を高める」という「健康経営」を区内の中小企業等が取組むことを支援する事業を令和4年度から実施している。令和5年度は、墨田区健康経営支援検討会を設置し、区内民間企業等を交えて制度設計等について検討した。特定の健康経営に関連する項目に取り組むことを宣言し、区の協力企業（健康経営サポーター）による様々な伴走支援を受けながら取組を進める「すみだ健康経営チャレンジ宣言制度」及び、「すみだ健康経営チャレンジ宣言」を行った企業等の内、応募があった企業等の取組の優良度を「横綱」、「大関」、「関脇」の段階で評価し、顕彰する「すみだ健康経営顕彰制度」を設け、健康経営の普及啓発を行っている。

項目 / 年度	すみだ健康経営 チャレンジ宣言	すみだ健康経営 顕彰制度
R5年度	18	5
R6年度	1	2
R7年度	3	0
		（事業所数）

10　がん対策事業

■１　墨田区がん対策推進計画

墨田区では、全死亡者の4人に1人が、がんで亡くなっており、がんは区民の生命及び健康を脅かす重大な疾患となっている。このような状況の中で、国の「がん対策基本法」及び「がん対策推進計画」並びに「東京都がん対策推進計画」を踏まえ、区の「健康づくり総合計画」との整合性を図り、平成21年11月に「墨田区がん対策基本方針」を策定した。その後、平成26年3月の改定を経て、がんに関する様々な課題に対する施策に取り組んできた。

平成31年3月には、これまでの「墨田区がん対策基本方針」の理念を引き継ぎ、がん対策をさらに実効性のあるものとするため、新たに「墨田区がん対策推進計画」（計画期間：令和元年度～6年度）を策定し、総合的ながん対策を推進してきた。令和７年３月に計画の改定を行い、「第２期墨田区がん対策推進計画」（計画期間：令和7年度～13年度）を策定した。

この計画では、「誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての区民とがんの克服を目指す」という基本理念を掲げ、「がん予防」「がんとの共生」「基盤の整備」の3つの基本方針を定め、がんの予防や早期発見、がん患者の療養生活の質の維持・向上、正しい知識の普及啓発等の取り組みを行う。

■２　墨田区がん対策推進会議

墨田区における総合的ながん対策の推進を図り、区民の健康増進及びがん患者の生活の質の向上に寄与するため、墨田区附属機関の設置に関する条例に基づき、平成27年度から墨田区がん対策推進会議を設置している。

また、推進会議の所管事項のうち、専門的な事項について検討するため、現在「がん検診精度管理部会」、「たばこ対策部会」の2つの部会を設置している。この会議及び部会は、学識経験者、関係団体の代表、区民、関係行政機関職員等で構成されている。

■３　がん教育

区では、子どもたちが、がんについて正しく理解し、健康的な生活やいのちの大切さについて学んでもらうとともに、保護者等のがん検診の受診につなげるため、がん教育を実施している。

平成27年度から、「墨田区がん対策推進会議がん教育部会」（平成29年度に閉会）等で検討を進め、業平小学校と錦糸中学校において小学校6年生と中学校3年生を対象に、それぞれモデル授業を実施し、その後平成29年3月の学習指導要領改訂を踏まえて、「がん教育の指導手引き（がん教育パッケージ）」を作成した。現在は小学校6年生と中学校2年生を対象に、区内の全小・中学校で保健学習として担任、養護教諭、保健体育教諭による授業と合わせて、がん経験者や医師等の外部講師による講義も実施している。

■４　がん対策普及啓発イベント

区では、「がん征圧月間(9月)」及び「乳がん月間(10月)」の機会を利用して、平成21年度から普及啓発事業を実施している。

○令和7年度実績

(1)「がん対策アクション＆ピンクリボンinすみだ2025」

①庁舎1階アトリウム等

・テーマ：がんを知り、がんになっても安心して暮らせるために
・開催期間：令和7年9月29日～10月3日
・来場者数：延べ518人

②ひきふね図書館

・開催期間：令和7年10月17日～10月29日
・開催内容：展示及び関連図書の紹介

(2)「オレンジバルーンプロジェクトin墨東

・開催期間：令和7年10月4日～10月10日
・開催内容：展示、講演等

■５　在宅緩和ケア事業

がん患者が病院だけでなく、住みなれた家庭・地域での療養も選択できるよう、在宅緩和ケアに関する普及啓発及び、相談・支援体制の整備を行っている。

○令和７年度実績

(1)在宅緩和ケア事業（講演会、専門職向け研修会）

全4回　参加数107人

(2)区内で在宅緩和ケアを実施している医療機関・福祉事業者

11事業者（区に情報提供登録をしている事業者のみ）

がんによる死亡者の死亡場所

	病院	自宅	診療所	老人ホーム	老人保健施設	その他
R5年度	404 (58.3%)	237 (34.2%)	2 (0.3%)	42 (6.1%)	3 (0.4%)	6 (0.7%)
R6年度	283 (54.6%)	185 (35.7%)	6 (1.2%)	41 (7.9%)	0 (0.0%)	3 (0.6%)
R7年度	221 (49.7%)	150 (33.7%)	3 (0.7%)	62 (13.9%)	2 (0.4%)	7 (1.6%)

■６　アピアランスケア支援

がん治療等による外見の変化によって社会参加への不安を抱える区民へ、心理的・経済的負担の軽減と社会参加支援を目的に、ウィッグ等補正具の購入費用助成を実施している。

○令和7年度実績　助成件数：104件

■７　若年がん患者在宅療養支援事業

がんにり患した４０歳未満の区民が、住み慣れた環境で安心して療養生活を送ることができるように、介護サービス等の費用の助成や、居宅介護支援等の支援を実施している。

○令和７年度実績　申請件数　５件

11 母子保健

母子保健事業は、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進を図り、母子保健の向上を目的として保健指導、健康診査、医療援護等の各事業を実施している。

■１　妊娠の届出・親子健康手帳（母子健康手帳）の交付

妊娠の届出により、妊婦の状況を把握し、必要に応じて訪問及び保健指導を行っている。

また、妊娠の届出があったときは、妊婦に対し親子健康手帳（母子健康手帳）、妊産婦健康診査受診票など妊娠期間中から出産後に至るまで必要な関係書類を入れた“母と子の保健バッグ”を交付している。なお、親子健康手帳の名称は平成 27 年度から使用している。

妊娠週別届出数

届出時期／年度	総数	妊娠週数				
		満 11 週以内	満 12 週～19 週	満 20 週～27 週	満 28 週以上	不詳
R5 年度	2,494	2,411	68	7	7	1
R6 年度	2,647	2,567	48	13	13	6
R7 年度	2,737	2,649	61	7	16	4

■２　出産・子育て応援事業

（１）ゆりかご・すみだ事業

妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を目的とし、平成 27 年 11 月から、保健師などの専門職が妊婦に対し面接を行い、必要な支援を行っている。面接を行った妊婦には、育児負担軽減のための育児パッケージ（こども商品券 2 万円分）を配布するとともに、継続して支援が必要な妊婦については、支援プランを作成し、関係機関と連携して必要な支援を行っている。

なお、令和 6 年 11 月 5 日に「すみだ保健子育て総合センター」が開設されたことに伴い、事業実施場所が健康推進課に集約された。

ゆりかご・すみだ事業実施状況

		向島	本所	保健計画課	健康推進課	合　計
R5 年度	面接者数	654 人	614 人	1,117 人		2,385 人
	支援プラン	231 件	109 件	272 件		612 件
R6 年度	面接者数	387 人	378 人	635 人	1,193 人	2,593 人
	支援プラン	102 件	54 件	84 件	257 件	497 件
R7 年度	面接者数				2,419 人	2,419 人
	支援プラン				332 件	332 件

ゆりかご面接率

年度	ゆりかご面接率
R5 年度	95.6%
R6 年度	98.0%
R7 年度	88.4%

※ゆりかご面接率＝ゆりかご面接数（他自治体で妊娠届をした者含む）／妊娠届出数

※令和 7 年度は、8 年度から育児パッケージの増額（1 万円分から 2 万円分へ）が予定されていたため、年度末の面接者数に影響した。

（２）妊婦のための支援給付（妊婦等包括相談支援）事業

妊娠時から妊婦や子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談等を通じて必要な支援につなぐ「妊婦等包括相談支援」の充実を図るとともに、出産・育児の経済的支援を一体的に行う。令和５年１月から実施していた出産・子育て応援交付金給付事業は、令和７年度から制度化され妊婦のための支援給付となった。

（３）バースデーサポート事業

１歳の誕生日を迎えた子を養育する家庭に子育てアンケートを実施し、必要な支援に繋げるとともに、都が作成した子育てハンドブック等と家事・育児パッケージを配布し経済的支援を行うバースデーサポート事業を令和５年 12 月から実施している。

■３　産後ケア事業

産後も安心して子育てができる支援体制の充実を図ることを目的とし、産後１年未満の母子等に対して乳房ケアや授乳指導、育児相談等を行う産後ケア事業を４つのタイプ（型）で実施している（利用者一部負担あり）。令和７年度は、宿泊型産後ケアの利用促進を図るため、利用者負担額を１日当たり 2,500 円減額した結果、利用者が大幅に増加した。令和８年度は、日帰り型産後ケアの利用上限を２回から４回へ拡大して実施している。

・宿泊型　　利用者が医療機関等に宿泊してケアを受ける（令和元年 10 月から）。
・訪問型　　助産師が利用者宅へ訪問して短時間のケアを受ける（令和元年 10 月から）。
・外来型　　利用者が医療機関等の外来で短時間のケアを受ける（令和２年４月から）。
・日帰り型　医療機関や助産所で６時間程度滞在してケアを受ける（令和４年８月から）。

産後ケア事業実施状況（利用者：各型ごとの実人員、日（回）数：延日（回）数）

	宿泊型産後ケア		訪問型産後ケア		外来型産後ケア		日帰り型産後ケア	
	利用者	日数	利用者	回数	利用者	回数	利用者	回数
R5 年度	250 人	898 日	390 人	438 回	586 人	773 回	291 人	312 回
R6 年度	385 人	1,341 日	381 人	426 回	649 人	842 回	307 人	327 回
R7 年度	706 人	2,366 日	580 人	718 回	819 人	1,066 回	370 人	391 回

■４　訪問指導

妊産婦、乳児を対象に、保健師や助産師が家庭を訪問し、適切な助言や指導を行っている。

（１）妊産婦訪問指導

妊婦及び産後１年を経過しない産婦を対象に家庭訪問を実施している。健康状態、生活環境、疾病予防等必要な事項について適切に指導を行うとともに、疾病や異常の早期発見、早期治療について助言し、安心して出産・育児に臨むことができるように支援を行っている。

妊産婦訪問指導件数　（人）

	実人員	延人員
R5 年度	1,957	2,036
R6 年度	1,979	2,076
R7 年度	2,259	2,322

（２）こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問）

全ての乳児がいる家庭を訪問し、発育、栄養、生活環境、疾病予防等の保健指導及び子育て支援に関する情報提供を行っている。

平成 27 年度からは母親の精神面への早期介入のため、訪問時（こんにちは赤ちゃん事業）にエジンバラ産後うつ病質問票を実施し、合計点が 30 点中９点以上の方を必要な相談・支援につなげている。

生後 120 日以内の新生児家庭訪問指導件数　（人）

指導員／年度	実　人　員			延 人 員		
	総数	指導員別内訳		総数	指導員別内訳	
		職員	訪問指導員		職員	訪問指導員
R5 年度	1,910 人	315	1,595	1,974	364	1,610
R6 年度	1,957	334	1,623	2,029	375	1,654
R7 年度	2,039	391	1648	2,067	416	1,651

生後 121 日以上の乳児家庭訪問指導件数　（人）

	実人員	延人員
R5 年度	105	141
R6 年度	98	136
R7 年度	239	286

産後うつスクリーニング・産後うつ相談状況

	実施者数	高得点者数	高得点率	相談室利用者延数 ※
R5 年度	2,112 人	168 人	8.0%	83 人
R6 年度	1,903 人	154 人	8.1%	65 人
R7 年度	2,311 人	142 人	6.1%	68 人

※相談室：乳児健康診査時に同時開催する「親と子の相談室」

（3）未熟児訪問指導

出生体重 2,000ｇ未満の児及び出生体重 2,000ｇ以上で経管栄養・点滴等の医療を受けた児を対象に、医療機関と連携しながら家庭訪問を実施している。

未熟児訪問指導件数　（人）

	実人員	延人員
R5 年度	20	22
R6 年度	23	31
R7 年度	15	18

■５　出産準備クラス・育児学級

（1）出産準備クラス

妊娠中の健康管理や親となる心構えと育児の実態を伝えることにより、安全な分娩、妊娠中の不安解消や産後の円滑な育児開始ができるように講座（出産準備クラス・パパのための出産準備クラス）を実施している。

出産準備クラス

	開催日数	参加者延数
R5 年度	51 日	1,233 人
R6 年度	7 日	1,364 人
R7 年度	57 日	1,549 人

R5 年度より開催、計上方法を変更（出産準備クラス心理講座の実績を含む）

パパのための出産準備クラス

	開催回数	参加者数
R5 年度	36 回	1,150 人
R6 年度	30 回	1,327 人
R7 年度	24 回	1,375 人

（２）育児学級（離乳食講習会を含む）

乳児の保護者を対象に、2 か月児学級では、発育・発達・育児の講話のほか、グループワークを行い、育児の楽しみを共有する場を設定している。また、5～6 か月児学級では離乳食の進め方や調理実演、歯のケアについての講話を行っている。

育児学級実施状況

	開催回数	参加者数
R5 年度	114 回	1,073 人
R6 年度	94 回	1,047 人
R7 年度	60 回	1,050 人

■６　育児相談

乳幼児の保護者を対象に育児に関する様々な相談を受け、親子ともに健やかにすごせるよう支援している。また、子育て中の母親の悩みや育児不安を軽減することを目的に、「ママのリラックスタイム」を実施している。

なお、会場の混雑緩和、待ち時間の軽減、感染症の感染予防の観点から事前予約制にし、定員を設けて実施している。

育児相談実施状況

	開催回数	相談者数
R5 年度	32 回	632 人
R6 年度	30 回	675 人
R7 年度	24 回	706 人

ママのリラックスタイム

	開催回数	相談者数
R5 年度	24 回	69 人
R6 年度	19 回	76 人
R7 年度	12 回	26 人

乳幼児の保護者を対象に地域で安心して子育てができるように、育児不安や発達に関する知識の普及・啓発のため講演会を開催している。

育児講演会実施状況

	開催回数	参加者数
R5 年度	2 回	43 人
R6 年度	2 回	71 人
R7 年度	4 回	214 人

■８　健康診査

（１）－１　妊婦健康診査

妊婦の健康管理に努め、母体の健康保持と胎児の順調な発育を目的に妊婦健康診査を実施している。親子健康手帳（母子健康手帳）と同時に交付している「妊婦健康診査受診票（14 回分）」、「妊婦超音波検査受診票（4 回分）」及び「妊婦子宮頸がん検診受診票」を使用することで都内委託医療機関等において一部公費負担で受診できる。

また、助産所又は都外医療機関で受診した妊婦健康診査及び多胎妊婦の 14 回を超える妊婦健康診査（上限 5 回分）を実費で受けた場合は、償還払い方式により一部助成している。

さらに、令和 8 年 10 月から、産婦健康診査（２回）及び１か月児健康診査についても受診票により都内医療機関等において一部公費負担で受診できることとなった。これに先立って、令和 8 年 4 月から月に実費で受診した産婦健康診査及び１か月児健康診査について、償還払い方式により一部助成を行っている。

なお、健康診査の結果、さらに精密検査が必要なときは健康推進課で「精密健康診査受診票」を交付している。

（１）－２　新生児検査

新生児の病気の早期発見・早期治療のために先天性代謝異常等の病気の検査を行っている。また、平成 31 年 4 月から新生児聴覚検査の一部公費負担を行っている。検査の結果、さらに精密検査が必要な場合は、健康推進課において「精密健康診査受診票」を交付している。

新生児聴覚検査実施状況　（件）

	助成件数	初回検査	確認検査		精密検査結果			
		リファー（要再検）	パス（反応あり）	リファー（要再検）	一側性難聴	両側難聴	正常	評価不能
R5 年度	2,249	15	5	10	1	3	3	3
R6 年度	2,167	30	13	10	5	1	6	1
R7 年度	2,309	44	36	8	3	0	4	1

（２）乳児健康診査

乳児の健康の保持を図るため、生後 3～4 か月児を対象に健康診査を実施している。

また、6～7 か月児・9～10 か月児健康診査は、医療機関に委託して実施している。

健康診査の結果、発育・発達に関する相談・支援が必要な乳児については、経過観察健診を勧奨している。診断確定のために精密健康診査を必要とする乳児については、精密健康診査受診票を発行し、精密健康診査の費用を公費負担している。

3～4 か月児健康診査

	対象者数	開催回数	受診者数	受診率	有所見者数	有所見者率
R5 年度	2,153 人	72 回	2,056 人	95.5%	1,081 人	52.6%
R6 年度	2,081 人	57 回	1,998 人	96.0%	1,200 人	60.1%
R7 年度	2,214 人	36 回	2,143 人	96.8%	1,306 人	60.9%

3～4 か月児健康診査所見詳細　（人）

所見／年度	所見内訳（延べ数）												精密健康診査受診票発行数
	発育	皮膚	頭頸部	顔面・口腔	眼	耳鼻咽喉	胸部・腹部	鼠径外陰部	背部	四肢	発達神経	その他	
R5 年度	170	443	14	9	17	20	76	31	12	22	106	416	58
R6 年度	183	505	25	15	14	27	67	37	7	58	138	535	97
R7 年度	231	495	29	4	20	45	87	40	13	47	156	612	112

乳幼児経過観察健診（予約制）

	開催回数	受診者数
R5 年度	24 回	169 人
R6 年度	23 回	189 人
R7 年度	24 回	241 人

6～7 か月児健康診査（医療機関委託） （人）

健診結果／年度	受診票交付数	受診者数	総合判定			
			問題なし	問題あり	疑い	不明
R5 年度	2,153	1,955	1,871	34	48	2
R6 年度	2,081	1,889	1,807	28	45	9
R7 年度	2,214	1,976	1,870	44	55	7

9～10 か月児健康診査（医療機関委託） （人）

健診結果／年度	受診票交付数	受診者数	総合判定			
			問題なし	問題あり	疑い	不明
R5 年度	2,153	1,851	1,773	32	45	1
R6 年度	2,081	1,836	1,756	41	31	8
R7 年度	2,214	1,791	1,720	24	40	7

（３）1 歳 6 か月児健康診査

1 歳 6 か月の幼児に対し、身体面、行動面、心理面、歯科等の健康診査と指導を行っている。

健康診査は、医療機関に委託して実施しており、歯科健診、育児相談、栄養相談及び心理相談は、保健センター（令和 6 年 11 月からは健康推進課）で実施している。

健康診査の結果、精密健康診査を必要とする幼児については、精密健康診査受診票を発行し、当該費用を公費負担している。

医療機関委託健康診査

受診状況／年度	対象者数	受診者数	受診率	有所見者数	診療所見（延数）				
					形態異常	胸腹部の所見	皮膚の異常	その他の所見	今後発育に問題になる疾患
R5 年度	1,821 人	1,738 人	95.4%	180 人	13 人	11 人	37 人	18 人	21 人
R6 年度	1,877 人	1,764 人	94.0%	126 人	10 人	16 人	37 人	29 人	27 人
R7 年度	1,802 人	1,738 人	96.4%	116 人	7 人	10 人	36 人	18 人	31 人

※有所見者数は、医療機関の診察所見に加え、要経過観察数等を含むため、診療所見（延数）を上回る場合がある。

歯科健康診査・栄養指導・保健指導・心理相談 （人）

区分／年度	対象者	歯科健康診査 栄養指導者数 保健指導者数	心理相談者数
R5 年度	1,821	1,716	330
R6 年度	1,877	1,789	323
R7 年度	1,806	1,726	375

1歳6か月児健康診査心理相談結果

相談項目 / 指導指示 / 年度		受診者数（実人員）	相談項目総数（延数）	問題なし	精神発達の問題	ことばの問題	くせの問題	行動・性格の問題	社会性の問題	生活習慣の問題	養育者の問題	家庭・環境の問題	疾患・障害の疑い	その他
R5年度	特になし	331	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	助言指示		93	2	15	33	3	22	11	2	2	1	0	2
	要観察		500	0	116	206	9	50	81	4	15	14	2	3
	要精密		54	0	13	14	0	10	13	0	2	0	0	2
	計		647	2	144	253	12	82	105	6	19	15	2	7
R6年度	特になし	323	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	助言指示		101	1	14	26	0	28	14	0	11	2	1	4
	要観察		436	0	87	184	2	59	75	2	15	9	1	2
	要精密		35	0	9	11	0	2	7	1	2	2	1	0
	計		572	1	110	221	2	89	96	3	28	13	3	6
R7年度	特になし	375	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	助言指示		167	3	30	61	3	37	13	1	12	4	0	3
	要観察		475	0	121	209	1	52	62	1	14	11	1	3
	要精密		46	0	16	14	0	6	6	0	2	1	1	0
	計		688	3	167	284	4	95	81	2	28	16	2	6

1歳6か月児経過観察健康診査心理相談結果

相談項目 / 指導指示 / 年度		受診者数（実人員）	相談項目総数（延数）	問題なし	精神発達の問題	ことばの問題	くせの問題	行動・性格の問題	社会性の問題	生活習慣の問題	養育者の問題	家庭・環境の問題	疾患・障害の疑い	その他
R5年度	特になし	186	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	助言指示		85	1	12	40	3	8	11	1	3	5	0	1
	要観察		177	0	29	79	1	16	35	0	12	5	0	0
	要精密		100	0	20	43	1	11	18	0	6	1	0	0
	計		362	1	61	162	5	35	64	1	21	11	0	1
R6年度	特になし	157	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	助言指示		94	1	16	37	0	23	11	1	4	1	0	0
	要観察		141	0	28	59	0	15	20	3	10	6	0	0
	要精密		84	0	25	33	0	3	17	0	3	2	1	0
	計		319	1	69	129	0	41	48	4	17	9	1	0
R7年度	特になし	158	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	助言指示		88	1	20	42	0	11	9	1	2	1	0	1
	要観察		122	0	26	51	2	14	23	0	3	3	0	0
	要精密		85	0	22	34	1	11	10	0	3	3	1	0
	計		295	1	68	127	3	36	42	1	8	7	1	1

（４）3歳児健康診査

3歳児期は、幼児の成長過程の中で身体発育及び精神発達の両面において重要な時期にあるため、医師、心理相談員等による総合的な健康診査を行っている。健康診査の結果、精密健康診査を必要とする幼児については、精密健康診査受診票を発行し、その費用を公費負担している。

また、発育面に関する相談・支援が必要な幼児については、経過観察及び専門医療機関の指導を受けるよう勧奨している。

3歳児健康診査

	対象者	受診者数	有所見者数	有所見者率
R5年度	1,806人	1,772人	987人	55.70%
R6年度	1,733人	1,671人	988人	59.10%
R7年度	1,702人	1,648人	1,084人	65.80%

3歳児健康診査所見詳細　（人）

所見／年度	所見内訳（延数）													受診票発行数
	発育	皮膚	頭顔面・頸部口腔	眼	耳鼻咽喉	胸部・腹部	鼠径外陰部	背部四肢	運動	精神	言語	日常習慣	その他	精密健康診査
R5年度	64	120	18	155	145	52	52	16	6	101	176	190	402	346
R6年度	51	121	11	176	117	58	67	16	6	140	161	160	511	310
R7年度	69	148	11	241	145	57	71	14	14	175	188	189	593	347

3歳児視力検診（アンケート方式による）状況・所見　（人）

所見／年度	対象者数	検査実施者数	所見内訳			
			異常なし	要再検査	要精密検査	その他
R5年度	1,806	1,772	1,638	9	103	22
R6年度	1,733	1,671	1,568	1	93	9
R7年度	1,702	1,648	1,432	0	169	47

3歳児聴覚検診（アンケート方式による）状況・所見　（人）

所見／年度	対象者数	検査実施者数	所見内訳			
			異常なし	要再検査	要精密検査	その他
R5年度	1,806	1,772	1,637	15	112	8
R6年度	1,733	1,671	1,569	1	88	13
R7年度	1,702	1,648	1,520	0	94	34

3歳児健康診査心理相談結果

相談項目／指導指示		受診者数（実人員）	相談項目総数（延数）	問題なし	精神発達の問題	ことばの問題	くせの問題	行動・性格の問題	社会性の問題	生活習慣の問題	養育者の問題	家庭・環境の問題	疾患・障害の疑い	その他
R5年度	特になし	217	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	助言指示		158	0	10	36	3	62	13	3	22	5	1	3
	要観察		133	0	17	35	1	33	23	3	12	9	0	0
	要精密		83	0	17	34	1	14	13	0	2	1	1	0
	計		374	0	44	105	5	109	49	6	36	15	2	3
R6年度	特になし	214	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	助言指示		162	0	4	39	2	70	15	4	19	9	0	0
	要観察		148	0	5	51	0	47	27	0	13	4	0	1
	要精密		33	0	2	12	0	10	4	3	1	1	0	0
	計		343	0	11	102	2	127	46	7	33	14	0	1
R7年度	特になし	257	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	助言指示		172	2	8	39	4	67	15	4	18	12	0	3
	要観察		114	1	10	34	0	30	18	2	7	12	0	0
	要精密		153	0	26	45	0	32	37	1	5	4	2	1
	計		439	3	44	118	4	129	70	7	30	28	2	4

3歳児経過観察健康診査心理相談結果

相談項目／指導指示		受診者数（実人員）	相談項目総数（延数）	問題なし	精神発達の問題	ことばの問題	くせの問題	行動・性格の問題	社会性の問題	生活習慣の問題	養育者の問題	家庭・環境の問題	疾患・障害の疑い	その他
R5年度	特になし	72	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	助言指示		60	0	9	18	1	15	7	2	5	2	1	0
	要観察		62	0	4	13	2	18	11	1	6	7	0	0
	要精密		41	0	7	12	0	10	9	0	2	0	1	0
	計		163	0	20	43	3	43	27	3	13	9	2	0
R6年度	特になし	77	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	助言指示		44	0	5	15	1	10	5	2	3	3	0	0
	要観察		67	0	6	13	2	18	6	1	11	10	0	0
	要精密		30	0	4	6	0	9	7	0	3	1	0	0
	計		141	0	15	34	3	37	18	3	17	14	0	0
R7年度	特になし	83	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	助言指示		49	0	5	14	1	18	8	0	2	0	0	1
	要観察		54	0	6	10	2	14	7	0	8	6	0	1
	要精密		59	0	14	16	0	15	11	1	1	1	0	0
	計		162	0	25	40	3	47	26	1	11	7	0	2

（５）5歳児健康相談事業（令和7年度開始）

就学前の4・5歳児の発達特性について保護者の相談に応じ、家庭内や集団保育の場における適切な対応や療育支援、就学相談につなげることを目的に、保護者アンケートを実施し、心理相談員等による相談会（希望者対象）を行っている。

経過相談として5歳児経過観察健診および5歳児心理経過観察を行っている。
また、普及啓発を目的とした講演会も実施している。

5歳児健康相談

	保護者アンケート		相談会	
R7年度	対象者数	実施者数	開催回数	参加者数
	1,720人	1,373人	11回	56回

5歳児経過観察健診・5歳児心理経過観察　（R7年6月開始）

	経過観察健診		心理経過観察	
R7年度	開催回数	受診者数（延べ）	開催回数	利用者数（延べ）
	10回	11人	10回	30人

5歳児健康相談事業講演会

	開催回数	参加者数（延べ）
R7年度	2回	100人

■９　母性保護と家族計画

平成８年に優生保護法が改正され、母体保護法となった。

この法律は、主に母体の生命健康を保護することを目的としており、人工妊娠中絶もこの目的のみに行われることとなったが、母体に与える影響が大きいので、その乱用を防止するため正しい家族計画の普及と受胎調節の指導を行っている。

妊娠週数別妊娠中絶実施状況（区内医療機関実施分）　（件）

妊娠期間＼年齢		総数	20歳未満	20歳～24	25歳～29	30歳～34	35歳～39	40歳～44	45歳～49	50歳以上	不詳
R５年度 総　数		176	5	35	46	34	33	21	2	0	0
R６年度 総　数		78	4	20	7	18	22	6	1	0	0
R７年度	総　数	80	7	13	24	14	13	9	0	0	0
	満７週　以前	20	1	3	10	4	0	2	0	0	0
	満８週～11週	26	5	5	8	2	4	2	0	0	0
	満12週～15週	5	0	0	0	2	2	1	0	0	0
	満16週～19週	15	1	0	3	5	5	1	0	0	0
	満20週～21週	14	0	5	3	1	2	3	0	0	0

■１０　医療給付

保健所は、各種医療給付の申請受付を行うとともに、対象者の把握、医療機関との連絡及び広報活動を行っている。

医療給付及び医療助成申請件数　（件）

		給付の対象	R5年度	R6年度	R7年度
①	養育医療	未熟児又は新生児で医師が入院養育を必要と認めたもの	60	50	71
②	自立支援医療（育成医療）	肢体不自由、先天性内臓疾患、透析療法を必要とする腎不全等の児童（※）	2	3	6
③	療育給付	骨関節結核、その他の結核で入院を必要とする児童（※）	0	0	0
④	妊娠高血圧症候群	妊娠高血圧症候群等で入院を必要とする者（※）	3	3	1
⑤	小児慢性疾病	小児慢性特定疾病にり患している児童（※）	139	150	147
⑥	小児精神病	精神障害で入院を必要とする児童（※）	0	0	0

※児童とは児童福祉法で18歳未満の者。

12　公害健康被害補償事業

大気汚染や水質汚濁の影響による健康被害者に対し、医療の給付、障害補償を行い、あわせて福祉に必要な事業を行うことによって、これらの人々の迅速かつ公正な保護を図ることを目的に、公害健康被害補償法が昭和49年9月1日から施行された。

本区も昭和50年12月19日に大気汚染の影響による健康被害（慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気しゅ及びこれらの続発症）の著しい地域（第1種地域）として指定されたが、後年、大気汚染の態様が変化したという理由により同法が改正され、昭和63年3月1日から全国41地域とともに指定が解除された。

解除後は、新たな認定申請はできないが、既に認定されている区民は、今後も従来どおり、墨田区公害健康被害認定審査会の答申に基づいて各種の補償給付が受けられることになっている。

なお、診療報酬の支払いは、墨田区公害健康被害診療報酬審査会の審査を経て行われている。

また、この国の制度とは別に、東京都条例の大気汚染に係る健康障害者に関する医療費助成制度による認定は、墨田区大気汚染障害者認定審査会の審査を経て行われている。

■1　公害健康被害者救済事業

被認定者数（人）　　（令和8年3月31日現在）

疾病名	男	女	計
慢性気管支炎	1	0	1
気管支ぜん息	185	205	390
ぜん息性気管支炎	0	0	0
肺気しゅ	0	0	0
計	186	205	391
R7.3.31現在数	189	209	398
R6.3.31現在数	197	209	406

令和7年度の認定者増減（人）　　（前年度比較）

疾病名	男	女	計
慢性気管支炎	0	0	0
気管支ぜん息	-3	-4	-7
ぜん息性気管支炎	0	0	0
肺気しゅ	0	0	0
計	-3	-4	-7

増要因は他指定地域からの転入によるものだけであり、減要因は他地域への転出・死亡、手帳の返還によるもの。

公害健康被害認定状況（人）

年度＼疾病名	慢性気管支炎	気管支ぜん息	ぜん息性気管支炎	肺気しゅ	合計
R5年度	1	405	0	0	406
R6年度	1	397	0	0	398
R7年度	1	390	0	0	391

昭和62年度には1,600人を超えていた被認定者数は、他地域への転出や死亡により391人まで減少している。ぜん息性気管支炎の被認定者はこれまで発生していない。

障害等級別認定状況（人）

年度	特級	1級	2級	3級	級外	合計
R5年度	0	0	12	232	162	406
R6年度	0	0	9	225	164	398
R7年度	0	0	9	219	163	391

公害健康被害補償給付実績　（金額単位：千円）

年度＼内訳		医療費	障害補償費	療養手当	遺族補償費	遺族補償一時金	葬祭料	合計
R5年度	件数	6,043	2,978	904	80	1	3	10,009
	金額	130,968	225,343	21,789	10,722	2,824	843	392,489
R6年度	件数	5,939	2,879	881	77	0	1	9,777
	金額	128,371	222,604	21,790	10,487	0	532	383,784
R7年度	件数	5,621	2,746	822	76	0	0	9,265
	金額	124,514	219,353	20,830	10,363	0	0	375,060

一番金額の多い障害補償費は昭和63年度以降平成12年度まで4億円を超える水準で推移していたが、13年度に4億円を切り、その後は緩やかな減少傾向にある。

■２　環境保健事業

（1）呼吸リハビリテーション教室

ぜん息疾患を持っている方に対し、ぜん息等に関する知識の普及と療養上の指導を実施している。

年度	実施回数	参加者数（人）
R5年度	5	延84
R6年度	5	延30
R7年度	5	延76

（2）家庭療養指導

委託した保健師により公害健康被害補償被認定者の家庭訪問又は通信機器及び電話を用いて保健指導・日常生活指導を行っている。

年度	件数
R5年度	106
R6 年度	129
R7年度	124

※訪問対象は、障害等級3級以上で訪問を希望しない者等を除いた区内在住の被認定者

（3）水泳教室

小学1年生から中学3年生のぜん息等に罹患した児童を対象に、運動誘発ぜん息の発作の起こりにくい水泳により体力をつけることを目的に実施している。

年度	実施日数	参加者数（人）	実施場所
R5年度	9	延182	両国屋内プール
R6年度	10	延254	両国屋内プール
R7年度	10	延190	両国屋内プール

（4）デイキャンプ

小学1年生から中学3年生のぜん息等に罹患した児童を対象に、ぜん息児童等が適切な服薬方法などの習得、体力づくり及び交流を通して、ぜん息の症状等を良好にコントロールすることを目的としている。

年度	参加者数(人)	実施場所
R5年度	延54	八広地域プラザ及び茨城県土浦市（全3回）
R6年度	延31	八広地域プラザ及び茨城県土浦市（全2回）
R7年度	延32	八広地域プラザ及び茨城県土浦市（全2回）

（5）アレルギー講演会

アレルギー症状等を持つ児童の保護者を対象に、専門医や看護師を招いて正しい知識の習得を目的とした講演会を実施している。

年度	実施回数	参加者数（人）
R5年度	2	延20
R6年度	2	延12
R7年度	2	延20

（6）音楽療法教室

ぜん息に罹患している3歳～小学1年生の児童とその保護者を対象に、音楽を通して楽しみながら自然に腹式呼吸の仕方を学ぶことを目的に開催している。

（令和7年度は、参加者が0人だったため中止とした）

年度	実施日数	参加者数（人）	実施場所
R5年度	4	延15	すみだ女性センター
R6年度	3	延 6	すみだ女性センター
R7年度	0	0	―

（7）アレルギー健診

令和6年10月まで向島・本所両保健センター、令和6年11月よりすみだ保健子育て総合センターで、乳児健診・1歳6カ月健診・3歳児健診・育児相談の結果により、必要と認められる乳幼児に対して健康診査を実施している。対象者に対して適切な指導を行うことにより、気管支ぜん息等のアレルギー疾患発症の未然防止を図っている。

年度	実施回数	受診者数（人）
R5年度	24	延56
R6年度	19	延33
R7年度	12	延18

（８）インフルエンザ予防接種の費用助成

公害健康被害補償被認定者が、予防接種法に基づき実施するインフルエンザの定期予防接種を受けた場合、当該予防接種に係る自己負担額の一部を助成することにより被認定者の健康の保持を図っている。

なお、平成21年度から75歳以上の区民に対し接種費用が無料となった。

平成23年度より、64歳以下の被認定者も予防接種の助成対象となった。

年度	申請件数 （65歳以上）	申請件数 （64歳以下）
R5年度	28	84
R6年度	28	78
R7年度	28	76

（９）新型コロナウイルス感染症予防接種の費用助成

令和7年度から公害健康被害補償被認定者のうち予防接種法に基づき実施する新型コロナウイルス感染症の定期予防接種対象となる者が当該予防接種を受けた場合、その予防接種に係る自己負担額の一部を助成することにより被認定者の健康の保持を図っている。

年度	対象者件数	申請件数
R7年度	52	7

■３　大気汚染に係る健康障害者に対する医療費助成

東京都では、国の公害健康被害補償制度に先立ち、昭和47年10月に大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例を制定し、18歳未満の者で4疾病（慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気しゅ）に罹患している都民を対象に医療費の助成を行っている。

なお、平成20年8月から気管支ぜん息の対象年齢が全年齢に拡大されたが、平成27年4月1日から18歳以上の新規認定が終了となった。

区内の被認定者数（人）　　（令和8年3月31日現在）

疾病別＼年齢別	0～19歳	20～39歳	40～59歳	60～74歳	75歳以上	計
慢性気管支炎	0	0	0	0	0	0
気管支ぜん息	0	63	316	271	253	903
ぜん息性気管支炎	0	0	0	0	0	0
肺気しゅ	0	0	0	0	0	0
計	0	63	316	271	253	903
R7.3.31現在数	2	71	337	273	252	935
R6.3.31現在数	6	92	369	300	249	1,016

13　特殊疾病対策

特殊疾病は、その性格上長期の療養を要し、多額の医療費を必要とするため、患者本人はもとより、家族に対しても精神面、介護面等において深刻な負担を与えている。そこで、その負担を軽減し、治療を受けやすくするために難病医療費助成制度が設けられた。
保健所がその申請窓口となり、対象者の把握、関係機関との連絡、広報活動等を行っている。

また、難病患者等居宅生活支援事業として、ホームヘルプサービス事業・日常生活用具給付事業を平成13年4月から実施している。なお、平成18年4月から、小児慢性特定疾病児童等が家庭で日常生活を送るために必要な用具を給付する日常生活用具給付事業を開始した。
平成25年4月から、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める障害者（児）の対象に難病等が加わり、障害福祉サービス、相談支援等の対象となった。
平成26年5月に「難病の患者に対する医療費等に関する法律」が公布され、平成27年1月1日から、新たな難病医療制度となり、令和3年11月1日に6疾病が追加（うち、1疾病については既存の指定難病に統合）され、令和6年4月1日から新たに3疾病が追加され現在341疾病が指定難病とされている。また、東京都独自の指定難病が8疾病ある。さらに、平成27年1月1日からはスモン等の4疾患が特定疾病治療研究事業の対象となった。

■１　医療費助成

国が指定している難病及び都が単独で指定している難病の入院と通院、訪問看護等の医療費を助成している。難病としては、国疾病（348疾病）、都単独疾病（8疾病）、特殊医療費疾病（2疾病）、特定疾患治療研究事業（4疾病）がある。また、B型・C型肝炎治療の医療助成が肝炎対策の一環として実施されている。

申請件数

<table>
<tr><th colspan="3"></th><th>R5年度</th><th>R6年度</th><th>R7年度</th></tr>
<tr><td rowspan="4">特定疾病</td><td rowspan="2">国指定疾病</td><td>指定疾病数</td><td>338</td><td>341</td><td>348</td></tr>
<tr><td>申請件数</td><td>2,337</td><td>2,900</td><td>3,023</td></tr>
<tr><td rowspan="2">都指定疾病</td><td>指定疾病数</td><td>8</td><td>8</td><td>8</td></tr>
<tr><td>申請件数</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">特殊医療</td><td>血友病（国指定）申請件数</td><td>21</td><td>19</td><td>22</td></tr>
<tr><td>人工透析を要する腎不全</td><td rowspan="2">663</td><td rowspan="2">708</td><td rowspan="2">675</td></tr>
<tr><td>（都単独）申請件数</td></tr>
<tr><td colspan="3">特定疾患（スモン等）申請件数</td><td>3</td><td>3</td><td>2</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="6">肝炎</td><td>B型・C型肝炎</td><td rowspan="2">8</td><td rowspan="2">2</td><td rowspan="2">0</td></tr>
<tr><td>インターフェロン治療申請件数</td></tr>
<tr><td>B型肝炎</td><td rowspan="2">170</td><td rowspan="2">186</td><td rowspan="2">184</td></tr>
<tr><td>核酸アナログ製剤治療申請件数</td></tr>
<tr><td>C型肝炎　インターフェロン</td><td rowspan="2">13</td><td rowspan="2">10</td><td rowspan="2">9</td></tr>
<tr><td>フリー治療申請件数</td></tr>
</table>

■２　神経難病検診

医師会と区の共催により、専門医による検診・相談を毎年10月に行っている。
なお、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となった。

実施年度	R5年度	R6年度	R7年度
受診者数	26人	25人	23人

■３　パーキンソン友の会への支援

情報交換・交流の場として集いがあり、保健師は会の自主化に向け集いに参加し、通信の作成等の支援を行った。令和2、3、4年は新型コロナウイルス感染症により、中止となった。会員数の減少から友の会は休会中だが、令和5年度以降はパーキンソン病の患者・家族の交流会を開催している。

■４　障害者総合支援法障害福祉サービス（居宅介護）

難病患者等が居宅において日常生活を営むことができるように、ホームヘルパーを派遣している。

	R5年度	R6年度	R7年度
派遣所帯数	5	4	6
派遣時間数	1,068	1,206	1,637

■５　障害者（児）日常生活用具給付・補装具支給事業

難病患者等に対して、日常生活用具の給付及び補装具の支給を行っている。

	R5年度	R6年度	R7年度
日常生活用具給付数	8	11	10
補装具支給数	1	1	3

14　精神保健

複雑化した社会生活の発展とともに精神障害者等心の健康に課題を抱えている者の数は増加傾向にある。

精神保健事業は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、精神障害者等の相談支援、社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加を促進するために必要な援助を行い、発生予防、精神的健康の保持及び増進に努めることにより、精神保健福祉の向上を図ることを目的とする。

また、自殺対策基本法に基づき、自殺対策について検討し、本区では平成23年度から自殺対策事業を実施している。

■1　保 健 相 談

保健センターでは、心の健康に関する様々な悩みや問題に対応するため、保健師等による随時の相談を行っているほか、専門医を中心としたスタッフによる定期的な相談を開設している。必要に応じて、訪問も行っている。また、家族をサポートするための事業を実施している。

保健師等による相談

年度 / 項目	R5年度			R6年度			R7年度		
	来所数	訪問数	電話数	来所数	訪問数	電話数	来所数	訪問数	電話数
一般精神に関すること	978	452	5,113	797	540	3,845	1,131	517	4,708
社会復帰に関すること	28	2	80	21	3	63	52	3	83
老人精神に関すること	4	6	8	5	27	11	8	3	36
アルコール・薬物に関すること	32	8	89	28	17	76	24	6	62
児童・思春期に関すること	30	9	120	42	10	85	40	11	96
その他	70	26	228	67	21	203	78	20	159

専門医等による相談（予約制）

年度 / 項目	R5年度			R6年度			R7年度		
	開設日数	来所数	訪問数	開設日数	来所数	訪問数	開設日数	来所数	訪問数
心の健康相談	30	39	3	27	42	0	24	34	1
依存症相談	10	15	－	18	30	－	18	23	－
思春期相談	24	29	0	23	29	0	24	35	0
家族会	12	85	－	12	89	－	12	75	－

■2　精神障害者社会復帰訓練（デイケア）（令和4年度終了）

回復者の社会復帰促進を図るため精神デイケア事業を令和4年度まで両保健センターで実施していた。

■3 講演会

健康推進課では、精神保健に関する正しい知識の普及と精神障害者に対する理解を深めるため、啓発活動の一環として講演会を行っている。

(R7年度)

テーマ	人数
こころの病をもつ方の家族のための連続講座（全2回）	31
依存症講演会 看護師・当事者から学ぶ　ギャンブル依存症	20
うつ予防講演会（全2回） こころとからだを整えよう！初めてのマインドフルネス メンタルを整える生活習慣～科学的に解き明かす食事・運動・睡眠のポイント～	159
計	210

■4 精神障害者自立支援給付事業所運営補助事業

精神障害者の社会復帰促進を図るため、作業訓練や生活訓練等の社会適応訓練を行う民間団体の通所施設に対して、施設運営費の助成を行っている。

施設の事業状況

(R7年度)

名　　称	所　在　地	施 設 規 模	開所日数	通所者延人数	設置日
隅 田 作 業 所 (特定非営利活動法人 とらいあんぐる)	八広3-1-5 ライフスペース 90-101	鉄骨造6階建内 1階141.97㎡	251	4,166	S55.7.21
す み だ 花 工 房 (特定非営利活動法人 とらいあんぐる)	墨田2-16-5 若草ビル21 1・2階	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 3階建て内 1・2階 206.22㎡	247	3,260	H9.12.1
ル ー パ ス (特定非営利活動法人 とらいあんぐる)	堤通1-19-1 ﾘﾊﾞｰｻｲﾄﾞ隅田 ｾﾝﾄﾗﾙﾀﾜｰ9階	鉄骨・鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造33階建内 9階125.46㎡	240	3,734	H23.4.1
ユ ニ ー ク 工 芸 (社会福祉法人おいてけ堀 協会)	横川2-3-7 知野ビル102	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 6階建内1階 141.48㎡	242	1,055	S57.6.1
おいてけ堀かっぱ堂 (社会福祉法人おいてけ堀 協会)	太平4-6-7 ダイトービル 1・2階	鉄筋コンクリート造 1階44㎡ 2階55㎡	245	1,157	H23.2.1
ユニークジョブサポート (社会福祉法人おいてけ堀 協会)	錦糸3-8-2 IK第5ビル 2・3・4階	鉄骨造4階建内 2.3.4階164.22㎡	242	179	S62.11.14
ユニークジョブサポート・ﾋﾞｰ (社会福祉法人おいてけ堀 協会)	錦糸3-8-2 IK第5ビル 2・3・4階	鉄骨造4階建内 2.3.4階164.22㎡	242	2,101	H22.4.1

名　　称	所　在　地	施 設 規 模	開所日数	通所者延人数	設置日
こ ら ー る カフェ (特定非営利活動法人 こらーるたいとう)	向島3-2-1 向島ﾊﾟｰｸﾊｲﾂ 1階	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 11階建て内 1階 54.54㎡	241	1,467	H10.8.1
はあとぴーす (特定非営利活動法人おきあがり こぼし)	文花2-2-9 海老原ビル1階	鉄骨造5階建 104.61㎡	240	2,027	H24.4.1
錦糸町就労支援センター (医療法人社団草思会)	錦糸3-11-3	RC構造　4階建 2.3.4階　147㎡	243	2,216	H27.11.16
錦糸町就労支援センター (医療法人社団草思会) (ひだまり工房)	錦糸3-11-3	RC構造　4階建 2.3.4階　147㎡	243	2,499	H27.12.1
錦糸町就労支援センター (医療法人社団草思会) (両国分室)	両国4-37-2 TKF会館3階	RC構造　6階建 3階　77.5㎡	243	2,791	H26.3.1
カラコネオフィス (特定非営利活動法人カラフル・ コネクターズ)	石原3-30-10 御谷湯ビル201	RC構造　5階建 2階　93㎡	271	4,812	H27.6.1
たすけあい墨田事業所 (一般社団法人たすけあい)	文花1-24-2 MUSASHIBLD.3 階	鉄骨造陸屋根5階 建　116.1㎡	242	4,101	R3.1.1

※（ ）は運営団体

■5　精神障害者グループホーム助成

精神障害者の社会復帰促進を図るため、単身又は家庭での生活が困難な者に、生活の場と必要な指導を提供するグループホームを設置運営する団体に対して、運営費の助成を行っている。

施設の事業状況　　(R8年3月末現在)

名　　称	所　　在　　地	施設規模	入居者
ふるさとホーム (NPO法人自立支援センターふるさとの会)	①東向島1-13-16	256.73㎡	4人
	②向島5-43-20	174.2 ㎡	3人
グループホームがじゅまる (NPO法人こらーるたいとう)	向島2-22-12	123.85㎡	2人
ぬくもりの里墨田 (オフィスしま株式会社)	墨田3-21-20	96.04㎡	6人

※（ ）は運営団体

■6　地域活動支援センター

精神障害者及びその家族等が持つ悩みや不安に対する相談や支援を行い、本人の自立と社会参加を促すとともに、家族等の身体的・精神的な負担の軽減を図るために平成12年10月に開設した。また令和8年1月には、区北部に新たなセンターを開設した。

施設の事業状況　　(R7年度)

名　　称	所　在　地	施設規模	延利用者数
墨田区精神障害者 地域生活支援センター友の家 (社会福祉法人おいてけ堀協会)	太平1-11-7 ｸﾞﾗﾝﾄﾞｽﾃｰﾀｽKIYA4階	100.82㎡	5,571人

地域活動支援センター Connect Base すみだ （非営利活動法人とらいあんぐる）	東向島5-16-2	198.94㎡	286人

※（　）は運営団体

■7　自立支援医療制度（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳制度

（1）自立支援医療制度（精神通院医療）

精神疾患のため通院による継続的な治療を受ける場合の負担軽減を図る制度で、医療費の自己負担が原則1割に軽減される。また、区市町村民税が非課税の世帯の方について自立支援医療費の自己負担額分を助成する制度を実施している。

	新　規	更　新	転　入	変更等	再交付	合　計
R5年度	667	5,533	89	2,090	111	8,490
R6年度	674	5,471	93	2,864	86	9,188
R7年度	722	5,302	103	3,468	105	9,700

（2）精神障害者保健福祉手帳制度

精神障害を持つ方が、一定の障害にあることを証明するもので、この手帳を持っていることにより、様々な支援が受けられるため、自立して生活し、社会参加するための手助けとなる。

精神障害者保健福祉手帳の申請状況

	新　規	更　新	転　入	変更等	再交付	合　計
R5年度	397	1,361	44	263	24	2,089
R6年度	427	1,451	75	334	29	2,316
R7年度	424	1,536	58	355	30	2,403

■8　精神障害者ホームヘルプサービス

精神障害者が、居宅において日常生活を営むことができるようホームヘルパーを派遣している。

平成13年度にモデル試行を開始し、平成25年度から障害者総合支援法によるサービスとして実施している。

	R5年度	R6年度	R7年度
派遣世帯数	268	279	285
派遣時間数	25,541	26,304	24,532

■9　精神障害者ショートステイ

居宅の精神障害者の介護等を行う家族が疾病等の理由で一時的に介護等を行うことが困難になった場合に、精神障害者生活訓練施設等に短期間入所することで、本人や家族の福祉の向上を図る。平成17年度事業を開始し、平成25年度から障害者総合支援法によるサービスとして実施している。

■１０　自殺対策事業

平成 28 年度に改正された自殺対策基本法に基づき、平成 31 年 3 月に「墨田区自殺対策計画」を策定し、全庁的な連携による「生きる支援」を推進していく。令和８年３月には、本計画の第２次改訂を行った。

区、関係機関、民間団体・企業、区民が自殺対策についての共通理解を深め、連携するためのネットワーク会議を開催し、各関係機関のネットワーク構築を図るほか、相談窓口案内リーフレット、未遂者支援リーフレット、ゲートキーパー手帳の作成、自殺予防に関する普及啓発、ゲートキーパー研修等を行っている。

また、ハイリスク対策としてかかりつけ医が区の健康診査の問診項目の結果等から対象者を抽出し、必要に応じて専門医療機関へつなげているほか、東京都自殺対策強化月間(9月、3月)期間中に合わせて、区役所1階に「墨田区庁舎こころの相談窓口（臨時)」を設置、ひきふね図書館で企画展を行っている。

令和元年度からは、若者の居場所づくり支援として、こころの悩みや生きづらさを感じている若者が自宅以外で安心して過ごせるカフェ(居場所)を定期的に開催し、ストレスへの対処法やソーシャルスキルを身につけ、前に進むための支援を実施している。

ネットワーク会議

会議名		自殺対策ネットワーク会議	庁内ネットワーク会議
委員数		25	20
回数	R5年度	2	2
	R6年度	2	2
	R7年度	3	3

ゲートキーパー研修の状況

年度	R5年度	R6年度	R7年度
回数	6	6	8
対象	学校教職員、環境衛生協会員、青少年育成委員会、一般区民、区職員	学校教職員、薬剤師会会員、環境衛生協力会、一般区民、区職員	学校教職員、薬剤師会会員、介護保険事業所、高齢者総合支援センター、一般区民、区職員
人数	510	295	452

かかりつけ医から精神科へつなげた件数

年度	R5年度	R6年度	R7年度
件数	125	106	134

若者の居場所支援（すみだみんなのカフェ）

	R5年度		R6年度		R7年度	
	回　数	参加人数	回　数	参加人数	回　数	参加人数
講演会	1	7	1	4	1	5
居場所支援	12	46	12	55	12	31

※R元年度より実施

■１１　墨田区地域自立支援協議会精神部会

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業の一環として「墨田区精神障害者地域生活支援協議会」を令和元年度から開催していたが、令和6年度より「墨田区地域自立支援協議会精神部会」に協議の場を移して開催している。

精神障害者地域生活支援協議会の開催状況

		R5年度	R6年度	R7年度
回数	協議会(R6より部会)	3	2	2
	分科会	4	-	-

15　歯科口腔保健

①歯科口腔保健に関する普及啓発
②歯科疾患の予防及び口腔衛生に関する歯科保健指導
③歯科健康診査
④障害者及び要介護高齢者等の受診機会の確保

■１　母子歯科保健

（１）母子歯科健康診査

平成18年度から、妊娠中の区民を対象に区内の実施歯科医療機関において妊産婦歯科健診を開始し、平成29年度には、妊娠中から産後1年未満まで受診可能とした。令和元年度には、妊娠中に1回、産後1年未満の間に1回の計2回受診可能とし、令和7年度は、対象者2,736人のうち1,518人が受診した。（受診率55.5％）

令和5年度から、妊産婦のパートナーを対象に区内歯科医療機関において育メン歯科健康診査を開始し、令和7年度は、対象者2,736人のうち441人が受診した。（受診率16.1％）

また、すみだ保健子育て総合センターにおいては、1歳6か月児及び3歳児を対象とした歯科健診、歯科保健指導を実施している。

妊産婦歯科健診

区分／年度	受診者数	現在歯の総数（本）	むし歯のない者（未処置）	むし歯のある者（未処置）	むし歯の状況				歯肉に炎症のある者	歯石沈着のある者	かかりつけ歯科医のある者
					未処置歯の数	処置歯の数	計	一人当たりむし歯の数			
R5年度	1,468	41,265	944	524	1,353	10,066	11,419	7.8	946	757	711
R6年度	1,425	39,938	899	526	1,347	9,277	10,624	7.5	988	1,030	679
R7年度	1,518	42,486	975	543	1,417	9,696	11,113	7.3	1,065	1,109	746

1歳6か月児歯科健康診査

区分	受診者数	不正咬合のある者	軟組織異常のある者	その他の異常のある者	むし歯のない者			現在歯の総数（本）
					01型	02型	計	
R5年度	1,716	93	108	119	1,002	708	1,710	24,338
R6年度	1,789	122	105	133	1,054	729	1,783	25,362
R7年度	1,726	145	123	155	1,076	648	1,724	24,739

区分	むし歯のある者				未処置むし歯のある者	むし歯の総数（本）		
	A型	B型	C型	計		処置歯の数	未処置歯の数	計
R5年度	1	3	2	6	6	0	13	13
R6年度	6	0	0	6	6	0	14	14
R7年度	2	0	0	2	2	0	4	4

3歳児歯科健康診査

区分	受診者	不正咬合のある者	軟組織異常のある者	その他異常のある者	むし歯のない者	現在歯の総数（本）
R5年度	1,770	168	27	149	1,718	34,821
R6年度	1,671	207	27	163	1,617	33,203
R7年度	1,651	234	45	160	1,597	32,585

区分	むし歯のある者					未処置むし歯のある者	むし歯の総数（本）		
	A型	B型	C型		計		処置歯の数	未処置歯の数	計
			1型	2型					
R5年度	43	7	0	2	52	46	33	116	149
R6年度	38	14	0	2	52	48	23	151	174
R7年度	38	14	1	1	54	39	35	108	143

01型 ： むし歯がなく、口腔環境が良好と認められる

02型 ： むし歯はないが、口腔環境が良好でない

A 型 ： 上顎前歯部のみ、または臼歯部のみにむし歯がある

B 型 ： 上顎前歯部及び臼歯部にむし歯がある

C 型 ： 下顎前歯部にむし歯がある

C1型 ： 下顎前歯部のみにむし歯がある

C2型 ： 下顎前歯部を含む他の部位にむし歯がある

（２）歯科衛生相談事業

すみだ保健子育て総合センターにおいて、歯科口腔保健に関する普及啓発及び歯科保健指導を実施し、歯科疾患の予防に努めている。

① 歯みがき教室　・・・0歳から3歳の乳幼児を対象とした歯みがき指導等

② 歯科健診・相談・・・0歳から3歳の乳幼児を対象とした歯科健診、相談

歯科衛生相談事業

区分／年度	開設回数（回）			延人数（人）	健診（人）	保健指導（人）
	歯科健診相談	歯みがき教室	計			
R5年度	24	150	174	830	176	654
R6年度	19	151	170	726	131	595
R7年度	12	112	124	460	94	366

（３）４歳児歯科健康診査

令和5年度から、4歳児を対象に区内歯科医療機関での歯科健康診査を開始し、令和7年度は、対象者1,658人のうち548人が受診した。（受診率33.1%）

（４）歯と口の健康週間普及事業

毎年6月の「歯と口の健康週間」に合わせた普及事業を、向島歯科医師会、本所歯科医師会へ委託して実施し、令和7年度は、合わせて932人の参加があった。

■２　成人歯科健康診査

平成11年5月から、35歳の女性及び40歳の男女を対象に区内実施歯科医療機関での成人歯科健康診査を開始した。

平成12年度には45歳を、平成17年度には50、55、60、65、70歳を、平成20年度には20、25、30歳及び35歳の男性を対象に加え、平成27年度に75歳を対象に加えた。なお、75歳は、平成30年度から後期高齢者歯科健康診査に移行した。

年齢別受診者数

	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	計	受診率
R5年度	209	422	545	434	448	460	486	497	435	394	447	4,777	11.20%
R6年度	198	453	645	506	475	480	500	454	462	397	442	5,012	11.60%
R7年度	204	465	677	505	440	434	480	482	487	395	415	4,984	11.67%

■３　後期高齢者歯科健康診査

平成30年10月から、75歳及び79歳の区民を対象に区内歯科医療機関での歯科健康診査を開始した。令和2年度に77歳、令和4年度に81歳、令和6年度に83歳、令和7年度に85歳を対象に加えた。

年齢別受診者数

	75歳	77歳	79歳	81歳	83歳	85歳	計	受診率
R5年度	613	369	406	403			1,791	17.9%
R6年度	608	548	306	384	189		2,035	16.3%
R7年度	497	513	296	316	339	150	2,111	15.3%

■４　成人歯科健康診査・後期高齢者歯科健康診査の概要

（１）一人平均現在歯数の状況

(本)

年齢	20歳		25歳		30歳		35歳		40歳		45歳		50歳		55歳	
令和	6年	7年	6年	7年	6年	7年	6年	7年	6年	7年	6年	7年	6年	7年	6年	7年
受診者数(人)	198	204	453	465	645	677	506	505	475	440	480	434	500	480	454	482
健全歯数	24.8	25.0	23.6	24.3	21.9	22.0	21.0	21.0	18.5	19.4	16.4	17.0	15.1	15.0	14.0	13.6
処置歯数	2.6	2.3	3.8	3.0	5.2	5.2	6.2	6.5	8.8	7.9	10.8	10.2	11.2	12.0	12.5	13.0
未処置歯数	1.1	1.2	1.3	1.1	1.2	1.1	1.2	0.9	1.0	0.9	1.0	0.9	1.0	0.7	0.8	0.8
現在歯数	28.5	28.5	28.7	28.4	28.3	28.3	28.4	28.4	28.3	28.2	28.2	28.1	27.3	27.7	27.3	27.4

(本)

年齢	60歳		65歳		70歳		75歳		77歳		79歳		81歳		83歳		85歳	
令和	6年	7年	6年	7年	6年	7年	6年	7年	6年	7年	6年	7年	6年	7年	6年	7年	6年	7年
受診者数(人)	462	487	397	395	442	415	608	497	548	513	306	296	384	316	189	339		150
健全歯数	12.1	12.3	11.5	11,7	11.3	10.4	9.1	9.2	8.4	8.2	8.1	9.2	7.8	8.2	6.7	8.0		7.3
処置歯数	13.4	13.7	13.2	13.4	13.0	13.5	12.8	12.5	12.5	13.1	12.7	12.6	12.4	12.4	12.5	11.1		11.0
未処置歯数	0.8	0.6	0.8	0.9	0.8	0.6	0.8	0.8	0.8	0.7	0.6	0.7	0.7	0.6	0.8	0.7		0.7
現在歯数	26.3	26.6	25.5	14.3	25.1	24.5	22.7	22.5	21.7	22.0	21.4	22.5	20.9	21.2	20.0	19.8		19.0

（２）歯周組織の状況（重度歯周病（歯周ポケット6㎜以上）の有無）

(人)

年齢	20歳		25歳		30歳		35歳		40歳		45歳		50歳		55歳	
令和	6年	7年	6年	7年	6年	7年	6年	7年	6年	7年	6年	7年	6年	7年	6年	7年
受診者数	198	204	453	465	645	677	506	505	475	440	480	434	500	480	454	482
6㎜以上あり	4	10	26	24	36	45	35	53	44	53	59	53	70	62	64	81
浅いポケット	56	72	184	186	284	309	224	234	193	181	204	188	208	200	193	221
健全	138	122	243	255	325	323	247	218	238	206	217	193	222	218	196	180
該当歯無し	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
割合（％）	2.0%	4.9%	5.7%	5.2%	5.6%	6.6%	6.9%	10.5%	9.3%	12.0%	12.3%	12.2%	14.0%	12.9%	14.1%	16.8%

(人)

年齢	60歳		65歳		70歳		75歳		77歳		79歳		81歳		83歳		85歳	
令和	6年	7年	6年	7年	6年	7年	6年	7年	6年	7年	6年	7年	6年	7年	6年	7年	6年	7年
受診者数	462	487	397	395	442	415	608	497	548	513	306	296	384	316	189	339		150
6㎜以上あり	73	100	73	78	91	83	132	92	114	106	48	54	84	64	49	70		21
浅いポケット	188	201	170	180	207	191	268	240	236	207	143	130	148	154	74	127		68
健全	199	183	153	135	143	138	195	151	181	181	107	108	136	89	60	122		51
該当歯無し	2	3	1	2	1	3	13	14	18	19	8	4	16	9	6	20		10
割合（％）	15.8%	20.5%	18.4%	19.7%	20.6%	20.0%	21.7%	18.5%	20.8%	20.7%	15.7%	18.2%	21.9%	20.3%	25.9%	20.6%		14.0%

■５　歯科保健指導

口腔の健康の維持のために、すみだ保健子育て総合センターにおいて、乳幼児及び妊婦、成人等を対象に、歯科保健指導を行っている。

なお、出産準備クラスについては、令和5年度から委託により実施し、令和7年度の歯科の講話は計12回、301人が受講した。

歯科保健指導

年度＼区分		乳幼児			成人	計
		1歳6か月児	その他	計		
R5年度	開催回数	54	222	276	7	283
	延人数	1,716	1,172	2,888	362	3,250
R6年度	開催回数	46	213	259	6	265
	延人数	1,789	1,157	2,946	761	3,707
R7年度	開催回数	36	160	196	7	203
	延人数	1,726	998	2,724	430	3,154

■６　心身障害児（者）歯科相談等

心身に障害のある区民を対象に、平成元年5月にすみだ福祉保健センター内に「ひかり歯科相談室」を開設、令和6年11月には、すみだ保健子育て総合センター内に移転し、次の事業を行っている。

(1)　第1～第4土曜日は、向島歯科医師会、本所歯科医師会の協力による「歯科健診・相談」及び歯科衛生士による「予防指導・予防処置」

(2)　月1回水曜日は、歯科衛生士による「予防指導・予防処置」

令和7年度は、「歯科健診・相談」、「予防指導・予防処置」を53回実施し、利用人数は延べ420人であった。

(3)　区内通所施設・福祉作業所での歯科保健指導　合計26回　142人

	歯科健診・相談等 (1)・(2)		通所施設・福祉作業所（3）	
年度	回	延べ人数	回(計5か所)	人数
R5年度	66	433	25	140
R6年度	60	416	25	141
R7年度	53	420	26	142

■７　在宅高齢者訪問歯科診療

平成6年4月から、向島歯科医師会、本所歯科医師会に委託して、在宅において療養を行っており、疾患、傷病等により、歯科診療を受けるために通院することが困難な高齢者に対して訪問歯科診療を実施している。令和7年度は、39件の訪問歯科診療を行った。

訪問歯科診療件数

年度	R5年度	R6年度	R7年度
件数	85	49	39

16 栄養指導

食や栄養に関する様々な情報が氾濫する中で、疾病予防と健康増進のために区民が自身に合った適切な食生活を送れるよう、生涯を通じた栄養指導を行っている。

また、地域のあらゆる場で一貫した栄養改善がすすめられるよう、給食施設への指導・助言や地区組織団体の育成も行っている。

■１　一般栄養指導

（１）健康セミナー

食生活に着目した健康づくりを目指し、区民が関心を持っている健康問題等をテーマに講義や運動等を交え、多職種と協働で知識の普及に努めている。

また、パンフレット、食品模型などを用いて、行動変容につながるよう指導している。実績については、P.259「９　成人・高齢保健　■12　健康セミナー」に掲載。

（２）食生活講習会

広い世代を対象に、食生活に関する知識の普及を目的として行っている。

食生活講習会実施状況　　(R7年度)

テ　ー　マ	人数
脂質異常症を予防・改善する食生活	15
災害時の食について学ぼう～体験！ 防災クッキング～	20
野菜足りていますか？ ～はかって知ろう1日分の野菜	15
計	50

（３）離乳食講習会（育児学級内で実施）

育児学級に参加する5～6か月児の保護者を対象として行っている。離乳食は食習慣を形成する第一歩であるため、保護者が離乳食について十分理解できるよう、調理実演も含めて具体的に指導している。

離乳食講習会実施状況

年度	R5年度	R6年度	R7年度
実施回数	48	38	24
延参加人数	395	442	482

（４）地域団体等への衛生教育

町会等の各種団体からの依頼により、出前講座や地域団体育成のための講習会等を実施している。

（５）その他の活動

母子健診等の事業において栄養指導や個別相談を実施しているほか、各年齢に応じた食事に関する相談に応じている。また、親子料理教室も実施している。

栄養相談・親子料理教室実施状況　　（R7年度）

事業名	回数	人数	備考
乳児健診　個別相談	36	100	
1歳6か月児健診個別相談	36	297	
3歳児健診　個別相談	40	95	
育児相談	24	251	
母子・成人電話相談等	41	41	
親子料理教室	2	22	11組の親子

■２　給食施設等の把握及び栄養指導

健康増進法に基づき、区内の給食施設を把握するとともに、栄養管理の方法や栄養に関する意識の向上を図るため、栄養指導員による巡回、来所指導及び特定給食施設栄養管理技術講習会を実施している。

（１）給食施設の把握

①　給食施設

年度＼種別		総数	学校	病院	介護老人保健施設	老人福祉施設	児童福祉施設	社会福祉施設	寄宿舎	事業所	一般給食センター	その他
R5年度	特定給食施設(※)	104	37	9	4	5	34	－	－	10	－	5
	その他の給食施設	93	1	4	－	7	57	2	1	10	1	10
R6年度	特定給食施設(※)	101	37	9	4	5	34	－	－	7	－	5
	その他の給食施設	91	1	4	－	7	56	2	1	10	1	9
R7年度	特定給食施設(※)	102	37	9	4	5	35	－	－	7	－	5
	その他の給食施設	91	1	4	－	7	54	2	1	10	1	11

※「特定給食施設」とは、特定多数の人を対象に継続して1日1回100食以上又は1日250食以上の食事を提供する施設で、児童福祉施設・病院・事業所・学校・介護老人保健施設・老人福祉施設・寄宿舎・社会福祉施設等がある。

②　栄養士の配置状況

給食施設のうち、管理栄養士または栄養士が1名以上配置されている施設の割合（数）は、特定給食施設74.5%（102施設中76施設）、その他の給食施設で72.5%（91施設中66施設）である。施設種類別に見ると、病院、介護老人保健施設及び老人福祉施設は配置率が高い。

（２）給食施設指導件数

①　巡回及び来所回数

給食施設ごとに現状を把握し、適切な栄養管理の実施等について指導している。

給食施設巡回及び来所による指導回数

区　　分	巡 回 指 導	来 所 指 導	総　数
R5年度	0	158	158
R6年度	0	119	119
R7年度	8	134	142

②　栄養管理技術講習会

各給食施設の給食内容の充実を図るため、毎年テーマを設定し、給食管理者及び給食従事者を対象に実施している。

栄養管理技術講習会講義内容

	R5年度	R6年度	R7年度
1回	「極端な偏食のある子どもへのかかわり方」	「保育所給食担当者向け勉強会」	「発達障害児の食事提供の実際～特別支援学校の給食～」
2回	令和4年11月分栄養管理報告書集計結果（概要）		「私立情報交換会」

受講状況

区分／年度	受講施設			受講者数
	総数	栄養士有	栄養士無	
R5年度	218	183	35	246
R6年度	20	19	1	20
R7年度	57	51	6	57

■３　地区組織活動の育成事業

健康づくり、健康増進を目的とした地域における栄養改善の推進には、地区組織の協力が重要であるため、地区組織を育成し、活動に対して助言、情報提供等を行っている。

（１）男性の料理自主グループ

料理教室で学んだことを生かし、地域の食育普及啓発活動を行う。
男の料理教室「すみだ食遊会」（会員数15人）
＊平成18年度から、男性区民自ら料理教室を計画し実施できることを目的に、調理技術等の指導及び人材育成を行ってきたが、平成28年度からは自主グループとして独立し、料理教室を実施している。

（２）すみだ地域栄養ネットワーク

食育推進や栄養改善に寄与することを目的に、給食施設に勤務する管理栄養士や栄養士等が中心となり活動している。現在入会施設数11施設、個人会員9人で組織され、勉強会や情報交換のほか、区の食育イベント等にも参画している。
＊平成27年5月に墨田区給食施設研究会から改称

活動実績

	R5年度	R6年度	R7年度
開催回数	9	8	8
参加人数	114	58	101

（３）墨田区地域活動栄養士会

区民の健康の維持増進を図ることを目的として、健康推進課の栄養士と連携をとりながら活動を行っている。また、地域における食育の啓発普及にも積極的に関わっている。（会員数11人）

■４　国民健康・栄養調査

厚生労働省が、国民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的として、地域を指定し毎年実施する調査である。

なお令和7年度は、墨田区では地区の指定はされなかった。

調査内容

(1)身体状況調査（身長、体重、腹囲、血圧、血液検査、1日の歩行数、問診）
(2)栄養摂取状況調査（1日分の食事の調査）
(3)生活習慣調査

17 食育の推進

■１　墨田区食育推進計画

区民の心身の健康増進と豊かな人間形成につながるよう、すみだがめざす食育を「みんなが笑顔でたのしい食環境を通じて豊かな人生をおくる」とし、平成 19 年 6 月に「墨田区食育推進計画」を策定し、令和 4 年 6 月には第 4 次にあたる「墨田区食育推進計画」を策定した。

乳幼児から高齢者まで「すべての区民」の食育に向けて、区民、地域団体、NPO、事業者、企業、大学などと区の取組を総合的に推進し、多様な分野と柔軟で有機的な連携を図り、新たな取組を創造的に進めている。さらに、協働から発展して共に創り上げる「協創」の食育の中で、「すみだらしい食育文化」を育むまちづくりも進めている。

また、平成 27 年 6 月には「第 10 回食育推進全国大会 in すみだ 2015」（主催：内閣府、墨田区、第 10 回食育推進全国大会すみだ実行委員会、来場者：83,400 人）を開催し、すみだらしい食育を発信した。その後の全国大会にも毎年参加し、各地ですみだの食育の取組を発信している。

（１）すみだがめざす食育

みんなが笑顔でたのしい食環境を通じて豊かな人生をおくる

（２）食育基本理念（スローガン）

「夢をカタチに！手間かけて　みんなでつくる　すみだの食育」
～食を通じて育む 区民一人ひとりの豊かな人生～

（３）基本目標

①食で「ひと」を育む　②食で「まち」を育む　③食で「交流」を育む
④食で「安心」を育む　⑤食で「協働」を育む

（４）リーディングプロジェクト

①多様な人々による「協食」の推進
②国際的な視野でとらえる食文化の普及
③災害時食支援ネットワークの構築

■２　食育推進事業

（１）食育推進ネットワーク会議

すみだ食育推進会議、墨田区庁内食育推進会議、墨田区食育関連事業担当者会議を年 2 回ずつ（計 6 回）開催している。

（２）食育推進事業

食育イベント（6 月）などでの情報発信や普及啓発活動を通して地域の食育力の向上を目指すとともに、「食育を推進する中核となる人材」の育成を進め、これまでに「すみだ食育推進リーダー育成講習会」を 6 回開催し、88 名の方がリーダーとなっている。

また、平成 25 年度に災害時食支援ネットワーク検討会を発足し、災害時に食への配慮が必要な方々への食支援について検討を行っている。検討結果を「墨田区地域防災計画」や「墨田区避難所運営マニュアル」に反映させるとともに、令和 4 年度には「災害時の要配慮者食支援マニュアル」を策定した。

さらに、区民等による協働のネットワークにより「すみだらしい食育文化」を育むまちづくりを推進する団体「すみだ食育 good ネット」の活動を支援している。

○令和 7 年度実績

すみだ食育フェス 2025「食育で　みんながつくる　笑顔の環（わ）」の開催
【開催期間】令和 7 年 6 月 18 日～22 日　　【参加者数】延べ 2,045 人

18　地域保健活動

保健師は、乳幼児から高齢者まであらゆる世代の健康の保持増進や疾病の予防・早期発見のための保健活動を行っている。保健師は、地区担当制をとり、電話や面接、家庭訪問等によって、健康相談を行うとともに、関係機関と連携を取り、区民の健康課題の解決を図っている。加えて、地域の健康上の問題点を明らかにし、地域住民の健康水準の向上に取り組んでいる。

■１　事業内容

（１）健康相談（面接、電話など）

健康上の問題を持つ区民が電話または来所し、相談を行っている。

（２）健康診査

対象者へ区報や個別の通知で呼びかけ、健康状態のチェックを行い、疾病の早期発見を行っている。また、同時に疾病予防のための保健指導を実施している。

（３）健康教育

地区組織や特定の集団に対し、健康に関する関心事や共通の問題を講話やグループワークなどの方法で行う。参加者が日常の生活をより健康的に変えていくことを目指している。

（４）訪問指導

家庭に直接訪問し、保健指導を実施している。家庭訪問は、生活している場での相談であるため、多角的に問題を把握し、支援することができる。

（５）関係機関や地域組織との連携

関係諸機関や地域組織との連携は、地区活動を進めるに当たって重要である。地域の課題解決に当たっての連携はもとより、個別支援においても常時連携し対応に当たっている。地域保健福祉及び各関係機関との連絡調整会議を継続的に開催し、切れ目ない支援に努めている。

家庭訪問実施状況

		訪問延世帯数	訪問延人員	訪問内訳											
				感染症	結核	エイズ	精神障害	心身障害	生活習慣病	その他の疾病	妊産婦	乳児	幼児	長期療養児	その他
R5年度		1,365	1,965	0	107	1	578	17	79	28	412	527	93	20	104
R6年度		1,446	2,463	5	145	0	685	10	60	41	459	831	73	21	71
R7年度	計	1,446	2,504	34	204	0	652	12	69	44	659	690	72	35	32
	保健計画課	66	68	0	0	0	0	0	68	0	0	0	0	0	0
	保健予防課	263	301	34	204	0	63	0	0	0	0	0	0	0	0
	健康推進課	1,445	2,135	0	0	0	589	12	1	44	659	690	72	35	32

分野別相談・指導等

年度	項目		総数	感染症	結核	エイズ	精神障害	心身障害	生活習慣病	その他の疾患	妊産婦	乳幼児	長期療養児	その他
R5年度	相談・指導		21,389	2,528	329	260	7,637	46	349	471	5,238	4,259	52	220
	内訳	面接	4,001	7	86	237	1,217	1	21	230	1,957	222	13	10
		電話	16,740	2,521	219	23	6,033	40	328	232	3,182	3,920	37	205
		その他	648	0	24	0	387	5	0	9	99	117	2	5
	関係機関連絡		10,778	473	265	0	7,352	73	70	239	1062	1101	83	60
R6年度	相談・指導		14,812	351	633	228	6,730	29	305	214	3,855	2,242	99	126
	内訳	面接	4,235	38	87	200	1,123	2	17	122	2,424	204	10	8
		電話	9,668	313	464	28	5,005	21	281	79	1,353	1,927	82	115
		その他	909	0	82	0	602	6	7	13	78	111	7	3
	関係機関連絡		11,873	464	316	24	8,101	29	40	199	838	1,612	119	131
R7年度	相談・指導		18,206	221	288	48	7,376	16	331	266	5,515	3,916	192	37
	内訳	面接	4,239	12	123	18	1,411	0	8	114	2,399	137	14	3
		電話	13,475	196	145	30	5,811	7	323	138	2,999	3,627	168	31
		その他	492	13	20	0	154	9	n	14	117	152	10	3
	関係機関連絡		10,266	581	765	11	6,372	31	63	122	861	1,213	155	92
	保健計画課	相談・指導	284	0	0	0	0	0	284	0	0	0	0	0
		関係機関連絡	16	0	0	0	0	0	16	0	0	0	0	0
	保健予防課	相談・指導	984	221	287	26	450	0	0	0	0	0	0	0
		関係機関連絡	2,469	581	765	3	1,120	0	0	0	0	0	0	0
	健康推進課	相談・指導	16,938	0	1	22	6,926	16	47	266	5,515	3,916	192	37
		関係機関連絡	7,781	0	0	8	5,252	31	47	122	861	1,213	155	92

19　休日応急診療

休日における急病患者の医療を確保するため、地区医師会の協力を得て、昭和48年7月から区内医療機関の当番制による休日応急診療事業を開始した。

平成元年4月からは、すみだ福祉保健センター内に墨田区休日応急診療所を開設している。

診療所は、日曜日及び休日（年末年始の6日間を含む）の午前9時から午後10時まで、内科・小児科の応急診療を行っている。

令和2年12月から令和5年7月までは新型コロナウイルス感染症への対応として、発熱患者の診療体制の強化を図るため、「発熱外来」を増設した。

また、昭和59年4月1日からは、区内歯科医師会の協力を得て、歯科医療機関の当番制による歯科休日応急診療を実施している。開設は日曜日及び休日（年末年始の6日間を含む）で、午前9時から午後5時まで歯科の応急診療を行っている。

墨田区休日応急診療所開設状況　（R7年度）

区　分		総数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R5年度 患者数		2,373	83	141	96	165	138	187	197	231	327	430	223	155
R6年度 患者数		2,422	110	189	84	140	97	136	91	130	501	713	132	99
R7年度	開設日数	73	5	7	5	5	6	6	5	7	7	8	6	6
	患 者 数	2,656	69	143	73	96	126	131	159	595	348	446	333	137
	内訳 昼　間	1,921	60	108	56	64	91	90	114	407	243	336	249	103
	内訳 準夜間	735	9	35	17	32	35	41	45	188	105	110	84	34
	一日当り患者数	36.4	13.8	20.4	14.6	19.2	21.0	21.8	31.8	85.0	49.7	55.8	55.5	22.8

歯科休日応急診療所開設状況

区　分		総数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R5年度		222	13	10	3	17	10	7	11	8	62	55	16	10
R6年度		215	8	21	3	8	12	18	4	4	60	58	14	5
R7年度	開設日数	73	5	7	5	5	6	6	5	7	7	8	6	6
	患 者 数	263	11	28	8	12	10	9	6	11	89	65	7	7
	内訳 向島地区	119	5	9	6	7	5	6	4	4	37	30	4	2
	内訳 本所地区	144	6	19	2	5	5	3	2	7	52	35	3	5
	一日当り患者数	3.6	2.2	4.0	1.6	2.4	1.7	1.5	1.2	1.6	12.7	8.1	1.2	1.2

20 小児初期救急平日夜間診療

区民が安心して子育てができる環境を整える施策のひとつとして、同愛記念病院の協力を得て、平成17年11月に「すみだ平日夜間救急こどもクリニック」（同愛記念病院内）を開設した。月曜日から金曜日（祝日、年末年始の6日間を除く。）までの午後7時から午後10時（受付は午後9時45分まで）まで、小児科の来所者（15歳以下の急病患者）に対する応急診療を行っている。

すみだ平日夜間救急こどもクリニック実施状況

区　分		総　数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R5年度患者数		378	28	24	51	34	36	25	33	41	35	25	19	27
R6年度患者数		319	32	31	26	22	27	35	32	33	28	10	20	23
R7年度	開設日数	242	21	20	21	22	20	20	22	18	20	19	18	21
	患者数	327	26	33	30	31	24	19	42	26	31	17	24	24
	一日当り患者数	1.4	1.2	1.7	1.4	1.4	1.2	1.0	1.9	1.4	1.6	0.9	1.3	1.1

21　献血推進事業

当区では、昭和37年、錦糸公園等で移動献血車により初めての集団献血が行われた。
血液の需要が増加することが予想されるなかで、本区では、献血運動のより一層の普及啓発を図るため、昭和57年11月に「墨田区献血推進運動協議会」を設置し、広く区民に献血に対する理解と協力を得ると共に本運動の推進を図ってきた。
しかし、「献血ルームfeel」をはじめとする常設の献血施設の増加など、献血が世間一般に浸透し、身近なものとなってきており、当該協議会は一定の役割を果たしたと考えられるため、令和4年度をもって、当該協議会は廃止することとした。
なお、国内で必要とするすべての血液製剤を献血で確保することにより、血液製剤の安全性の一層の向上を図るため、昭和61年から200ml献血に加え、400ml献血と成分献血がスタートした。

献血者数及び供給本数

種別／年度	職　域		地　域		街　頭		学　域		計		供給本数（200mℓ換算）
	回数	献血者数	回数	献血者数	回数	献血者数	回数	献血者数	回数	献血者数	供給施設数
R5年度	14	513	3	119	62	2,508	1	42	80	3,182	54,386 (20施設)
R6年度	12	466	5	194	75	2,887	1	45	93	3,592	54,354 (17施設)
R7年度	13	474	10	373	61	2,200	1	30	85	3,077	54,461 (22施設)

22　医療連携推進事業

東京都は医療法（昭和23年法第205号）に基づき、東京都保健医療計画を策定しており、令和6年3月に第八次改定を行った。区は、平成23年度墨田区保健衛生協議会分科会で墨田区の医療連携推進について検討し、平成24年度から医療連携推進事業を実施している。

■１　墨田区医療連携推進協議会・専門部会の開催

区民が地域で安心して医療を受けられる体制づくりを行うために、医療連携推進協議会を年2回開催し、各医療ネットワーク相互の連携、病院と診療所との連携、医師、歯科医師、薬剤師、看護師等による多職種連携、区民への普及啓発等について検討している。また、令和7年度は、専門部会「災害時透析医療ネットワーク体制整備検討会」を設置した。

■２　墨田区民医療フォーラムの実施

区民に正しい医療情報を提供し、医療が必要となったときに適切な医療につながるよう、墨田区医師会等と連携して「墨田区民医療フォーラム」を開催している。

令和5年度は「在宅療養入門編～病気になっても自分らしく過ごすコツ～」、令和6年度は「人生100年時代～自分らしく生き抜くために知っておきたいこと～（人生会議）」、令和7年度は「子どもの医療」をテーマに医師や専門家による動画を作成し公開した。

墨田区民医療フォーラム実施状況

	テーマ	実施方法	実績数
R5年度	在宅療養入門編　～病気になっても自分らしく過ごすコツ～	フォーラム	147名参加
R6年度	人生100年時代 ～自分らしく生き抜くために知っておきたいこと～（人生会議）	フォーラム	76名参加
R7年度	「上手な小児科のかかり方」「子どもの歯と口の健康づくり」「上手な子どもの薬の飲ませ方」「病気の時の子どものホームケア」	動画公開	公開中

■３　墨田区救急医療情報キットの配布

高齢者や障害者、健康に不安を抱えている方の救急搬送にあたり、救急隊員等が医療等の情報を入手して適切な医療につなげるため、墨田区薬剤師会及び高齢者支援総合センターが救急医療情報キットの配布を行っている。

■４　区民の服薬支援等推進事業

平成29年度から令和元年度まで、東京都の補助事業に基づき、残薬調整事業（節約バッグ運動）を実施し、多種類の薬剤を処方された高齢者等が服薬しきれなかった残薬を薬剤師会が配布する「節約バッグ」に入れて薬局に持ち込んでもらっていた。令和2年度からは、区が独自に補助事業を設置し、令和3年度より、在宅療養中で服薬管理が困難な患者に地域の医療福祉関係者等と連携して服薬管理・指導等を行う在宅患者訪問薬剤管理体制整備事業と統合して実施している。

■５　墨田区在宅療養支援病床確保事業

地域で療養中の区民が、救急搬送には至らないが、体調の変化により入院医療が必要と主治医が判断をした場合に入院ができる病床を予め確保することで、住み慣れた地域で療養生活を続けることを支援している。

本事業は、東京都済生会向島病院と同愛記念病院に各1床を確保して実施している。

墨田区在宅療養支援病床確保事業利用状況

	R5年度		R6年度		R7年度	
	利用者数	平均利用期間 （利用率※）	利用者数	平均利用期間 （利用率※）	利用者数	平均利用期間 （利用率※）
東京都 済生会向島病院	26人	7.9日 56.20%	19人	9.6日 49.90%	27人	8.7日 64.11%
同愛記念病院	6人	10.2日 16.80%	3人	6.7日 5.50%	3人	10.0日 8.22%

※利用日数/365日×100（%）

■６　在宅患者救急搬送システム事業

在宅で療養生活を送る区民等が、医療機関で治療が必要になったときに、主治医が墨田区医師会の病院救急車運用病院と連携し、搬送先協力医療機関に搬送する取組について区が支援している。

本事業は、東京曳舟病院と同愛記念病院が保有する病院救急車を利用して実施している。

在宅患者救急搬送システム事業利用状況

	R5年度	R6年度	R7年度
東京曳舟病院	17件	38件	27件
同愛記念病院	9件	21件	21件
合　計	26件	59件	48件

23 付属機関等名簿

【敬称略】

墨田区保健衛生協議会委員　（令和8年7月1日現在）

氏　名	備　考（所属団体等）
笹井　敬子	公益財団法人東京都結核予防会 理事長
福田　吉治	帝京大学大学院公衆衛生学研究科長
坂井　ユカコ	墨田区議会 議長
山室　学	公益社団法人墨田区医師会 会長
秋川　雅彦	公益社団法人東京都向島歯科医師会 会長
松田　浩	一般社団法人東京都本所歯科医師会 会長
浅尾　一夫	一般社団法人墨田区薬剤師会 会長
新井　康久	東京都リハビリテーション病院 院長
足立　健介	地方独立行政法人東京都立病院機構 東京都立墨東病院 院長
北澤　由紀子	公益社団法人東京都獣医師会 墨田支部長
山田　昇	墨田区商店街連合会 会長
桂木　能久	花王株式会社 研究開発部門特命エキスパート
松壽　昇	墨田区環境衛生協会 会長
大橋　行	墨田区食品衛生協会 会長
三浦　八重子	墨田区精神障害者家族会 会長
口町　光弘	社会福祉法人墨田区社会福祉協議会 理事
庄司　道子	墨田区障害者団体連合会 会長
栗林　秀介	向島保健衛生協力員会 会長
岩田　道子	墨田区ラジオ体操連盟会長 健康運動指導士
齋藤　正樹	墨田区民生委員・児童委員協議会 会長
髙橋　誠二	墨田区立小学校ＰＴＡ協議会 会長
生見　卓也	向島労働基準監督署長
栗原　博	東京都江東児童相談所長
谷澤　あゆみ	墨田区立菊川小学校 校長
山﨑　二郎	墨田区立堅川中学校 校長
村島　修平	向島警察署長
三浦　弘直	本所消防署長
中山　誠	墨田区福祉部長
渡瀬　博俊	墨田区保健衛生部長（墨田区保健所長）
高橋　義之	墨田区子ども・子育て支援部長

任期　令和8年4月1日～令和10年3月31日

墨田区感染症診査協議会委員　（令和8年4月1日現在）

氏　名	備　考（所属団体等）
鈴木　紅	地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立墨東病院 副院長
中村　ふくみ	地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立墨東病院 感染症科部長
國東　博之	複十字病院呼吸器副センター長
小田　三郎	公益社団法人墨田区医師会
西島　由美	公益社団法人墨田区医師会
松浦　崇行	公益社団法人墨田区医師会
阿部　博道	弁護士、墨田区人権擁護委員
安藤　朝規	弁護士、墨田区人権擁護委員
猪瀬　久子	本所警察母の会会長

任期　令和7年4月1日～令和9年3月31日

墨田区公害健康被害認定審査会委員　（令和8年7月1日現在）

氏　名	備　考（所属団体等）
阿部　博道	弁護士、墨田区法律相談員
◎ 小田　三郎	公益社団法人墨田区医師会
木ノ内　建造	弁護士、墨田区法律相談員
下山田　和裕	公益社団法人墨田区医師会
○ 平野　仁志	公益社団法人墨田区医師会
渡瀬　博俊	墨田区保健衛生部長（墨田区保健所長）

◎印：会長　○印：会長職務代理　　任期　令和8年2月1日～令和10年1月31日

墨田区大気汚染障害者認定審査会委員　（令和8年7月1日現在）

氏　名	備　考（所属団体等）
◎ 小田　三郎	公益社団法人墨田区医師会
加藤　良夫	公益社団法人墨田区医師会
○ 関谷　駿一	公益社団法人墨田区医師会
渡瀬　博俊	墨田区保健衛生部長（墨田区保健所長）

◎印：会長　○印：会長職務代理　　任期　令和7年4月1日～令和9年3月31日

墨田区公害健康被害診療報酬審査会委員　（令和8年7月1日現在）

氏　名	備　考（所属団体等）
◎ 小田　三郎	公益社団法人墨田区医師会
勝野　純子	一般社団法人墨田区薬剤師会
月村　庄一	一般社団法人墨田区薬剤師会
増田　敬	公益社団法人墨田区医師会
○ 松浦　崇行	公益社団法人墨田区医師会

◎印：会長　○印：会長職務代理　　任期　令和8年5月1日～令和10年4月30日

墨田区興行場法、旅館業法及び公衆浴場法運営協議会委員　（令和8年8月1日現在）

氏　名	備　考（所属団体等）
足立　健介	地方独立行政法人東京都立病院機構 東京都立墨東病院院長
大塚　泰紀	弁護士
坂井　ユカコ	墨田区議会議長
黒木　為則	墨田区立中学校ＰＴＡ連合会会長
加藤　才智	墨田区青少年委員協議会会長
友江　博之	東京都興行生活衛生同業組合墨田支部長
長沼　幸三郎	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合墨田支部長
須山　浩道	本所警察署長
村島　修平	向島警察署長
三浦　弘直	本所消防署長

任期　令和7年4月1日～令和9年3月31日

墨田区がん対策推進会議委員　（令和8年8月5日現在）

氏　名	備　考（所属団体等）
渡邊　清高	帝京大学医学部内科学講座　腫瘍内科 教授
小林　正芳	地方独立行政法人東京都立病院機構　東京都立墨東病院　統括部長
福井　一人	公益社団法人墨田区医師会　副会長
熊谷　京子	公益社団法人東京都向島歯科医師会　理事
武井　和彦	一般社団法人東京都本所歯科医師会　副会長
白石　弘子	一般社団法人墨田区薬剤師会　副会長
桜井　なおみ	キャンサー・ソリューションズ株式会社　代表取締役社長
轟　千代佳	患者代表
椎名　美恵子	一般社団法人　墨田区訪問看護ステーション協会　代表理事
駒場　誠弥	社会福祉法人賛育会　賛育会病院　緩和ケア科 部長
石井　智子	墨田区民生委員・児童委員協議会　第一地区会長
伊藤　夏香	東京商工会議所墨田支部　サービス分科会長
岐部　靖文	墨田区保健衛生部次長

任期　令和7年8月20日～令和9年3月31日

すみだ食育推進会議委員　（令和8年4月1日現在）

氏　名	備　考（所属団体等）
佐伯　信郎	墨田区商店街連合会　副会長
原　寛道	千葉大学　デザイン・リサーチ・インスティテュート 環境デザイン研究室　教授
米倉　れい子	Shoku-Story 代表
羽原　隆	公益社団法人墨田区医師会
大久保　勝久	公益社団法人東京都向島歯科医師会
北川　裕一	一般社団法人東京都本所歯科医師会 理事
大橋　行	墨田区食品衛生協会 会長
田口　武司	墨田区青少年育成委員会連絡協議会 顧問
青島　節子	すみだ食育goodネット 事務局長
高橋　幸恵	すみだ地域栄養ネットワーク 役員
平田　慎吾	有限会社三善豆腐工房 代表取締役
本多　秀行	すみだ青空市ヤッチャバ 代表
河上　俊郎	墨田区耐震化推進協議会 幹事
前田　恵子	社会福祉法人墨田区社会福祉協議会 事務局長
岐部　靖文	墨田区保健衛生部次長

任期　令和8年4月1日～令和10年3月31日

墨田区保健衛生協力員[向島]　　(令和8年4月1日現在)

氏　名	所属団体	氏　名	所属団体
廣田朋子	堤通自治会	森田則男	東白鬚第一マンション自治会
横山慶子	梅若橋自治会		
武川悦子	白鬚東第一自治会		
岡山佳代子	墨田一丁目第２アパート４号棟自治会		
木村悦子	寺七西町会		
中村宣雄	梅若西町会		
髙科常子	鐘ヶ淵町会		

氏　名	所属団体
荒家　昇	隅田西町会
中川耕一	隅田中睦町会
長　義男	隅田町東町会

氏　名	所属団体	氏　名	所属団体
川名健雄	東向島町会	金子　隆	東向島親交町会
中村　八	東向島六丁目第一町会	橋本清二	八広町会
潤間美由紀	寺六中央町会		

氏　名	所属団体	氏　名	所属団体
金子康治	曳舟中町会	岡田任弘	京島南町会
中村京子	東向島二丁目町会		
田崎健太	京一旭町会		
原山良江	京一曳舟町会		

氏　名	所属団体	氏　名	所属団体
藤川善清	東向島一丁目中町会	石川　善次郎	東向島宮元町会
吉岡正樹	東向一南町会		

氏　名	所属団体	氏　名	所属団体
栗林秀介	押上南町会	小川　孝子	京島三丁目中央町会
吉田孝三	押上西和町会	田村　由紀子	文花親交町会
後藤雅臣	押上三丁目伸成町会	高橋　絹枝	文花団地自治会
小宮利雄	押上文花町会		
赤石美彌子	京島二丁目町会		
相馬洋美	京島二丁目協和町会		

氏　名	所属団体	氏　名	所属団体
岡本哲朗	京島三丁目北町会	関岡矢千子	八広三丁目町会
別府茂	京島三丁目東町会		
打井公隆	宮田町会		
村澤一夫	八広北町会		
越前恒雄	八広二丁目親和町会		

氏　名	所属団体
齋藤恭子	八広あずま町会
中村勝	八広六西町会
柴田文子	八広六丁目東町会
須田智子	東墨田一・二丁目町会

氏　名	所属団体	氏　名	所属団体
小澤光雄	文花宮元町会	齋籐美佐子	立花一丁目団地6号棟自治会
大門司郎	文花二丁目町会	小松眞理子	亀戸ビューフォート自治会
大久保三津夫	文花第二自治会		
菊入敏夫	立花一丁目町会		
田村武佳	立花平成町会		

氏　名	所属団体	氏　名	所属団体
佐伯信郎	立花二丁目町会	一松久世	立花五丁目町会
村越益藏	立花二丁目仲町会	水野純一	立花五丁目東町会
並木一男	立花南町会	星野悦郎	立花六丁目町会
香山きみ子	立花あづま町会	齋藤堅	都営立花六丁目アパート自治会
山本絹子	立花四丁目町会		

墨田区保健衛生協力員〔本所〕

（令和８年４月1日現在）

氏　名	所属団体	氏　名	所属団体
欠　員	両国一丁目町会	福田　一枝	千歳三丁目町会
森　信之	両国二丁目町会	梅蔭　隆喜	緑一丁目町会
桑原　将光	両国三丁目町会	欠　員	緑二丁目町会
欠　員	両国四丁目町会	欠　員	緑三丁目町会
山田　美佐子	千歳一丁目町会	木村　茂	緑四丁目町会
水谷　勝彦	千歳中央町会		

氏　名	所属団体	氏　名	所属団体
安藤　聡実	立川一丁目町会	蓮見　正信	江東橋一丁目町会
村田　直美	立川二丁目町会	倉友　利江	江東橋二丁目町会
石井　実	立川三丁目町会	神田　良男	江東橋三丁目町会
杉山　達雄	立川四丁目町会	欠　員	江東橋四丁目町会
佐藤　令二	菊川一丁目町会	福田富美子	都営江東橋四丁目アパート自治会
佐藤　ヨネ子	菊川二丁目町会	浦川　典子	江東橋五丁目町会
太田　朝美	菊川三丁目町会		

氏　名	所属団体	氏　名	所属団体
欠　員	横網町会	欠　員	錦糸一丁目町会
飯田　邦雄	亀沢一丁目町会	欠　員	錦糸町アルカファイブ自治会
猪爪　馭	亀沢二丁目町会	古藤田　一	錦糸町アルカハビタ自治会
飯島　ふみ子	亀沢三丁目町会	渡会　一廣	錦糸三和町会
遠上　隆	亀沢四丁目町会	鈴木　明美	太平一丁目町会
松尾　正文	石原一丁目町会	欠　員	太平二丁目町会
欠　員	石原二丁目町会	益子　英夫	太平三丁目町会
伊藤　一真	石原三丁目町会	横山　貞夫	太平四丁目町会
大山　博	石原四丁目町会	鶴田　由香	Brillia タワー東京自治会

氏　名	所属団体	氏　名	所属団体
岡崎修一	本所一丁目町会	稲葉一弘	東駒形三丁目町会
小島康弘	本所二丁目町会	欠員	東駒形四丁目町会
山崎直利	本所三丁目町会	佐生勝英	吾妻橋一丁目町会
欠員	本所四丁目町会	鳥居徹也	吾妻橋二丁目町会
篠塚嘉昭	東駒形一丁目町会	清井律子	吾妻橋三丁目町会
欠員	東駒形二丁目町会		

氏　名	所属団体	氏　名	所属団体
欠員	横川一丁目町会	内田昭一	業平一丁目町会
欠員	トミンハイム横川一丁目自治会	佐藤富士子	業平橋住宅自治会
高島章	横川二丁目町会	中山かつ子	業平二丁目南町会
柴﨑正子	横川三丁目町会	峯岸繁和	業平二丁目町会
新野豊	横川四丁目町会	浦野和一	業平三丁目南町会
福井憲二	横川五丁目南部町会	欠員	業平三丁目町会
天谷嘉余子	横川五丁目旭町会	永島幸子	業平四丁目南部町会
佐々木俊三	横川五丁目東部町会	欠員	業平四丁目町会
城取操	横川五丁目北部町会	岡野秀昭	業平五丁目南町会
		坂西初枝	業平五丁目北部町会

氏　名	所属団体	氏　名	所属団体
谷地田晃夫	向島一丁目町会	水村佳子	小梅一丁目町会
吉岡修平	向島二丁目睦町会	欠員	小梅二丁目町会
小林敏彦	向島二・三町会	鈴木信浩	小梅三丁目町会
欠員	向島三丁目町会	荻島久美子	押上一丁目町会
後藤裕子	向島四丁目南町会	大井仁	押上一丁目仲町会
田澤克己	向島四丁目北町会	稲葉絵里	中之郷町会
平岡靖	向島五丁目西町会	飯山修	押上二丁目町会
薄井誠	向島五丁目東町会		

墨田区内医務団体等一覧　【敬称略】　　（令和8年7月1日現在）

名　　称		代表者等（会長・支部長）	事務局等
医師会	公益社団法人　墨田区医師会	山室　学 〒131-0033 向島1-24-6 隅田川診療所 ☎3626-5100	〒131-0032 東向島2-36-10-6Ｆ ☎3611-0068
歯科医師会	公益社団法人　東京都向島歯科医師会	秋川　雅彦 〒131-0041 八広4-30-5 はらい川歯科医院 ☎3611-4364	〒131-0032 東向島5-9-17 ☎3611-5947
	一般社団法人　東京都本所歯科医師会	松田　浩 〒130-0026 亀沢1-12-9 松田歯科医院 ☎3622-8848	〒130-0001 吾妻橋2-1-5 ケンマブチ吾妻橋ビル4階 ☎6658-5848
薬剤師会	一般社団法人　墨田区薬剤師会	浅尾　一夫 〒130-0012 太平3-10-5 オリーブ薬局 ☎5637-9123	〒131-0003 横川5-8-16 ☎3625-8934
接骨師会	公益社団法人　東京都柔道整復師会 墨田支部（墨田区柔道整復師会）	湯川　淳 〒131-0043 立花3-2-6 柳澤接骨院 ☎3618-1971	（公益社団法人東京都柔道整復師会 ） 〒113-0033 文京区本郷1-11-6 東接本郷ビル ☎3815-0811
獣医師会	公益社団法人　東京都獣医師会 （墨田支部）	北澤　由紀子 〒131-0031 墨田3-31-15 動物病院かねがふち ☎3617-8880	
訪問看護ステーション協会	一般社団法人 墨田区訪問看護ステーション協会	椎名　美恵子 〒131-0033 向島2-10-5-1F 訪問看護ステーションみけ ☎3626-2317	

区内病院一覧

（令和8年7月1日現在）

病　院　名	所　在　地	電話番号	診療科目	病床数
医療法人社団 中林病院	東向島3-29-9	3614-4641	小、産、婦、不妊	29
(急) 医療法人伯鳳会 東京曳舟病院	東向島2-27-1	0570-05-1199	内、外、整、脳外、救急、耳、泌、形、麻、皮、放、リハ、感内、乳外、呼外、血外、泌外、病診、呼内、消内、透、神内、循環	200
東京都 リハビリテーション病院	堤　通2-14-1	3616-8600	整、泌、リハ、歯、リウ	165
医療法人社団 敬智会 梶原病院	墨　田3-31-12	3614-2255	内、整（手外）、リハ	16 療 31
(急)医療法人社団 隆靖会 墨田中央病院	京　島3-67-1	3617-1414	内、循内、外、整、形、脳外、心外、消外、皮、泌、放、総合、エコー、代内、神内、肛便	97
(急)東京都済生会 向　島　病　院	八　広1-5-10	3610-3651	内、呼内、消内、循内、糖、腎、リウ、外、整、眼、皮、泌、リハ、放、臨検、脳内、呼外、栄管、総内、薬剤	102
(急)医療法人社団 仁寿会 中　村　病　院	八　広2-1-1	3612-7131	内、胃内、循内、神内、外、整、脳外、皮、泌、肛、リハ、麻、呼内、ペ内、消外、脊椎	99 療 31
湘南メディカル 記　念　病　院	両　国2-21-1	0120-979-097	内、消内	89
(急) 東 京 都 立 墨 東 病 院	江東橋4-23-15	3633-6151	循内、感染、小、精、リウ、外、整、形、脳外、心外、消外、産婦、眼、耳、皮、泌、リハ、放、麻、歯口外、救急、病診、呼内、消内、乳外、腎内、内代内、血内、脳内、呼外、遺診、総診、輸血、集治、産婦、新生児	719 精 36 感 10
(急) 同愛記念病院	横　網2-1-11	0570-20-0678 ナビダイヤル	循内、消、血内、糖、腎内 小、精、外、整、形産婦、眼、耳、皮、泌、リハ、放、麻、病診、呼内、呼外、人関、神内、健管、研検、薬、栄管	330 療 30
(急) 社会医療法人財団 正明会 山田記念病院	石　原2-20-1	3624-1151	内、外、整、脳外 皮、泌、訪リハ	98 療 42
(急) 社会福祉法人 賛育会 賛育会病院	太　平3-20-2	3622-9191	内、小、外、整、産婦 耳、皮、泌、麻、リハ、緩和ケア	199
医療法人相生会 墨田病院	本　所1-29-1	5608-7276	治験専門	58

24　保健衛生行政史(昭和19年以降)

昭和19年10月	保健所の運営を刷新し、従来の健康相談施設にとどめることなく、衛生行政の末端浸透の下部構造として機能させるため、都内の健康相談所が再編整理され、それぞれ都立保健所、健康相談所として発足する。 向島区内では、向島簡易保険健康相談所が東吾嬬保健所に、向島健康相談所と向島児童健康相談所が統合されて西吾嬬保健所となり、また、寺島健康相談所が都立（同名称）となる。 本所区では、緑町簡易保険健康相談所と厩橋健康相談所が統合され、本所緑町保健所として発足する。 （注）1. 当時の衛生行政は、都民生局（衛生課、防疫課等 4 課所管)、区役所及び警察署においても処理しており、行政機構と権限がふくそうして行政運営に支障が多かった。 2. 当時の保健所は、体力管理、母子衛生、優生相談、栄養改善、予防、勤労衛生等の保健指導を主な業務としていた。
昭和20年 6月	都立東吾嬬保健所が墨田保健所と改称し、戦災のため廃止された西吾嬬保健所及び寺島健康相談所の事務を引き継ぐ。 また、相次ぐ空襲のため、保健所本来の使命達成よりも戦災救護が主な目的となり、その運営が区長の所管となる。
昭和21年 4月	食品衛生監視事業、ねずみ族・昆虫駆除事業はじまる。併せて、保健所の防疫陣が強化される。
6月	花柳病診療所として、都立玉ノ井診療所が寺島七丁目14番地（墨田一丁目18番）に開設される。
8月	戦災による保健所の被害（都内33か所）が大きく、その復興と整備を図るため、その運営が再び都長官（現都知事）の所管に戻る。
昭和22年 2月	都立本所性病病院が都立本所病院内（江東橋四丁目）に開設される。
3月	**都内35区を整理統合し、22区制（のち23区となる）が実施され、本所区、向島区の区域をもって墨田区が誕生する。**
4月	同区役所の本所支所及び向島支所にそれぞれ衛生課が設置される。
5月	区の自治権拡充に伴い、保健所の運営が再び区長に移管される。
9月	保健所に食品衛生監視員を配置。 警察署所管の旅館、公衆浴場、墓地火葬場等の行政事務を区長が処理することとなる（区衛生課担当)。 都立本所病院が江東橋四丁目に再開され､伝染病患者の収容を開始する。
昭和23年 1月	保健所機能の拡充化強化を図り、地域保健衛生の中心機関とする新保健所法が制定施行される。
6月	予防接種法が公布される。
10月	**新保健所法に基づく都直轄保健所（都内 41 か所）として、向島保健所（旧吾嬬東 7－68、墨田保健所と区役所向島支所衛生課を統合）及び本所保健所（旧緑町 1－20、本所緑町保健所と区役所本所支所衛生課を統合）が発足。** （注）　新制保健所は、衛生思想の普及・向上、人口動態統計、栄養改善、飲食物の衛生、住宅・水道・下水道・清掃その他の環境衛生、保健婦事業、公共医療事業の向上・増進、母性・乳幼児の衛生、歯科衛生、衛生上の試験・検査、結核・性病・伝染病その他の疾病の予防、その他地域公衆衛生の向上・増進等を総括的に取扱う保健指導機関であるとともに、関係施設の許可及び取締りを行う行政機関の性格を持つようになる。

11 月	保健所に環境衛生監視員を配置。
昭和 24 年 1 月	都立墨田病院が旧江東橋 3－8 に開院される（旧茅場国民学校跡地）。
4 月	予防接種法による種痘その他の定期予防接種及び母子保健事業として乳幼児健康診査はじまる。
5 月	都立本所病院内（江東橋四丁目）の都立性病病院が廃止される。
昭和 25 年 9 月	**向島保健所が旧寺島町 5－30（現在地）に移転。**
10 月	**本所保健所が旧東駒形 1 －32（現在地）に移転。**
	狂犬病予防法による集合注射はじまる。
昭和 26 年 3 月	保健所に結核診査協議会を設置。
4 月	新結核予防法が施行され、集団生活者以外の一般住民に対する健康診断はじまる。
昭和 27 年 7 月	栄養改善法が施行され、栄養指導員制度が発足する。
	都立墨田産院が旧吾嬬町西 6－49（八広 3－22－14）に開院（平成 20 年閉院）する。
昭和 28 年 6 月	保健所に興行場法、旅館業法及び公衆浴場法運営協議会を設置。
昭和 30 年 4 月	家族計画特別普及事業はじまる。
昭和 32 年 2 月	都立墨田病院を本所病院内に移し、名称を墨東病院（仮称）とすることが決定する。
5 月	保健所に優生保護相談所併設。
昭和 33 年 5 月	未熟児養育事業はじまる。
昭和 34 年 12 月	都立玉ノ井診療所が売春防止法の公布に伴い廃止される。
昭和 35 年 5 月	向島保健所で身体障害児の療育相談事業はじまる。
昭和 36 年 4 月	本所病院、墨田病院を統合し、墨東地区唯一の公立総合病院として都立墨東病院が診療開始。
昭和 39 年 4 月	向島保健所で成人病相談室開設。
昭和 40 年 4 月	区の自主性強化により、保健衛生事務の一部が区の事務となり、区に保健係新設（区民部区民課所管、後に保健衛生係と改称）。 （注）区の保健衛生関係事務は、予防接種法による定期予防接種等、結核予防法による住民健康診断、BCG 接種等、母子手帳の交付、ねずみ族・昆虫の駆除、保健所等庁舎の維持補修等となる。
9 月	区で老人健康診査事業はじまる。
昭和 41 年 1 月	区で母子栄養食品支給事業はじまる。
7 月	保健所で精神衛生相談事業はじまる。
昭和 42 年 5 月	向島保健所が庁舎改築のため、東向島 2－41－11 仮庁舎に移転。
昭和 43 年 6 月	**向島保健所が新庁舎（東向島 5－16－2）で業務開始。**
昭和 47 年 10 月	大気汚染健康障害者医療費助成制度（東京都）が発足。
11 月	本所保健所が庁舎改築のため、横川 5－2－30 仮庁舎に移転。
昭和 48 年 9 月	地区医師会の協力を得て､在宅輪番制による休日応急診療事業はじまる。
11 月	**本所保健所が新庁舎（東駒形 1－6－4）で業務開始。**
昭和 49 年 2 月	休日応急診療事業を固定方式とし、区民会館内に墨田区休日応急診療所（向島 3－36－7）開設。
9 月	公害健康被害補償法施行。
昭和 50 年 4 月	**区の自治権拡充が図られ、保健所業務（薬務を除く）が区に移管された。向島、本所保健所とも墨田区に移管された。** **区に保健衛生部誕生（第三庁舎両国 1－18－7）。** 区の付属機関として、保健所運営協議会、興行場法・旅館業法及び公衆浴場法運営協議会並びに結核診査協議会を設置。 区民の協力を得て、衛生行政の円滑な推進を図るため、保健衛生協力員、

	伝染病予防委員を設置。
8月	墨田区三医師会事務連絡会が発足し、区と三医師会との連絡窓口を一本化。
9月	本所保健所に歯科衛生相談室開設。
10月	墨田区産業展に保健所参加。
12月	墨田区の区域が公害健康被害補償法に基づく大気汚染地区に指定され、区在住、在勤の公害病患者に対する公害補償事務はじまる。
昭和51年 1月	公害健康被害認定審査会設置。
4月	公害健康被害診療報酬審査会設置。 第三庁舎を廃止し、保健衛生部を区役所庁舎別館に移転。
6月	予防接種法改正、51年6月19日施行(救済措置は52年2月25日施行)。
9月	墨田区歯科衛生懇談会設置。
10月	都休日眼科診療事業はじまる。
12月	災害時の医療救護活動について、三医師会と協定を締結。
昭和52年 1月	都休日夜間診療業務開始。
4月	都休日耳鼻科診療事業はじまる。 伝染病予防委員の常時設置を改め、必要の都度、これを設置する。
10月	風しん予防接種はじまる。 区政施行30周年行事「保健衛生展」を開催。
昭和53年 6月	1歳6か月児健康診査事業はじまる。 在宅主婦について40歳誕生日健康診査事業を開始。 向島保健所に歯科衛生相談室開設。 水道法の改正に伴う簡易専用水道施設の規制施行、都知事から委任を受け区長の事務となる。
9月	麻しん予防接種はじまる。
10月	休日応急診療所の診療時間延長（休日準夜間診療)。
昭和54年 7月	保健所だより特集号（年2回）発行。
9月	ねたきり老人訪問看護指導はじまる。
10月	くらしと健康を守る「保健衛生展」を開催。
昭和55年 10月	墨田区民生活展「保健衛生コーナー」を開催。
昭和56年 4月	墨田区公衆浴場設備改善資金助成事業開始。
7月	墨田区精神障害者社会復帰訓練事業運営補助事業開始。
昭和57年 6月	寝たきりにならないための「リハビリ教室」開設。
10月	区政35周年記念区民生活展「保健衛生コーナー」開催（以後すみだまつりのイベントとして実施)。
11月	墨田区献血推進運動協議会結成。 第1回墨田区保健意識調査まとまる。
昭和58年 2月	**老人保健法施行。40歳以上の区民に「健康手帳」を配布する。**
4月	老人医療事務を併合し、管理課を健康課と改める。 建築物衛生法の一部事務（延べ床面積3,000～5,000㎡の施設）が東京都から移管される。
5月	誕生日健診事業を拡充（40歳男性及び50歳男女を加える)。
10月	保健衛生展並びに健康づくり広場を開催。
昭和59年 1月	**「区民の健康づくり総合計画」を策定。**
4月	歯科休日応急診療所を在宅輪番制で開始。 健康づくり特集号（年4回）発行。 神経芽細胞腫検査事業開始。
5月	誕生日健診事業を拡充（45歳男女を加える)。
9月	夜間健診事業試行開始。 60～64歳の健康診査を区内医療機関で実施する。

	10月	**“健康すみだ”をめざし「すみだ健康区宣言」を行う。**
昭和60年	4月	55 歳男女の誕生日健診実施により、節目健診事業の充実（35 歳女子・40歳・45歳・50歳・55歳の男女）を図る。
	6月	Ｂ型肝炎ウイルス母子間感染防止事業開始。
	11月	墨田区心の健康づくりに関する懇談会より提言。 健康づくりシンボルマークが決まる。
昭和61年	3月	本所保健所に検査室（増築）完成。
	4月	歯科衛生懇談会を「墨田区本所向島歯科医師会事務連絡会」と改称。
昭和62年	1月	保健所組織変更（総務課と衛生課を統合し、衛生課とする）。
	2月	AIDS（後天性免疫不全症候群）相談窓口開設。
	4月	「老健法」医療以外の保健事業第二次5か年計画実施。 肺がん、乳がん検診はじまる。
	7月	保健所のOA化（ファクシミリ設置、オンライン端末機導入）。
	10月	区政40周年記念消費生活展と共同で「健康展」開催（以後毎年実施）。
昭和63年	1月	結核サーベイランスシステムの運用を開始する。 子宮体部がん検診はじまる。
	2月	40歳以上の区民に対し「健康手帳」（改訂版）を配布。
	3月	公害健康被害補償法の大気汚染地域指定が解除（改正法による）される。 第2回墨田区民健康意識調査まとまる。
	5月	赤ちゃんぜん息予防健診事業を始める。
	8月	公害健康被害者保健事業で転地療養（サマーキャンプ）を実施する。
平成元年	**1月**	**「墨田区平和福祉都市づくり宣言」を行う。**
	3月	「区民の健康づくり総合計画」の一部改訂を行う。
	4月	**すみだ福祉保健センター開設。** 向島・本所保健所に設置されていた保健所運営協議会を一本化して墨田区保健所運営協議会とする。 向島・本所保健所に設置されていた興行場法、旅館業法及び公衆浴場法運営協議会を一本化して墨田区興行場法、旅館業法及び公衆浴場法運営協議会とする。 向島・本所保健所に設置されていた結核診査協議会を一本化して墨田区結核診査協議会とする。 向島・本所保健所及び学校等で行っていた各種予防接種の未接種者への接種をすみだ福祉保健センターではじめる。
	5月	すみだ福祉保健センターにおいて心身障害者(児)歯科相談等事業を開始する。
	7月	土曜健康診査事業を開始。
	9月	健康づくりモデル地区の育成事業を開始する。 3歳児視力検診事業を開始する。
平成2年	4月	保健衛生部の組織改正実施（健康課を保健衛生課と健康課の２課とする）。 大腸がん検診事業を開始する。
	11月	**墨田区役所の新庁舎（吾妻橋1−23−20）が完成し、執務を開始する。**
平成3年	4月	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行。 ねたきり相談窓口開設。
	10月	「ねたきりにならないため」の施策の一環としてリハビリ大会を実施。
平成4年	4月	「健康マップ」を発行。 3歳児聴覚検診事業を開始する。
	7月	飼い猫の去勢・不妊手術費助成事業を開始する。
平成5年	3月	第3回墨田区民健康意識調査まとまる。

4月	すみだ健康情報システムのうち「1・1（ワンワン）システム」と「医療施設情報システム」の運用を開始する。 HIV抗体検査を月1回から2回に増やし、カウンセラーを配置する。
10月	すみだ健康情報システムのうち「環境衛生施設システム」、「食品衛生施設システム」、「人口動態統計システム」の運用を開始する。
12月	東京都保健医療計画の一部である地域保健医療計画（区東部保健医療圏）が策定される。
平成6年　3月	**区民の健康づくり総合計画を再改定する。** 在宅ねたきり高齢者訪問歯科診療事業を開始する。
4月	すみだ健康情報システムのうち「集団給食施設システム」、「栄養指導システム」、「予防接種システム」の運用を開始する。
7月	骨密度健診を開始する。 地域保健医療計画の実現に向け、「墨田区健康づくり推進連絡協議会」が設置される。
11月	墨田区精神障害者グループホーム助成事業が開始される。
12月	鐘ヶ淵訪問看護ステーションが開設される。
平成7年　3月	すみだ訪問看護ステーションが開設される。
4月	予防接種法改正により、（ポリオ、BCGを除く）個別接種が始まる。 墨田健康情報システムのうち「がん検診システム」、「区民健康診査システム」の運用を開始する。
7月	結核予防法の一部改正に伴い、医療費の公費負担が保険優先となる。
9月	60歳以上の健康診査の中で、前立腺がん検診を実施する。
平成8年　3月	健康ガイド（医療マップ）を作成する。 賛育会訪問看護ステーションが開設される。
4月	すみだ健康情報システムのうち「母子保健システム」、「健康相談システム」の運用を開始する。
6月	民間病院の病床整備資金の利子補助を行う。
12月	両国訪問看護ステーションが開設される。
平成9年　3月	区内に建設された老人保健施設に対し、建設資金の助成を行う。
4月	薬事法の改正に基づき、一般販売業（卸売販売業を除く）及び特例販売業について、その許可及び監視指導等の事務が東京都から特別区に移管される。 糖尿病の早期発見を図るため、基本健康診査にヘモグロビンA1c検査を導入し、生活習慣病対策の充実を図る。
6月	健康づくり施策充実の調査・分析を開始する（10年3月に報告書が完成）。
9月	動物愛護普及啓発のための「動物たちの写真展」の開催がはじまる。
10月	「かかりつけ医」相談窓口が向島医師会館内に開設される。
平成10年 2月	墨田中央病院訪問看護ステーションが開設される。
6月	墨田区食品衛生推進員制度がスタートする。
8月	すみれ訪問看護ステーションが開設される。
9月	訪問看護ステーションしらひげが開設される。
10月	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が制定（平成11年4月1日施行）される。
平成11年 4月	保健衛生部の組織改正を行う（保健衛生課と健康課を統合し、保健衛生課1課とする。健康課老人医療係は介護保険課に編入）。
5月	成人歯科健康診査を開始する。 「犬のしつけ方教室（講義編）」の開催がはじまる。
平成12年 4月	**保健衛生部の組織改正を行う。** **厚生部と保健衛生部を統合し、福祉保健部とする。**

	向島保健所と本所保健所を統合し保健衛生担当（墨田区保健所）とする。 **保健衛生担当には保健計画課、生活衛生課、衛生検査課を置き、これまでの向島と本所の保健所は、それぞれ保健センターとする。** 建築物衛生法の一部事務の移管が、延べ床面積 10,000 ㎡の施設まで拡大される。
10 月	毒物及び劇物取締法の改正に基づき、毒物劇物販売業の登録及び監視指導等の事務が東京都から特別区へ移管される。 精神障害者地域生活支援センター（太平 1－5－11）を開設。
平成 13 年 3 月	**区民の健康づくり総合計画を策定する。**
4 月	難病患者等居宅生活支援事業として、ホームヘルプサービス事業・日常生活用具給付事業をはじめる。
7 月	精神障害者ホームヘルプサービス事業をモデル事業としてはじめる。
12 月	平成 13 年 11 月、インフルエンザが予防接種二類の対象疾患に追加されたことに伴い、地区医師会等に接種を委託する。
平成 14 年 4 月	区民健康診査のなかで、B 型・C 型肝炎（35 歳を除く）の検査を始める。 誕生日健診対象者のうち、55 歳に大腸がん検診（希望者）をはじめる。 精神障害者ホームヘルプサービス事業が法定事業化される（4 月～8 月モデル事業として実施、9 月以降本事業化）。 **向島医師会、本所医師会及び墨田区医師会が統合し、「すみだ医師会」が発足する。**
10 月	**向島薬剤師会、本所薬剤師会が統合し、「墨田区薬剤師会」が発足する。**
11 月	東南アジア、中国を中心に新型肺炎“重症急性呼吸器症候群（SARS）”が発症、流行する。（最終的に世界で 8,096 人の可能性例と 774 人の死亡者が確認される。）
平成 15 年 4 月	「災害時における動物救護活動についての協定」を獣医師会と締結する。
6 月	「犬のしつけ方教室（講義編）」と合わせて「犬のしつけ方教室（実技編）」の開催がはじまる。
10 月	不定住者健康対策としての結核特別事業（結核健診事業・結核患者服薬支援「DOTS」事業）を開始する。
平成 16 年 1 月	日本国内としては 1925 年以来、約 80 年ぶりとなる「高病原性鳥インフルエンザ」の疑い事例が確認される。
4 月	乳児（3・4 か月児）健康診査の実施時に併せて産後うつのスクリーニングと相談を開始する。 食品衛生法改正により、以降毎年パブリックコメントを反映した食品衛生監視指導計画の策定を開始。
5 月	向島食品衛生協会、本所食品衛生協会が統合し、墨田区食品衛生協会が発足する。
平成 17 年 4 月	精神障害者ショートステイ事業を開始。短期入所施設薫風庵（荒川区西尾久 7－50－6）及びハートパル花畑（足立区花畑 4－34－16）で受入れを行う。 特別区における東京都の事務処理に関する特例条例により、薬局等 11 業種に関する事務が移譲される。
11 月	子育て環境の整備のため、医師会及び同愛記念病院の協力を得て、11 月 1 日に「すみだ平日夜間救急こどもクリニック」（同愛記念病院内）を開設する。
平成 18 年 3 月	平成 13 年に策定した「区民の健康づくり総合計画」の計画期間と計画の見直しを行い、区民が生活習慣病を予防し健康づくりを推進するために、区民と区との協働のもと、計画的に推進するための方向性を策定する。 AED（自動体外式除細動器）を区内公共施設 21 施設に設置する。
4 月	若年健診（20 歳・25 歳・30 歳・35 歳）を開始、小規模企業健診を廃止する。 妊婦歯科健康診査を開始する。

7 月	飼い主のいない猫の不妊手術等費用助成事業がはじまる。
平成 19 年 4 月	結核予防法が廃止され、感染症法に統合される。
6 月	**墨田区食育推進計画を策定する。**
	向島環境衛生協会、本所環境衛生協会が統合し、墨田区環境衛生協会が発足する。
8 月	体組成計(体脂肪計)を区内公共施設 28 箇所に設置する。
	区民健康体操(すみだ花体操)が完成する。
平成 20 年 4 月	**衛生検査課と本所保健センター感染症係を統合して保健予防課を発足させ、検査を含めた感染症関係業務の一体的な感染症対策を行うこととする。**
	「墨田区庁内食育推進会議」及び「すみだ食育推進会議」を設置し、区要綱に定める。
	妊婦健康診査の助成回数を 2 回から 14 回に拡充。里帰り出産等の妊婦への妊婦健診費用の償還払い制度を開始。
7 月	特定健康診査・特定保健指導を開始。これに伴い、区の健康診査の大幅な見直しを行う。
	AED(自動体外式除細動器)を区立小学校などに増設し、区の公共施設の設置箇所が合計 89 施設となる。
9 月	高齢者肺炎球菌予防接種費用の一部助成を開始。
平成 21 年 4 月	新型インフルエンザ(A/H1N1)患者の発生に伴い、本所保健センター内保健予防課に発熱相談センターを設置し、区民からの相談に対応、情報提供などを実施。
	AED(自動体外式除細動器)が設置された区の公共施設が合計 97 施設となる。
	「受動喫煙防止対策実施施設登録制度」を開始。
6 月	改正薬事法の施行により、平成 24 年 5 月末までに一般販売業及び薬種商販売業が店舗販売業へ移行。
11 月	**「墨田区がん対策基本方針」を策定する。**
平成 22 年 4 月	「墨田区食育推進計画」の具体的な行動計画を定めた「みんなでつくる『すみだの食育』=チャレンジプラン=」を策定する。
	ヒブワクチン予防接種費用の一部助成を開始。
	女性の健康づくり推進事業を開始。
平成 23 年 3 月	**平成 13 年に策定した「区民の健康づくり総合計画」のこれまでの取組を評価・見直し、「区民の健康づくり総合計画（後期計画)」を策定する。**
	「避難所におけるペットの救護に関するマニュアル」を策定する。
4 月	自殺予防対策事業を開始。
	小児用肺炎球菌予防接種の一部助成を開始。
	子宮頸がん予防ワクチン接種事業を開始。
7 月	保健予防課感染症係が本所保健センター内から区役所庁舎内に移転。
平成 24 年 4 月	理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、公衆浴場法、旅館業法の改正により、施設の構造設備や衛生措置基準等について区独自条例が定められる。
	墓地、埋葬に関する法律の改正により、許可等について東京都から区に移管され、構造設備や管理の基準等について区独自条例が定められる。
	毒物及び劇物取締法の改正に基づき、業務上取扱者の届出及び監視指導等の事務が東京都から特別区へ移管される。
	医療連携推進事業を開始。
6 月	**「墨田区食育推進計画」〔平成 24 年度改定〕を策定する。**
	胃がんリスク検査を試行的に開始。

平成 25 年　4 月	予防接種法の改正により、Hib 感染症、小児の肺炎球菌感染症及びヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん）が定期の予防接種の対象に追加される。 平成 17 年 4 月から特例条例により区が行ってきた薬局の開設許可及び監視指導等の事務が、薬事法の改正に基づき東京都から特別区に移管される。 **社団法人すみだ医師会が公益社団法人墨田区医師会となる。**
平成 26 年　3 月	**「墨田区がん対策基本方針」を改定。**
10 月	予防接種法の改正により、水痘、高齢者の肺炎球菌感染症が定期の予防接種の対象に追加される。
11 月	法の改正に基づき「薬事法」の名称が「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改正される。
平成27年　4月	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正に基づき、高度管理医療機器等販売業等の開設許可及び監視指導等の事務が東京都から特別区に移管される。 食品表示法が施行される。
6 月	「第 10 回食育推進全国大会 in すみだ 2015　夢をカタチに！未来につなぐ豊かな食育　～手間かけて“食で育む”人とまち～」を内閣府・墨田区・第 10 回食育推進全国大会すみだ実行委員会の主催により開催する。
11 月	出産・子育て応援事業「ゆりかご・すみだ事業」を開始。
平成 28 年　3 月	**平成 18 年に策定した「区民の健康づくり総合計画」、平成 23 年に策定した「区民の健康づくり総合計画（後期計画）」のこれまでの取組を評価・見直し、「すみだ健康づくり総合計画」を策定する。**
4 月	健康増進法の改正に基づき、健康の保持増進の効果等に関する誇大表示の禁止について、勧告、命令等の事務が国から移管される。 妊婦子宮頸がん検診を開始する。
9 月	がん検診・健康診査等専用コールセンター「すみだ　けんしんダイヤル」を開設する。
平成 29 年　4 月	妊婦歯科健診を妊産婦歯科健診とし、産後 1 年間まで受診機会を拡大する。 骨髄・末梢血幹細胞提供者（ドナー）とドナーが勤務する事業所に助成金の交付を開始する。 若年区民健康診査を委託化する。
6 月	**3 つのリーディングプロジェクトを掲げた、新たな「墨田区食育推進計画」を策定する。**
10 月	薬局薬剤師による残薬調整事業（モデル事業）を開始する。
平成 30 年　4 月	保健センター実施の肺がん検診の実施体制を見直し、区内医療機関への委託を開始する。
10 月	後期高齢者歯科健康診査を開始する。
平成 31 年　3 月	**「墨田区がん対策基本方針」の理念を引き継ぎ、「墨田区がん対策推進計画」を策定する。** **自殺対策基本法に基づき、「墨田区自殺対策計画」を策定する。**
4 月	**新保健施設等開設準備担当副参事を置く。** **保健予防課に精神保健係を置き、保健計画課から精神保健・難病関係を移設する。** 胃がん検診として、胃部エックス線検査に加え、胃内視鏡検査を導入する。 妊産婦歯科健康診査を、妊娠中に 1 回及び出産後 1 年未満の間に 1 回の計 2 回受診とする。
令和 2 年　1 月	**世界的なパンデミックとなった新型コロナウイルス感染症について、初動となる「新型コロナウイルス関連感染症に関する危機管理連絡会議」を開催する。**
3 月	4 月に改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例が全面施行されることに伴い、「墨田区受動喫煙防止対策実施施設登録制度」を終了する。

		「新型インフルエンザ等特別対策措置法」に新型コロナウイルス感染症を含める法改正が行われる。
	4月	**新型コロナウイルス感染症の拡大（第1波）を受け、国が「新型インフルエンザ等特別対策措置法」に基づく「緊急事態宣言」を発令。区の連絡会議は名称を「新型コロナウイルス感染症対策本部会議」に改め、その後も継続的に開催して全庁的な対応を協議する。** 年度を通じ、感染拡大防止の観点から、啓発イベント等の一部事業の中止や縮小を行う。
	6月	**区の基本計画改定の延期に伴い、「健康づくり総合計画」の改定を延期。**
	12月	**予防接種法の改正により「臨時接種の特例」とされた新型コロナワクチン接種に対応するため、保健予防課に「新型コロナウイルス予防接種調整担当」を設置。**
令和3年	4月	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を開始する。
	5月	**全区民を対象に新型コロナワクチン接種（1,2 回目）を開始する。区開設の４会場については全庁応援職員により運営。** 年度を通じ、感染拡大防止の観点から、啓発イベント等の一部事業の中止や縮小を行う。
	7月	墨田区・千葉大学・iU の三者による包括協定に基づき、千葉大学と区民の健康度評価研究事業を開始する。
令和4年	1月	新型コロナワクチン接種（3回目）を開始する。 **新型コロナウイルス感染症の急拡大（第6波）を受け、全庁に BCP が発動される。陽性者への初回連絡等に全庁職員の応援を受ける。**
	2月	新型コロナウイルス感染症の対応病床の逼迫に備え、同愛記念病院内に区主導の臨時医療施設を開設。延べ42名の治療を行う。
	3月	**「すみだ健康づくり総合計画（後期）」〔令和3年度改定〕を策定する。** 大規模災害（感染症を含む）に備え、移動式医療施設の活用について東京曳舟病院と協定を締結する。
	4月	新保健施設等開設準備担当を新保健施設等開設準備室として保健計画課から独立させ、新保健施設への移行に向けた調整を本格化させる。
	6月	**「墨田区食育推進計画」〔令和4年度改定〕を策定する。** 新型コロナワクチン接種（4回目）を開始する。
	9月	新型コロナワクチン接種（5回目）を開始する。
令和5年	4月	育メン歯科健康診査を開始する。 4歳児歯科健康診査を開始する。
	5月	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、新型インフルエンザ等感染症（2類相当）から、5類感染症（定点）に変更される。 新型コロナワクチン接種（6回目）を開始。
	9月	帯状疱疹ワクチン予防接種の一部助成を開始。 新型コロナワクチン接種（7回目）を開始。
	11月	**新保健施設等複合施設の正式名称が「すみだ保健子育て総合センター」に決定する。**
令和6年	3月	**「墨田区感染症予防計画」「墨田区健康危機対処計画（感染症編）」を策定する。**
	4月	向島・本所両保健センターを統合の上、保健計画課の事務を一部移管し、健康推進課を設置する。 保健予防課の精神保健係を保健予防係とし、保健計画課から公害健康被害補償等の事務を移管する。 母子健康づくり担当副参事を置く。 おたふくかぜワクチン予防接種（任意接種）助成を開始。

		4 種混合ワクチンに Hib ワクチンの成分も含む 5 種混合ワクチン接種を開始。
	5 月	周産期支援調整担当副参事を置く。
	6 月	**すみだ保健子育て総合センター竣工。**
	8 月	男性 HPV ワクチン予防接種（任意接種）助成を開始。
	10 月	予防接種法の改正により、新型コロナウイルス感染症が定期の予防接種の対象に追加される。 小児インフルエンザワクチン予防接種（任意接種）助成を開始。
	11 月	**すみだ保健子育て総合センター開館。**
令和７年	3 月	**「第 2 期墨田区がん対策推進計画」を策定する。**
	4 月	予防接種法の改正により、帯状疱疹が定期の予防接種の対象に追加される。
令和７年	4 月	**福祉保健部の組織改正を行う。** **福祉保健部保健衛生担当を保健衛生部とする。**
令和８年	3 月	**「すみだ健康づくり総合計画」を策定する。** **「ひと・まちつながり　いきるを支える墨田区自殺対策計画」（第２次）を策定する。**
	4 月	**「すみだ健康区宣言」の一部見直しを行う。** 予防接種法の改正により、RS ウイルス感染症が定期の予防接種の対象に追加される。

令和 8 年 10 月発行

墨田区の福祉・保健
(令和8年度版)

編集・発行　墨田区福祉部
墨田区保健衛生部
墨田区子ども・子育て支援部
〒 130－8640
東京都墨田区吾妻橋一丁目 23 番 20 号
☎（03）5608－1111（代）

この冊子は“ すみだふれあいセンター福祉作業所 ”が印刷・製本しました